

森町都市計画マスタープラン 2020-2040

森町の「豊かな暮らし」を描く

令和2年3月
静岡県森町



はじめに

「『医・職・住』×『交流』のまちづくり」をめざして ～森町における豊かな暮らしの維持～

我が国では、近年、人口減少・少子高齢化社会の到来、東日本大震災など大規模な自然災害や新たな感染症の発生、ライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような社会動向に対応するため、国は、公共公益施設や生活利便施設等と居住機能を集約し、これらを公共交通で繋ぐ「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを推進しています。



当町におきましては、平成 24 年に新東名高速道路の供用開始に伴い、森掛川インターチェンジ、遠州森町パーキングエリアが開設され、さらに平成 26 年には遠州森町スマートインターチェンジが開設されたことで、交通体系や人の流れが変わり、観光、産業等を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした背景を踏まえ、平成 29 年 3 月に第 9 次森町総合計画を策定しました。この計画に掲げたまちの将来像「住む人も訪れる人も『心とらぐ森町』」の実現に向け、本町の歴史、文化、自然、産業などの地域資源や新東名高速道路を活用した交流人口の増加や新たな産業の振興など、住んでいる人だけでなく訪れる人にとっても魅力的なまちづくりを進めているところです。

今回、10 年後 20 年後の森町を見据え、コンパクトで持続可能なまちづくりのため、森町都市計画マスタープランを改定するとともに、居住機能や公共公益施設及び生活利便施設など都市機能の維持・誘導を図るため立地適正化計画を策定しました。

今後は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、「『医・職・住』×『交流』のまちづくり」をテーマとして、豊かな暮らしの維持に取り組んでまいります。

結びに、改定にあたりまして、有識者会議にご参画いただいた委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただいた皆様に厚くお礼申し上げますとともに、本計画の実現に向けて、今後とも市民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

森町長 太田 康雄

目 次

序 都市計画マスタープランについて	1
1. 都市計画マスタープランとは	1
2. 計画改定の背景	1
3. 計画の基本的事項	2
4. 計画の構成	4
第1章 森町の現況と課題	5
1. 森町の特長	5
2. 森町の現況と課題	8
3. まちづくりの課題	27
第2章 全体構想	29
1. まちづくりの方向	29
2. まちづくりのテーマ	32
3. まちの規模	33
4. まちの形	34
5. まちづくりの分野別方針	48
5-1. 土地利用の基本方針	48
5-2. 道路・交通の基本方針	54
5-3. 都市環境の基本方針	60
5-4. 景観形成の基本方針	66
5-5. 防災都市づくりの基本方針	72
5-6. まちの持続・運営の基本方針	77
第3章 地域別構想	79
1. 地域別構想とは	79
2. 地域別まちづくり構想	80
2-1. 森地区	80
2-2. 一宮地区	88
2-3. 園田地区	94
2-4. 飯田地区	100
2-5. 三倉地区	106
2-6. 天方地区	112
第4章 計画の実現に向けて	119
1. 「協働のまちづくり」の推進	119
2. 実現に向けた取組	122
3. 計画の進捗管理	124
巻末	125
1. 策定の体制及び経緯	125
2. 用語の解説	129

序 都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2第1項に基づき、町の都市計画に関する基本的な方針を示すものです。具体的には、町の総合計画やまちづくりの現状、住民意向などを踏まえ、目指すべきまちの将来像を定め、今後のまちづくりの道筋を示す計画です。

「土地利用や開発の規制」や、「道路・公園・下水道の都市施設整備」、「土地区画整理事業等の市街地開発事業」など、個別の都市計画は、この計画に基づき行うこととなります。

2. 計画改定の背景

町では、2012年（平成24年）に策定された「森町都市計画マスタープラン」に基づき、まちづくりに取り組んできましたが、策定から約10年が経過するなか、人口減少・少子高齢化の本格化、新東名高速道路の開通、南海トラフ巨大地震等の大規模災害への懸念など、町を取り巻く状況は大きく変化してきています。

こうした中、2014年（平成26年）には、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、居住や医療・福祉・商業等の都市機能の立地の適正化による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現化を目的として、立地適正化計画が制度化されました。

今回の改定は、本町を取り巻く状況の変化や、第9次森町総合計画との整合、立地適正化計画等の策定を踏まえ、今後とも豊かに暮らし続けられる持続可能なまちの実現を目指し、計画を見直し更新するものです。

■ 都市計画マスタープラン策定の経緯、改定の背景

1997年3月 （第1次）森町都市計画マスタープラン策定

2012年3月 （第2次）森町都市計画マスタープラン策定

- 社会情勢の変化
 - ・人口減少・少子高齢化
 - ・災害リスクへの懸念
 - ・住民ニーズの多様化
 - ・都市間競争の激化
- 前回計画策定以降の基盤整備や法改正等
 - 2012年： 新東名高速道路開通森掛川IC開設
 - 2014年： 遠州森町スマートIC開設
 - 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律施行
 - 2017年： 第9次森町総合計画策定

2020年6月 森町都市計画マスタープラン公表

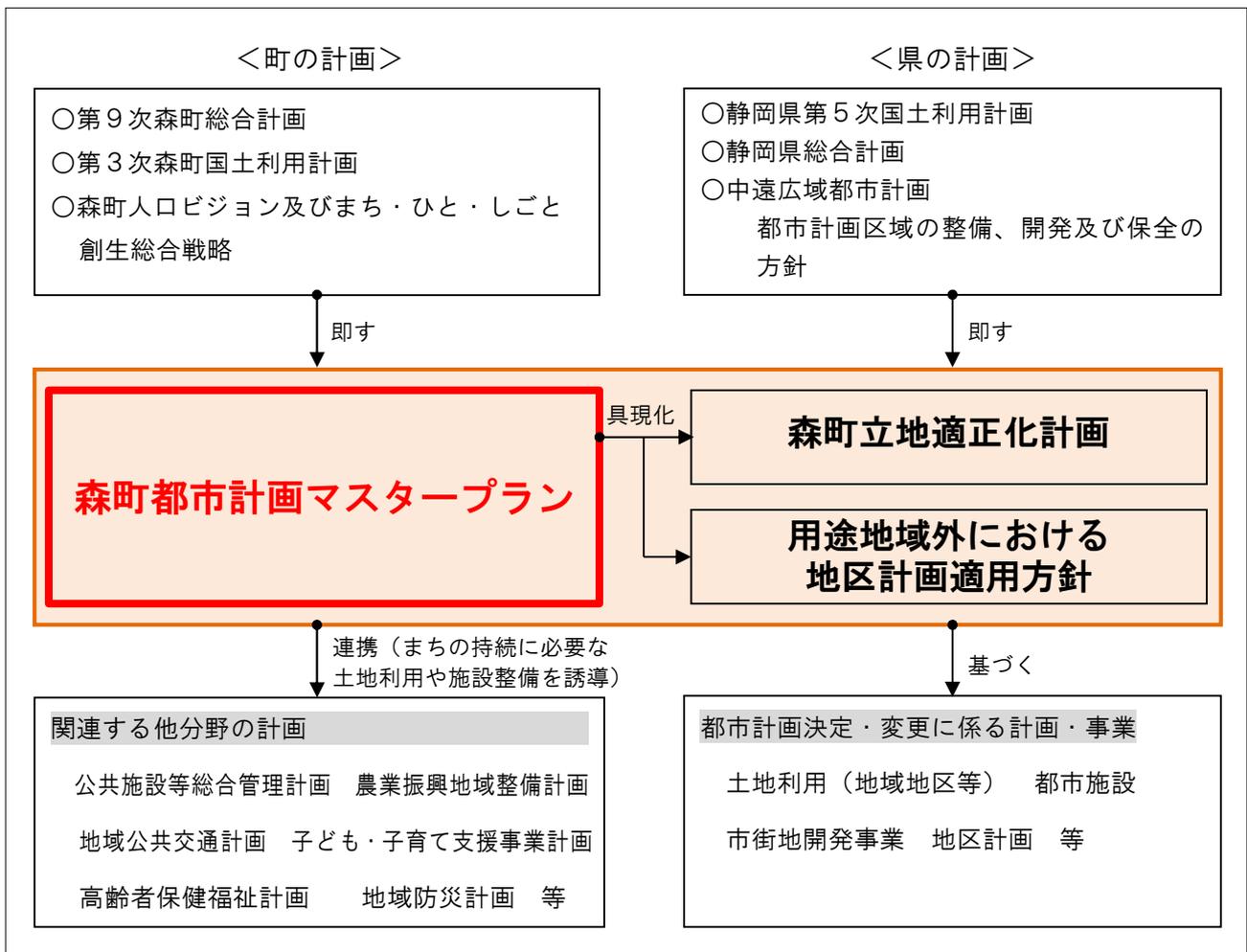
3. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

「森町都市計画マスタープラン」は、「第9次森町総合計画」や「中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画分野の各種個別計画を総括し、調整する計画として定めます。

また、まちの持続に必要な土地利用や施設整備を誘導し、目指すべきまちの将来像を実現していくため、同時に「森町立地適正化計画」、「用途地域外における地区計画適用方針」を定め、併せて都市計画の分野だけでなく、他分野との連携や整合を図ります。

■ 森町都市計画マスタープランの位置付け



(2) 計画の目標年次

本計画の目標年次は、概ね20年後の2040年（令和22年）とします。ただし、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更等により、必要に応じて見直しを行います。

(3) 計画の対象範囲

都市計画法は、基本的に都市計画区域に適用されるものですが、これからのまちの豊かな暮らしを描き実現していくうえでは、都市計画区域外の豊かな自然やそこで営まれる活動も重要であることから、本計画の対象範囲は、都市計画区域外を含む森町全域とします。

なお、「森町立地適正化計画」は都市再生特別措置法に基づき都市計画区域全域（主に用途地域内）を、「用途地域外における地区計画適用方針」は都市計画区域内の用途地域外を対象範囲とします。

(4) 計画改定のポイント

① 森町における「豊かな暮らし」とその持続に向け、まちの「規模・形・テーマ」を示す。

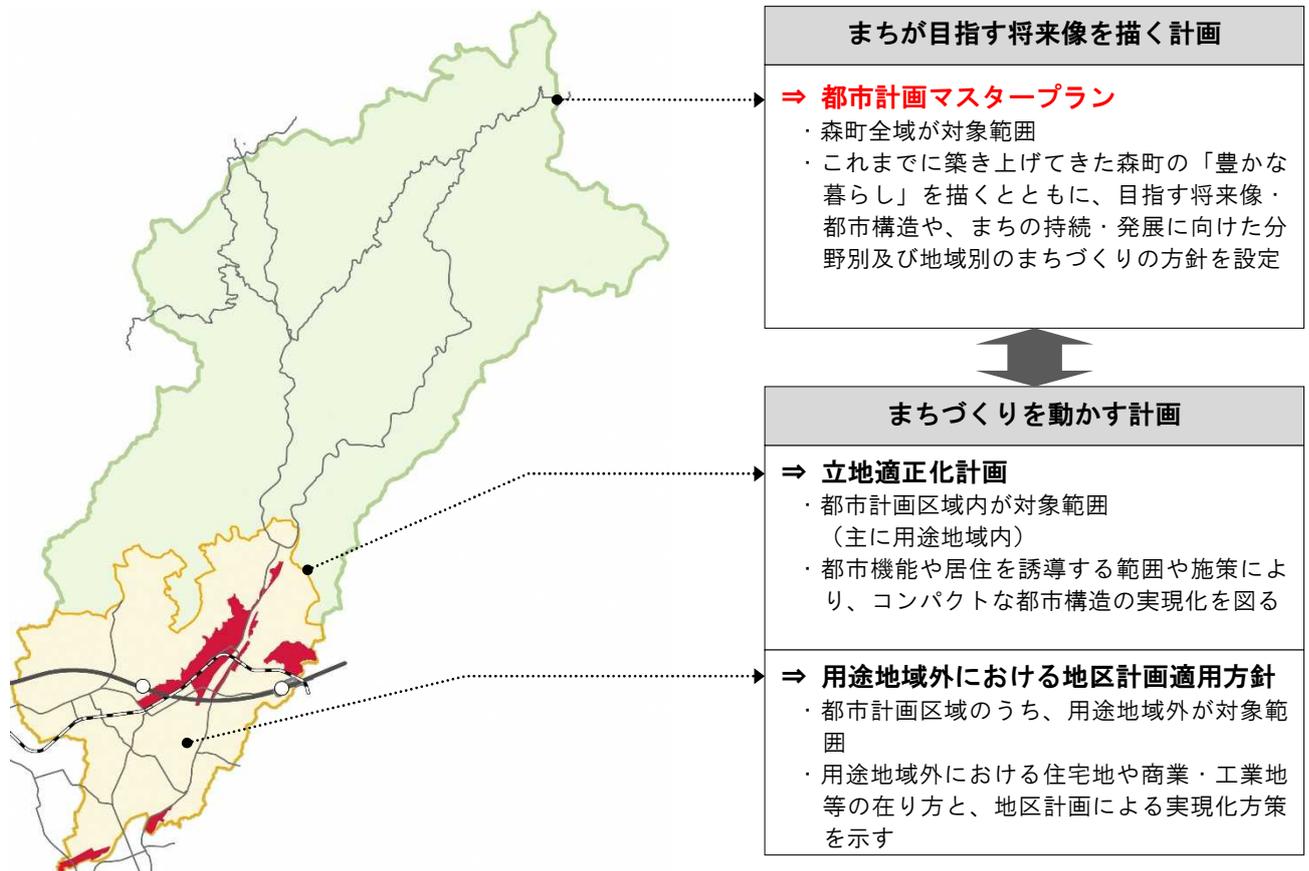
変動し、先が見通しづらい時代のまちづくりにおいて、立ち返るべき原点として、森町がこれまで築き上げ、また今後とも大切にすべき森町における「豊かな暮らし」とは何かを示します。

また、その持続のために必要なまちの「規模・形・テーマ」を示します。

② 立地適正化計画等とともに検討することで、その実現化まで見据えて、まちの将来像を描く。

本計画の改定にあたり、都市計画マスタープランの実現化計画である「森町立地適正化計画」と「森町用途地域外における地区計画適用方針」とともに検討することで、実現化までを見据えた、より具体的なまちの将来像やまちづくりの方針を示します。

■ 都市計画マスタープランと実現化計画の役割分担と対象範囲



4. 計画の構成

本計画は、「第1章：森町の現況と課題」、「第2章：全体構想」、「第3章：地域別構想」、「第4章：計画の実現に向けて」の4つの章により構成します。

■ 本計画の構成イメージ

第1章 森町の現況と課題

目指すべきまちの規模・形、まちづくりのテーマ等の設定にあたり、町の成り立ちや将来展望、町を取り巻く社会情勢の変化を整理します。

第2章 全体構想

総合計画等の位置付けや町の現況と課題等を踏まえ、これまでに築き上げてきた森町の「豊かな暮らし」を描くとともに、その持続・発展に向けた町全体のまちづくりの方針を示します。

- ① 「豊かな暮らし」の維持に向けて
- ② まちの規模
- ③ まちの形（都市構造）
- ④ まちづくりのテーマ
- ⑤ まちづくりの分野別方針



第3章 地域別構想

町域を旧町村単位の6つの地域に区分し、それぞれの地域の概況と課題を整理するとともに、地域の特性を活かしたまちづくりの方針を示します。

- ① 地域の現況
- ② 地域のまちづくりのテーマと目標
- ③ 地域のまちづくりの方針
(土地利用、道路・交通、都市環境、都市防災、都市景観等)



第4章 計画の実現に向けて

本計画の実現に向け、協働によるまちづくりへの取組や計画の実効力を高める体制づくり、PDCAサイクルによる計画の進捗管理等を示します。

第1章 森町の現況と課題

1. 森町の特性

(1) 位置

森町は、静岡県西部の中遠地域北部に位置し、北西は浜松市天竜区、南西は磐田市、北東は島田市、南東は掛川市、南は袋井市と接しています。町域は東西約13 km、南北約24 kmと南北に長く、面積は133.91 km²となっています。

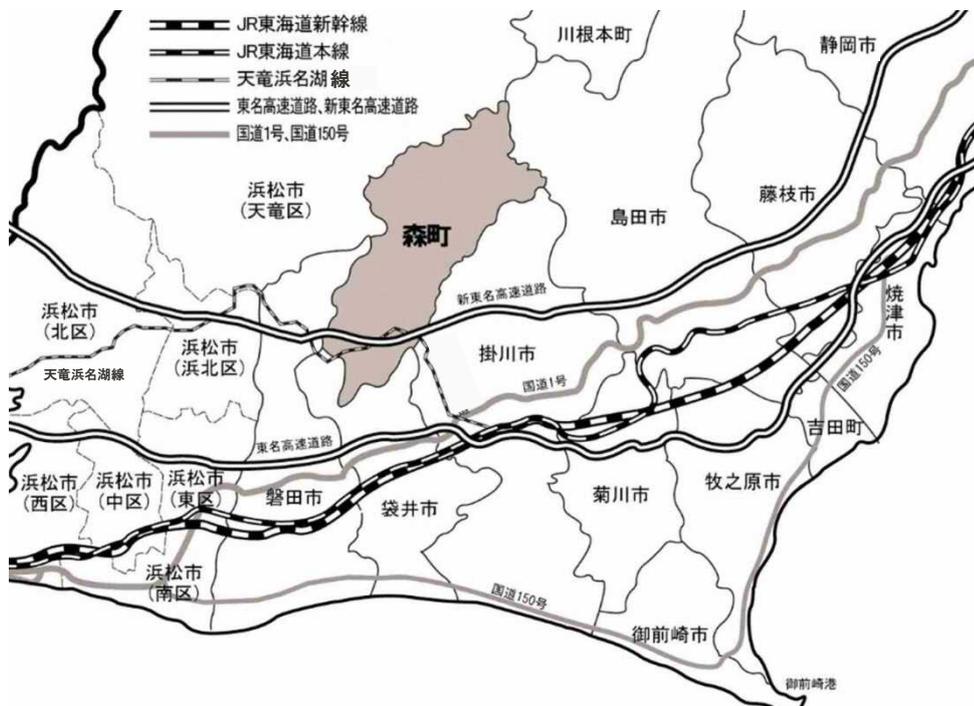
静岡市から約60 km、浜松市から約25 kmに位置し、2012年に新東名高速道路森掛川ICが、2014年に遠州森町スマートICが供用開設されたことにより、広域交通の利便性が向上しています。

(2) 地形・水系

町の地形は、東西に狭く南北に長い地形で、赤石山系に属し、高峻な山陵がそれぞれ扇型に形成されています。また、北部は三倉川・吉川流域の狭い谷底低地と崖錘が形成されている中小起伏山地、中部の太田川沿いに形成された市街地と南部に広がる田園地域は谷底平野・扇状地や自然堤防の低地とそれらを取り巻く丘陵地に大別されます。

こうした地形のなか、町には、太田川をはじめとする8本の二級河川と18本の準用河川が流れています。河川の流域は、町の北西部の一部が天竜川流域となっているほかは、大半が太田川流域に含まれており、太田川流域はさらに9つの流域に区分されます。

■ 位置図



第1章

(3) 標高・傾斜

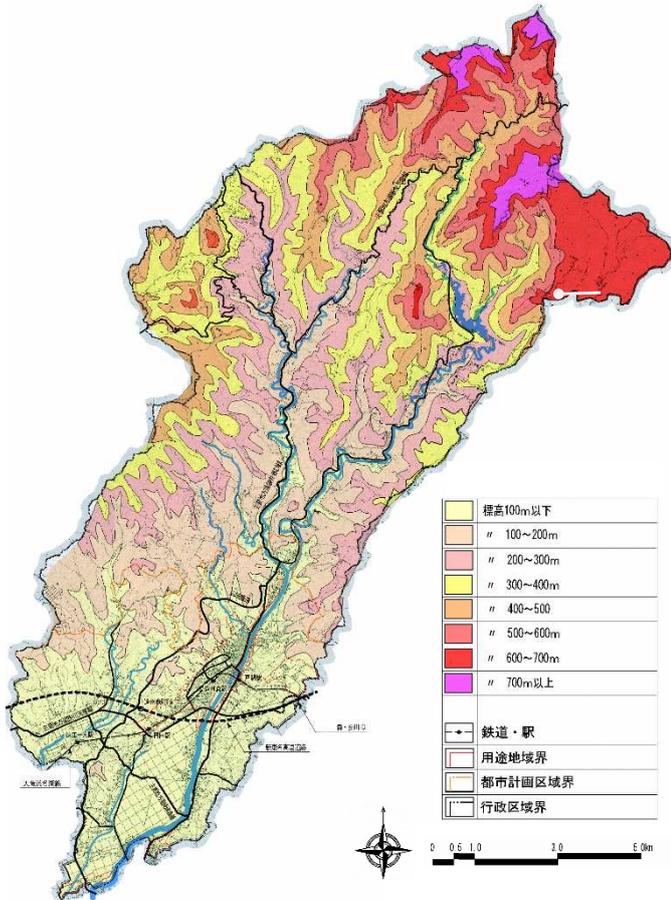
本町の標高は、最も高いところで 941m（町最北端）、最も低いところで 15.4m（町最南端）となっており、市街地は標高 40m前後に広がっています。

傾斜度は、北部の山間地は 15 度以上、平坦部を取り囲む丘陵地は 3～15 度未満、市街地や南部に広がる田園地域は 3 度未満となっており、北部に行くほど傾斜がきつくなっています。

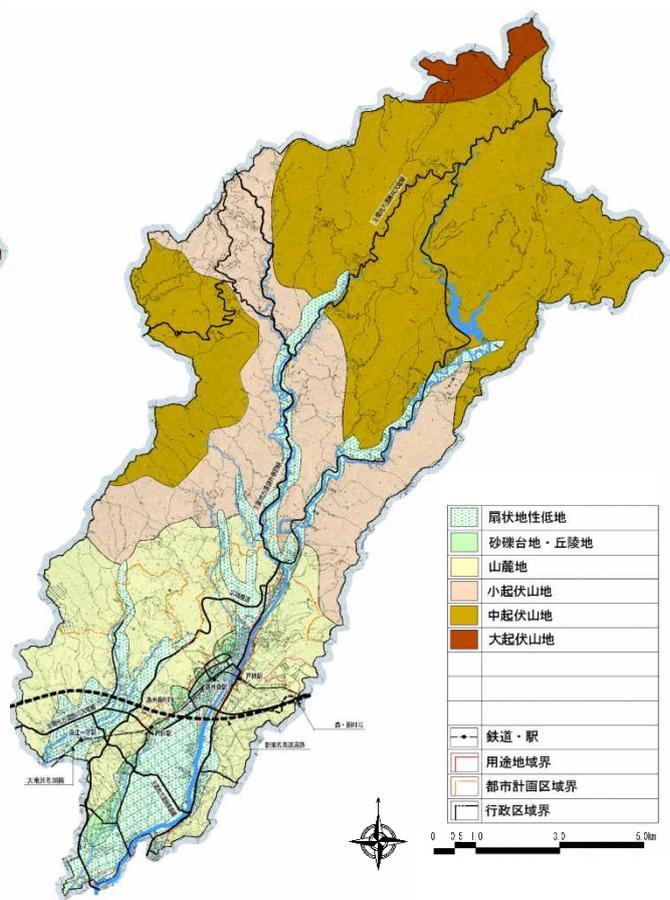
(4) 地質

本町の山地は、四万十層群で安山岩質凝灰岩及び頁岩等からなる硬い岩石となっており、町全域の 70%を占めています。丘陵地は、礫、砂、シルト互層からなる掛川層群や砂岩を主体とした倉真層群からなっています。中心的な市街地や太田川流域は、泥、砂礫層となっており、南部に広がる田園地帯は、軟弱な泥層となっています。

■ 標高地図（出典：森町国土利用計画）



■ 地形分類図（出典：森町国土利用計画）



(5) 植生

町の南部に広がる平坦地には水田等が、傾斜が緩やかな山地や丘陵地の一部には茶畑が分布しています。樹林地はスギ、ヒノキ、アカマツ等の植林地が大部分を占め、広葉樹林が、北部山地に点在しています。

(6) 気候

本町の年平均気温は、約 16℃と、年間を通じて温暖で穏やかな地域となっています。年間降水量は、近年増加傾向にあり、平均 2,500mm前後となっています。

(7) まちの成り立ち

町内には、太田川流域の丘陵部に縄文時代の生活跡としての集落の遺跡分布が広く確認されており、以後、弥生・古墳時代に入り、急速な発展をみせ、流域に集落の形成が始まりました。

平安時代、現在の森町の辺りは飯田荘と一宮荘との2つの荘園及び三倉・谷中・牛飼・米倉などの公領に分かれていたといわれ、飯田荘には上ノ郷、戸和田郷、下ノ郷があり、一宮荘には上ノ郷、天宮郷、太田郷（森ノ郷ともいわれ、現在の森町中心部周辺）、円田郷、下ノ郷があったとされています。

室町時代の遠江の守護は、今川氏から斯波氏、その後今川氏と変遷しましたが、戦国時代の後期に至って徳川家康の所領となりました。家康が関東へと転封したのち、町の中心部は豊臣氏の所領となり、掛川城主山内一豊の支配下となりました。

また、室町時代以降、秋葉山信仰と信州方面へと通じる秋葉街道（塩の道）の宿場町として栄え、江戸時代には、古着のまちとして全国の古着相場を左右するほど繁栄しました。

1889年（明治22年）の市制・町制の施行によって、旧来の郷村はそれぞれ飯田村、園田村、一宮村、森町、天方村、三倉村となり、1955年（昭和30年）には、天方村、森町、一宮村、園田村、飯田村の5か町村が合併し、さらに翌年、三倉村と合併、同時に小笠郡原泉村佐賀野及び中塚地区を編入して、現在に至っています。

当時の1町5村のコミュニティは今も残されており、旧町村単位を基本とした「三倉」、「天方」、「森」、「一宮」、「園田」、「飯田」の地区名は、町民等に慣れ親しまれています。

2. 森町の現況と課題

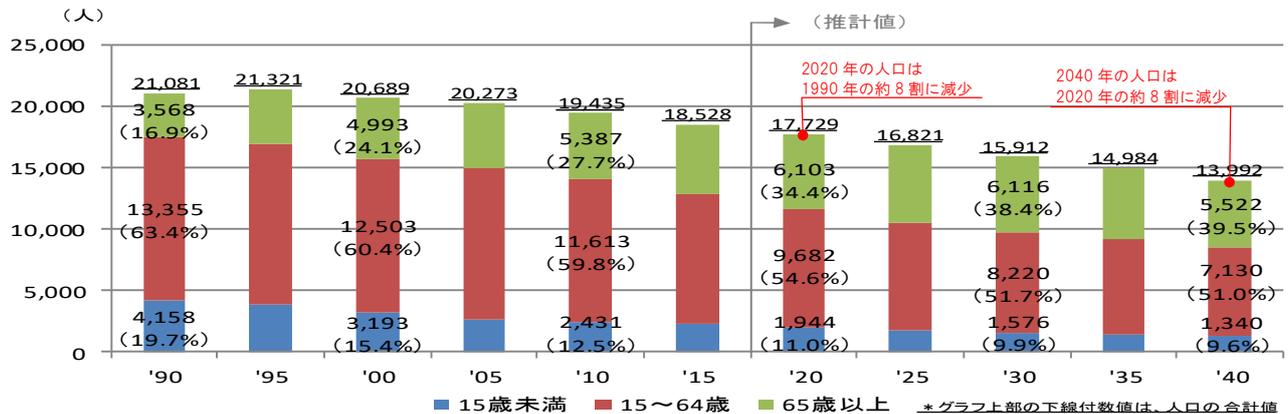
(1) 人口・高齢化

- 町の人口は、自然減・社会減により、今後20年間で現在の約8割まで減少すると推計されています（2020年約1.8万人が、2040年約1.4万人に）。
- 高齢化も進み、2040年には町民の約4割が65歳以上になると推計されていますが、町内には元気な高齢者が多いという特徴があります。
- 人口減少・少子高齢化が進むことで、生産年齢人口の減少（2020年約1.0万人が、2040年約0.7万人）、地域コミュニティの喪失、生活を支えるサービスの質の低下等が懸念されます。

■ 森町の人口動態

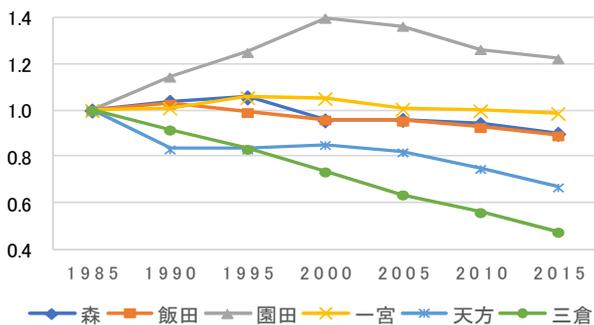
- ① 2000年以降、急激に人口減少・少子高齢化が進行。2040年には、人口は2020年の約8割まで減少し、約4割が65歳以上になると推計。
- ② 特に、中山間地である三倉、天方地区の人口減少が顕著。
- ③ 人口分布は、町全体の9割（約1.6万人）が都市計画区域内に、その内、約5割弱（約8千人）が用途地域内に居住。
- ④ 用途地域のなかでも、本町から城下地区に続く街道沿いや（主）袋井春野線沿いに、人口が集中。

① 人口・高齢化の動向（参考：2015 国勢調査及び国立社会保障 人口問題研究所資料）



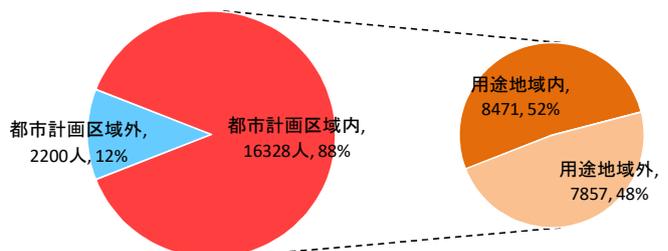
② 地区別人口変化率

（参考：2015 国勢調査、1985年（S60）を1とした場合）



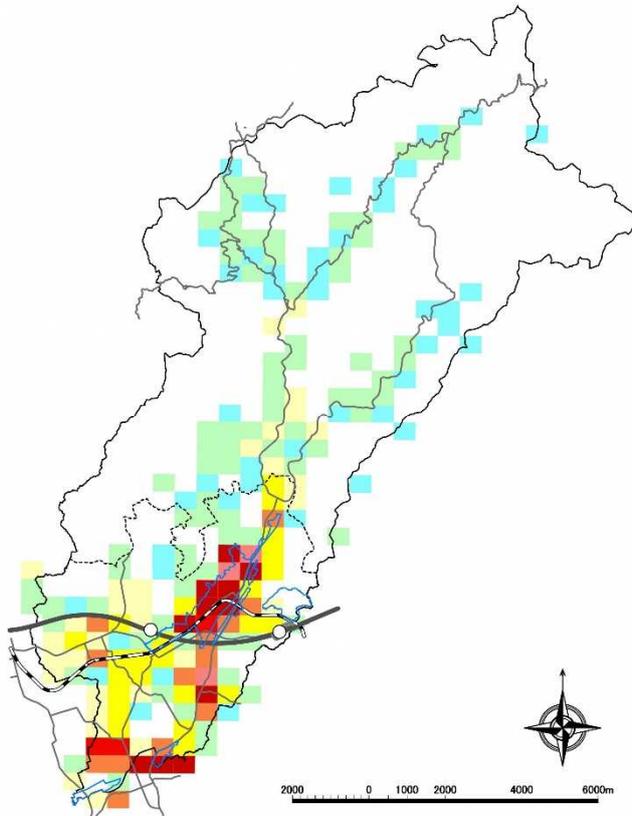
③ 都市計画の区分ごとの人口

（出典：2015 国勢調査）

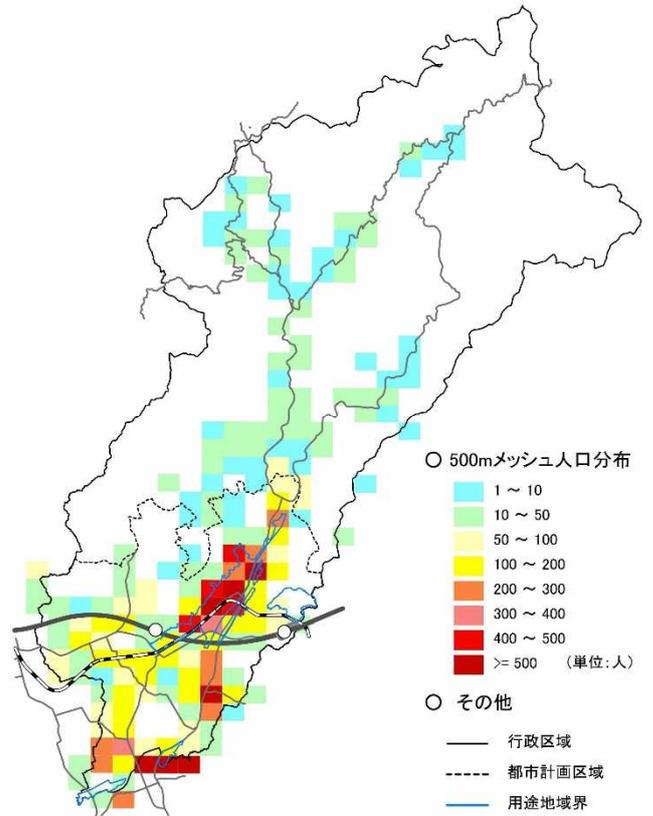


④ 500mメッシュでみる人口密度・高齢化 (参考: 国土数値情報 500mメッシュ別将来推計人口)

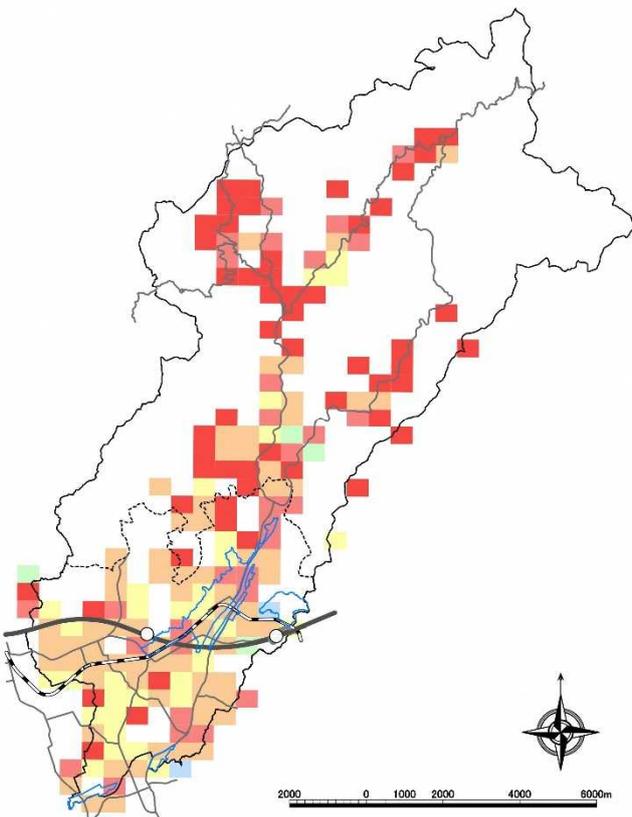
【人口分布 2020年】



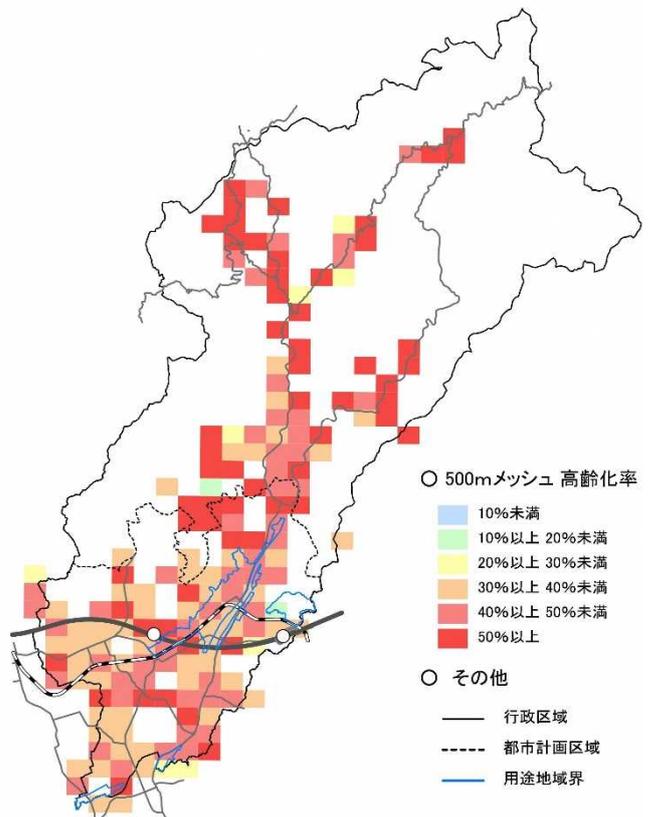
【人口分布 2040年】



【高齢化率 2020年】



【高齢化率 2040年】



第1章

■ 元気な高齢者

- ① 森町では、高齢化率は高いものの、元気な高齢者が多い。
- ・ 静岡県は、全国2位の健康寿命
 - ・ 静岡県内において、森町は元気な高齢者が多い自治体

①-1 健康寿命が高い県

(厚生労働省、2010・2013・2016の平均値)

男性			女性		
順位	都道府県	歳	順位	都道府県	歳
1	山梨県	72.31	1	山梨県	75.49
2	静岡県	72.15	2	静岡県	75.43
3	愛知県	72.15	3	愛知県	75.30

②-2 森町のお達者度の推移

(静岡県調査)

調査年度	男性		女性	
	お達者度(年)	順位	お達者度(年)	順位
2011	18.82	1	21.44	4
2012	19.49	1	22.05	1
2013	18.33	2	21.88	2
2014	18.33	6	22.43	1
2015	17.90	18	21.71	5
2016	18.16	16	21.43	12

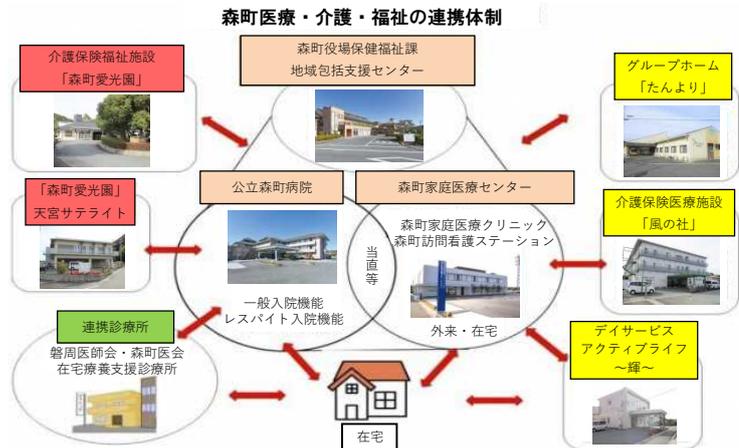
【参考】 元気な高齢者が多い要因推察

考察	森町の取組
① 介護の認定率が高いが、軽度者が多く、比較的早い段階からサービスを利用し、自立した生活を長く続けている人が多い。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防事業(脳活性化教室、運動教室の開催)の推進 ○ ご当地体操の作成・普及
② 各種ボランティア活動が盛ん。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護支援ボランティア活動(ボランティアポイント制度)の推進 ○ 元気もりもりサポーターによる「100サロン」の開催
③ 年間を通して、農林産物(名産品)の栽培が盛んであり、高齢になっても働く場が多い。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良事業により、水田が汎用化され、年間を通じたローテーションにより、多様な農作物の栽培が可能 ○ 遠州森の茶、次郎柿(治郎柿)の栽培
④ お茶農家、お茶販売店(茶商)が多く、日頃からお茶をたくさん飲む、楽しむ文化が根付いている。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急須でお茶を飲むまちづくりの推進 ○ 茶業振興協議会の取組

【参考】 森町の医療提供体制 (出典：森町病院ホームページ「20年間の取組」)

○病院の歩み

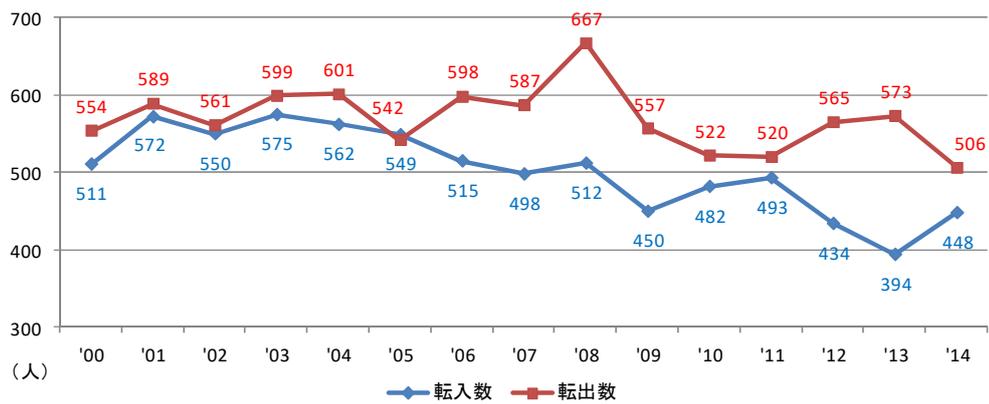
- 1992 訪問介護・診療開始
- 1997 (新) 公立森町病院開設
- 1999 退院支援の強化
- 2008 近隣病院との業務提携(磐田市立総合病院)
- 2009 二次的医療圏での役割の明確化
- 2010 在宅医療の強化(診療所の在宅医療支援)
- 2011 家庭医との連携強化(森町家庭医療クリニックによる家庭医養成)
- 2012 多職種連携強化(在宅医療コーディネーター養成による在宅医療の支援)
- 2014 地域包括ケアの強化(地域包括ケア病床導入)
- 2016 機能別病棟運営(地域包括ケア病棟導入)



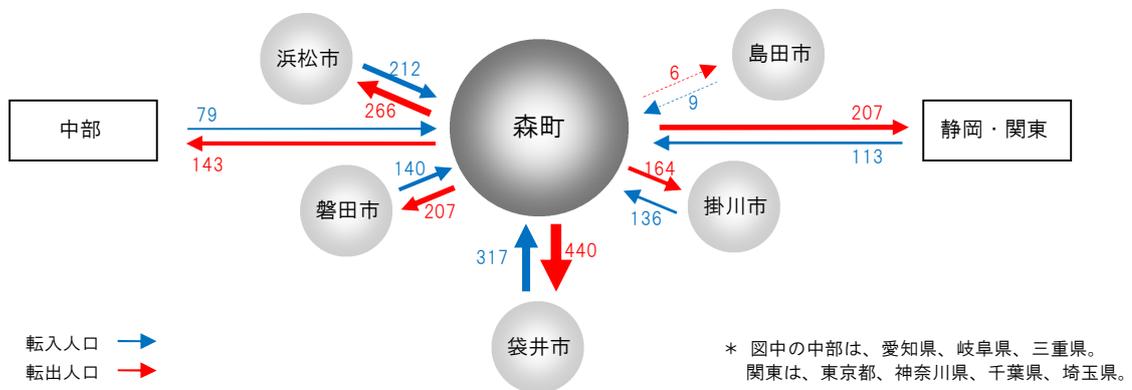
■ 町内外の人口移動

- ① 町内外の人口移動は、転出数が転入数を上回る社会減の傾向。
- ② 転入・転出先は、袋井市が最も多く、次いで浜松市、磐田市、掛川市など、森町の近隣市町が多い。
- ③ 流入・流出は、2010年まで流出超過であったのが、2015年には流入超過となった。2012年の新東名高速道路の開通に伴う、新規工場立地等の影響と推察。
- ④ 町内の外国人人口は、増加傾向にある。(2017.1.1 から 2019.1.1 まで約 100 人増加)

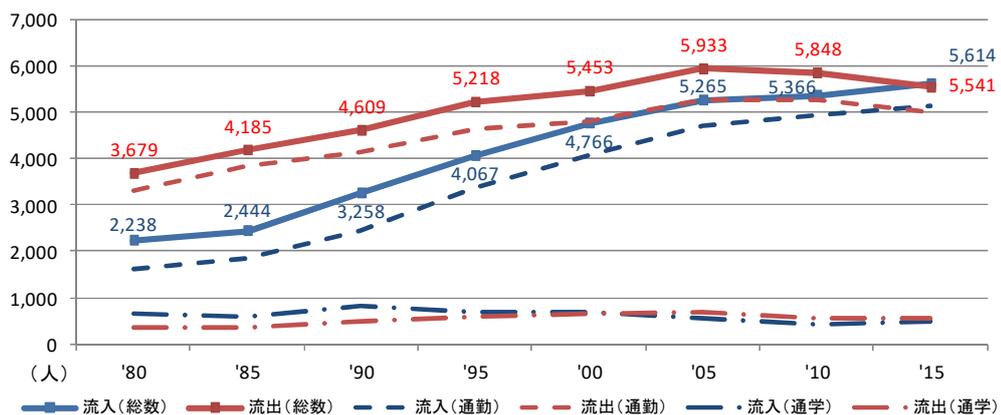
① 転入・転出数の推移 (出典：町住民生活課資料)



② 転入・転出先 (出典：2015 国勢調査)



③ 流入・流出 (通勤・通学) (出典：2015 国勢調査)



第1章

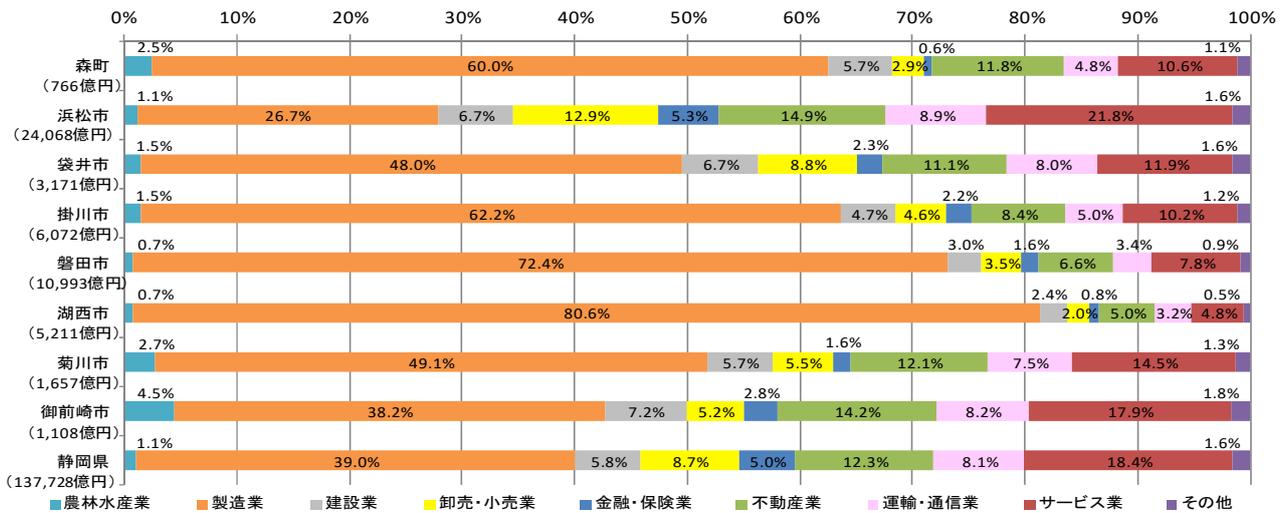
(2) 産業

- 町の産業は、製造業が盛んで総生産額の約6割を占めています。
- 産業別生産額の総額は増加傾向にあるものの就業者数は減少傾向にあり、人口減少・少子高齢化の影響から、今後も産業を支える担い手の減少が懸念されます。

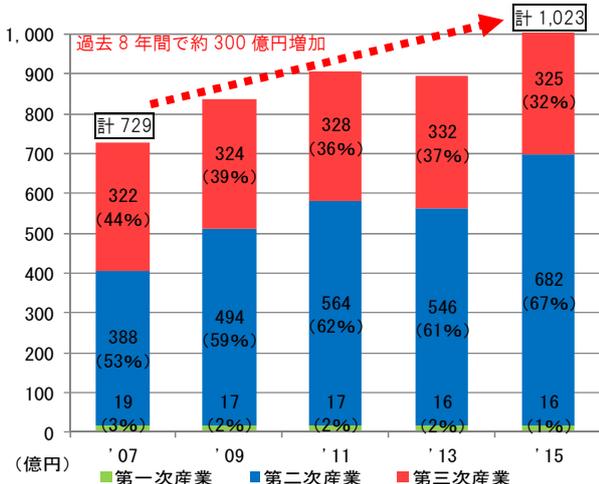
■ 産業全体の動向

- ① 町では多様な産業が営まれているが、なかでも製造業が盛んで総生産額の6割を占めている。近隣市町の傾向も概ね同様。
- ② 産業別生産額は、概ね増加傾向にあり、2015年には1,000億円を超えている。第2次産業の全体に占める割合が増加しており、2015年には全体の7割弱を占める682億円となっている。
- ③ 産業別就業者数は、1995年をピークに減少傾向にあり、2015年には1万人を割り込んでいる。第3次産業の全体に占める割合が増加しており、2015年には全体の5割を超える約5,000人が従事。

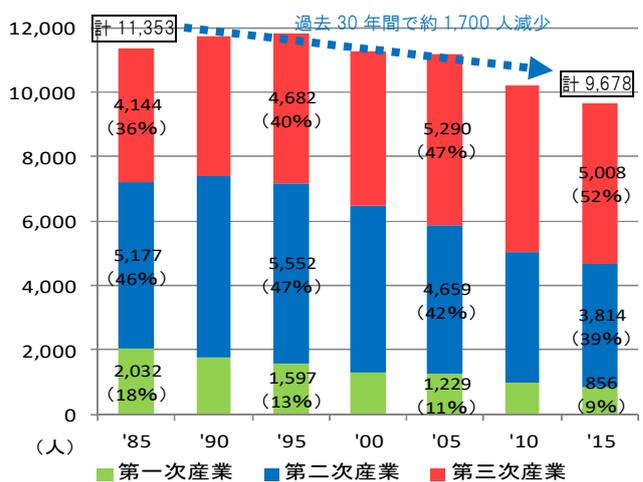
① 周辺都市との総生産額の割合比較 (出典：しずおかけんの地域経済計算 2014)



② 産業別生産額の推移 (出典：しずおかけんの地域経済計算 2014)



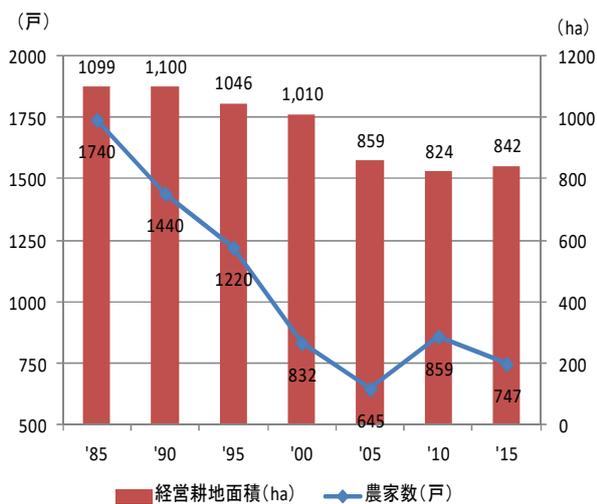
③ 産業別就業者数の推移 (出典：国勢調査 2015)



■ 農業・商業・工業の動向

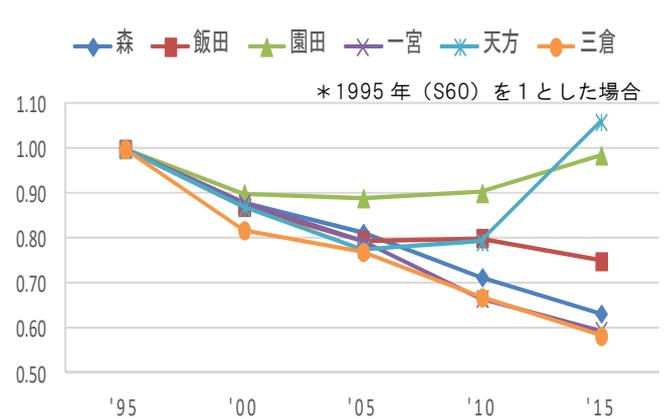
- ① 農林業は、温暖な気候に恵まれ、米・茶・レタス・スイートコーン・温室メロン・次郎柿（治郎柿）など多彩な農業が営まれ、山間部では、しいたけなどの栽培や林業が盛ん。しかし、近年、従事者の高齢化や後継者不足、農産物の販売価格の低迷、耕作放棄地の増加等が課題。耕作放棄地は、地区別では特に三倉、一宮、園田地区の増加が著しく、農作物種別では茶園及びその他樹園地の耕作放棄地化が目立つ。
- ② 商業は、商店数が年々減少傾向にあり、1994年から2014年にかけて、5割程度まで店舗数が減少。年間販売額も、大型スーパーの立地による一時的な増加がみられるものの、全体としては減少傾向。なお、森町は、袋井、浜松、掛川の商圈に含まれ、町外の消費が多い（2006年時点）。
- ③ 工業は、製造品出荷額等は概ね増加傾向にあるものの、事業所数は減少傾向にある。

①-1 経営耕地面積と農家数



①-2 地区別の耕作放棄地の推移

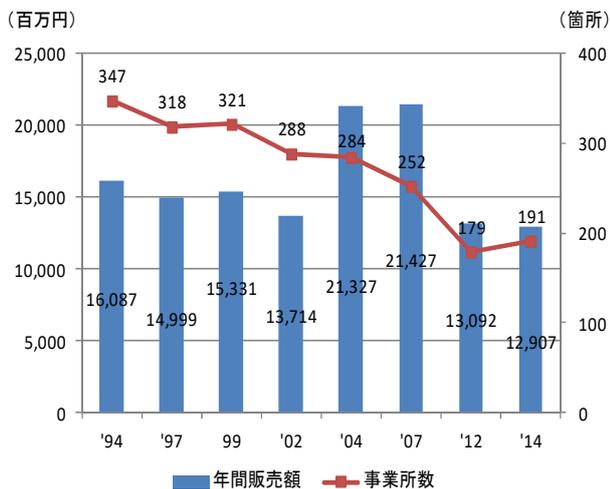
（①-1、①-2 ともに出典：農林業センサス）



*一宮地区の2000年の耕地面積は、1995年比1.38倍の異常値だったため、修正。

② 商品年間販売額と事業所数の推移

（出典：商業統計調査、経済センサス）



③ 製造品出荷額等と事業所数の推移

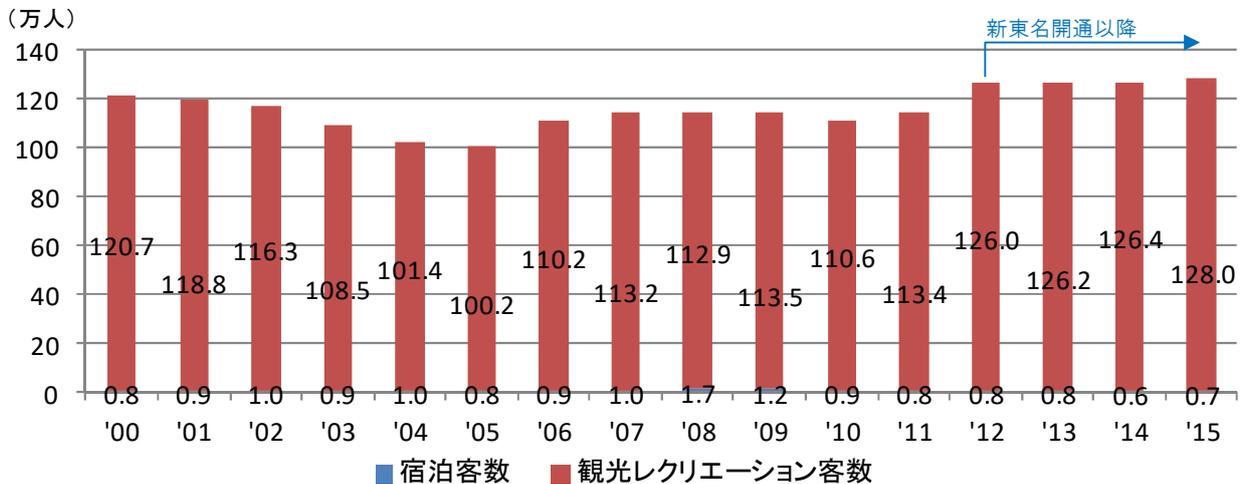
（出典：工業統計調査）



■ 観光の動向

- ① 新東名高速道路が開通した2012年以降、年間120万人以上の観光客が訪れている。一方、宿泊客は1万人未満と少なく、通過型の観光地となっている。
- ② 町の主な観光資源として、以下があげられる。
 - ・ 小國神社や天宮神社など、歴史を感じさせる古寺古社
 - ・ 豊かな自然環境を活かした、森町体験の里アクティ森やゴルフ場などの体験・レジャー施設
 - ・ 町内外から多くの人を集客する、森のまつりや産業祭「もりもり2万人まつり&農協祭」などの祭事
 - ・ 米・茶・レタス・スイートコーン・温室メロン・次郎柿（治郎柿）などのこだわりの農産物

① 観光客の推移 (出典：静岡県観光交流の動向)



② 森町の観光資源 (出典：観光協会ホームページ等)

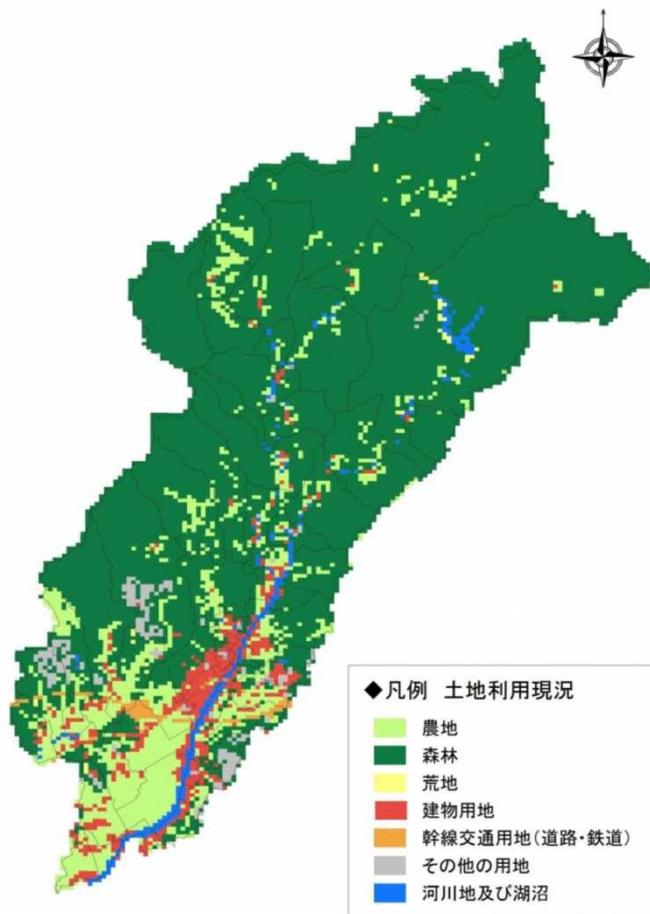
<p>① 小國神社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠江国一宮として知られる古社。 ・ 初詣や紅葉を楽しみに、年間多くの人々が来場。 ・ 鳥居横の休憩処ことまち横丁では、森の茶や華うどんなどが楽しめる。 ・ 重要無形民俗文化財の十二段舞楽の伝統がある。 ・ 縁結びの木がある。 	 	<p>② 森町体験の里アクティ森</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創作体験工房やアウトドア体験フィールド、地場産品販売所などを備えた複合型体験施設。 ・ 伝統工芸である紙すきや身近な植物を利用した草木染め、焼き物などが体験できる。 ・ 屋外ではパターゴルフやマウンテンバイクといったアクティビティーも楽しめる。 	
<p>③ 遠州森のまつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月第1週の金・土・日曜に行われる。 ・ 各町内14台の華麗な彫刻の屋台が引き回され、夜には各筋で屋台のぶつかり合う激しい練りが見られる。 ・ 3日目の夜の舞児選いで、祭りは最高潮に。 		<p>④ 昔ながらの町並み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昔ながらの町並みと風情を見ることができる。 ・ 日本の風景を世界に知らしめた地理学者志賀重昂（しがしげたか）は、この地の風景の美しさに心を打たれ「森町之賦」に、「小京都」と詠んで讃えた。 	
<p>⑤ 次郎柿（治郎柿）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森町が原産で、町内にある原木は県の文化財（天然記念物）に指定されている。 ・ 豊かな自然と温暖な気候の森町のいたるところに柿の木があるほど栽培が盛んである。 ・ 10～12月が旬である次郎柿は「甘柿の王様」と呼ばれるほどとても甘い。 		<p>⑥ 太田川ダム・かわせみ湖</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多目的ダムとしてつくられた太田川のダム湖。 ・ 湖周辺には休憩所や気軽に歩ける散策コースが整備されている。 ・ 彩岬展望台の先端は360度パノラマビューが広がる絶景を見ることができ、湖畔広場や野鳥観察エリア、学習の森などがある。 	

(3) 土地利用

- 町域の8割以上が森林や農地などの自然的土地利用となっており、豊かな自然環境のなか、太田川沿いの低地等にコンパクトな市街地が形成されています。
- 北部の山間地を除く、町域の約24%を都市計画区域に指定し、そのうち太田川右岸の市街地や北戸綿工業団地などでは、地域特性に応じた9種類の用途地域(318.1ha)を指定しています。
- 今後、人口減少や高齢化が進むことで、管理不足の土地や建物(空き家・空地や耕作放棄地等)が増えることが懸念されます。

■ 町全体の土地利用

(出典：国土数値情報)



■ 用途地域等の指定状況

(出典：静岡県の都市計画(資料編))

行政区域と都市計画区域	面積 (ha)	割合*1 (%)
行政区域	13,391	100.0
都市計画区域	3,198	23.9 (100.0)
(うち用途地域)	318.1	2.4 (9.9)
人口集中地区*3	0	0 (0)
用途地域	面積 (ha)	割合*2 (%)
第一種低層住居専用地域	43.5	13.7
第一種中高層住居専用地域	39.4	12.4
第二種中高層住居専用地域	24.4	7.7
第一種住居地域	68.5	21.5
第二種住居地域	14.7	4.6
近隣商業地域	24.0	7.5
準工業地域	16.6	5.2
工業地域	7.0	2.2
工業専用地域	80.0	25.1

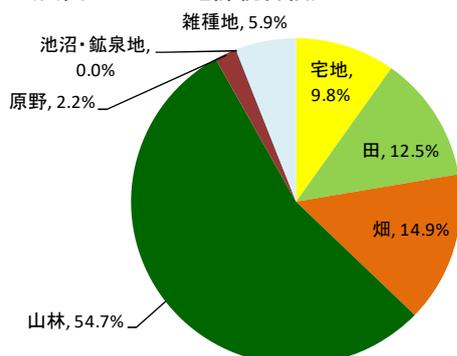
*1 割合は、上段が行政区域に対するもの、下段括弧内が都市計画区域に対するもの

*2 割合は、用途地域 318.1ha に対する割合

*3 人口集中地区とは、人口密度 40 人/ha 以上の地区が隣接し、併せて人口 5,000 人以上となる地区のこと。森町は、人口密度 40 人/ha を超える地区はあるものの、こうした地区が隣接して人口 5,000 人以上となる地区がないことから、人口集中地区はない

■ 町全体の土地利用種別の面積割合

(出典：2017 土地課税台帳)



(4) 基盤整備

- 町では、土地区画整理事業や都市計画道路、都市計画公園など都市計画に基づく基盤整備が進められてきましたが、人口減少や高齢化の影響から、基盤整備の財源は縮減傾向にあり、今後の基盤整備はより効率的に進めるとともに、適切に維持管理を進めていく必要があります。
- 2012年に開通した新東名高速道路は、利用台数が増加傾向にあります。今後も町に2つあるインターチェンジを活用した産業誘致や、周辺市町との連携促進を図ることが求められます。
- 2017年に完了した天宮区画整理事業のエリアには、子育て世代を中心に約440人の住民が居住しています。

■ 都市計画道路の整備状況 (出典：静岡県の都市計画(資料編)2018)

番号	路線名	計画幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良済延長 (m)	概成済延長 (m)	国県市 町別
1	1・2・1 第二東名自動車道	37	—	6,920	6,920	0	国道
2	3・3・3 森町袋井インター通り線	25	4	7,370	0	0	県道
3	3・6・6 下宿城下線	9	2	1,080	95	985	県道
4	3・5・11 駅前本町線	12	2	680	0	680	県道
5	3・5・26 新田赤松線	12	2	2,880	2,160	250	町道
6	3・5・36 大上線	12	2	940	490	0	町道
7	3・4・52 福田地森川橋線	16	2	1,360	130	240	県道
8	3・4・53 インター戸綿線	16	2	1,380	0	190	町道
9	3・5・55 本町下宿線	15	2	120	120	0	県道
10	3・5・64 新田下宿線	12	2	1,220	20	760	町道
11	3・6・65 駅前大門本町線	9	2	1,250	1,090	160	町道
12	3・5・66 草ヶ谷駅前線	12	2	670	0	670	町道
森町 計		12路線		25,870	11,025 42.6%	3,935 15.2%	

■ 土地区画整理事業の実施状況 (出典：静岡県の都市計画(資料編)2018)

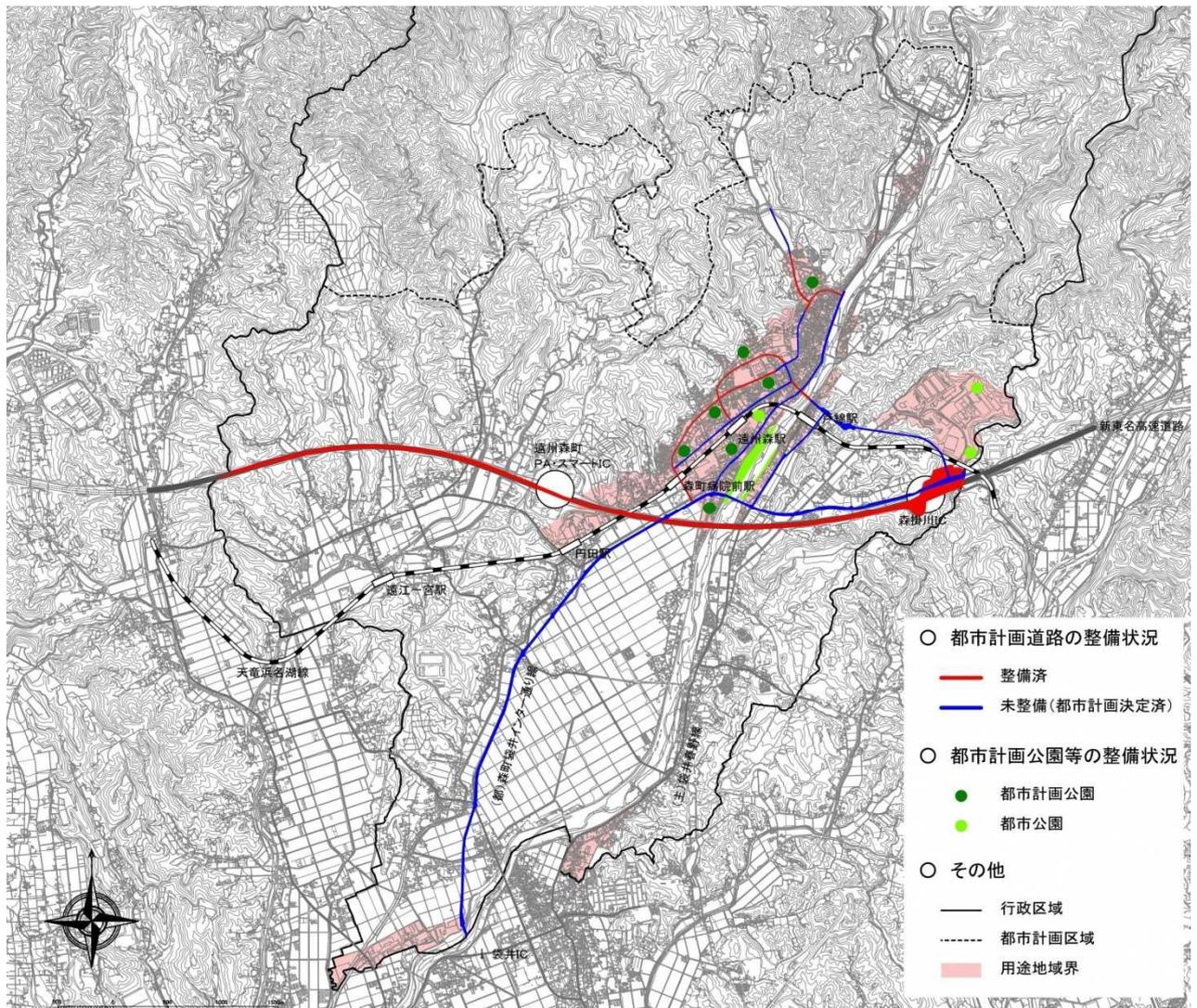
地区名	面積(ha)	実施年度	事業の状況
森町第一	4.6	'72~'74	完了
森町第二	10.5	'75~'79	完了
森町第三	4.9	'80~'84	完了
森町駅南	3.4	'83~'86	完了
森町大門東	9.1	'85~'91	完了
森町駅東	3.4	'96~'01	完了
森町天宮	11.9	'97~'17	完了

■ 都市公園の整備状況

番号	公園名	公園種別	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	整備率
1	2・2・8 森第一公園	街区公園	0.14	0.14	100.0%
2	2・2・9 森第二公園	街区公園	0.31	0.31	100.0%
3	2・2・13 森第三公園	街区公園	0.15	0.15	100.0%
4	2・2・14 新田公園(南町公園)	街区公園	0.18	0.18	100.0%
5	2・2・15 北見公園	街区公園	0.10	0.10	100.0%
6	2・2・22 大門東公園	街区公園	0.27	0.27	100.0%
7	2・2・23 天宮公園	街区公園	0.36	0.35	97.2%
8	— 北戸綿第一公園※	街区公園	1.34	1.34	100.0%
9	— 北戸綿第二公園※	街区公園	0.64	0.64	100.0%
10	— 駅東公園※	街区公園	0.26	0.26	100.0%
11	— 太田川親水公園※	地区公園	4.46	4.46	100.0%
森町 計		11公園	8.21	8.20	99.9%

※都市計画決定されていない都市公園

■ 都市計画道路及び都市計画公園の計画と整備状況 (参考: 都市計画基礎調査)



第1章

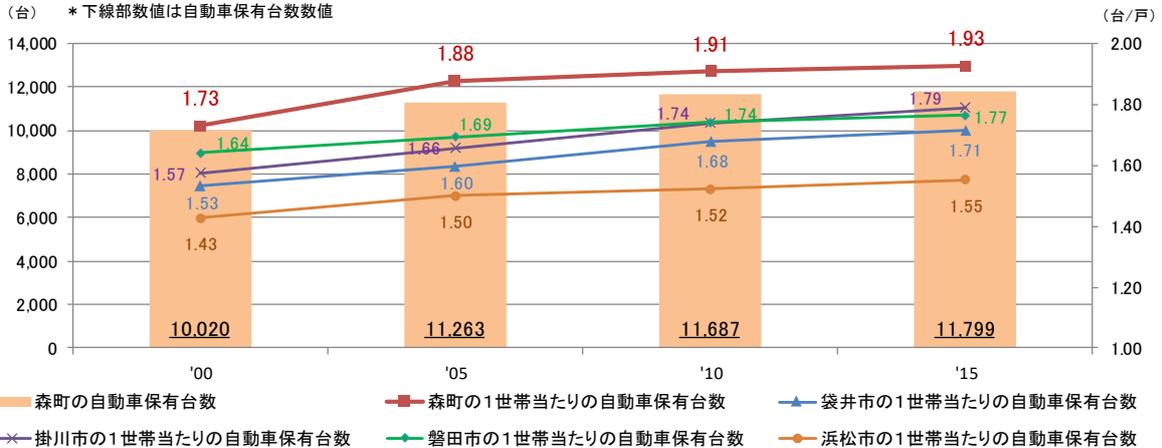
(5) 交通

- 町では、主な移動手段は自動車となっており、周辺市町に比べ1世帯あたりの自動車保有台数が多い特徴があります。
- 町内には天竜浜名湖鉄道の5つの鉄道駅があり、利用者数は概ね増加傾向で、2015年の利用者数は約45万人となっています。
- バス路線は、民間2、町営2、自主運行1の計5路線があり、市街地だけでなく中山間地の集落にもネットワークを形成しています。利用者数は全体的に減少傾向にあります。なお、ピーク時に、1時間あたり3本以上運行しているバス路線は、秋葉線・秋葉中遠線の遠州森町バス停から袋井方面に向かう区間に限られています。
- 近年、廃止となったバス路線があり、今後さらに人口減少で公共交通の利用者数が減ることが想定されるなか、いかに公共交通のサービスの質を維持していくかが課題となっています。

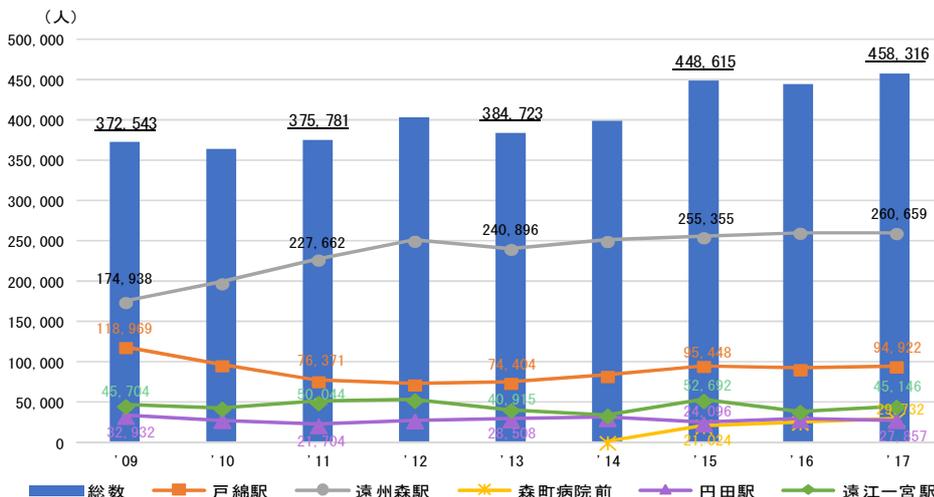
交通手段分担率 (出典：2010 国勢調査)

徒歩だけ	鉄道・電車	乗合バス	勤め先・学校のバス	自家用車	ハイヤー・タクシー	オートバイ	自転車	その他	不詳	総数
432 (4.6%)	484 (5.2%)	244 (2.6%)	65 (0.7%)	7,565 (81.4%)	4 (0.04%)	230 (2.5%)	728 (7.8%)	76 (0.8%)	45 (0.5%)	9,294 (100.0%)

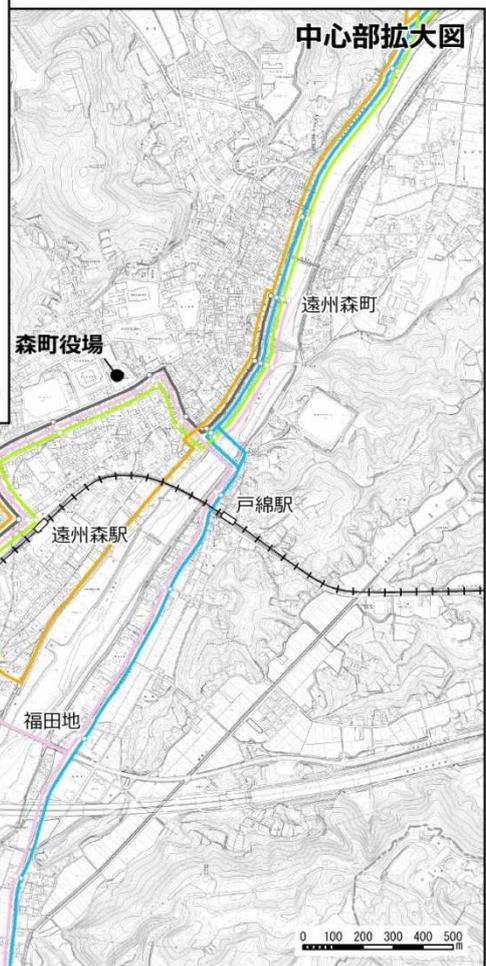
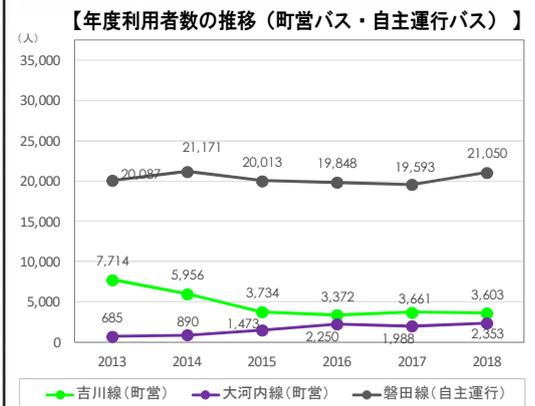
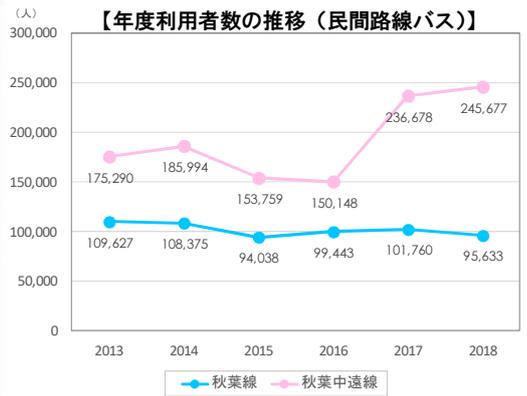
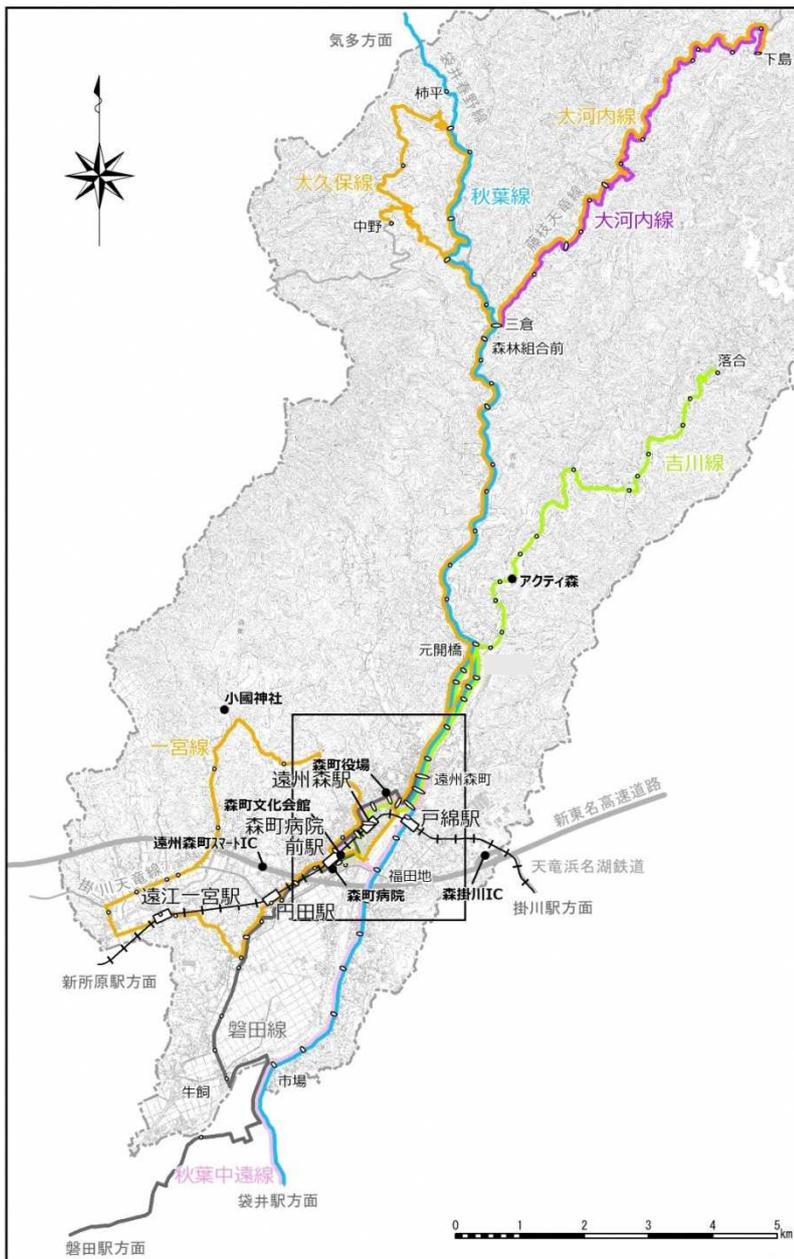
自動車保有台数 (出典：静岡県自動車保有台数調査、国勢調査)



天竜浜名湖鉄道各駅乗降客数 (出典：静岡県統計年鑑)



■ バス利用状況及び公共交通ネットワーク図



- 秋葉バス**
- 秋葉線
 - 秋葉中遠線
- 自主運行バス**
- 吉川線 (町営バス)
 - 大河内線 (町営バス)
 - 磐田線
- 患者バス**
- 大河内線・大久保線・一宮線
- バス停
● 主要施設

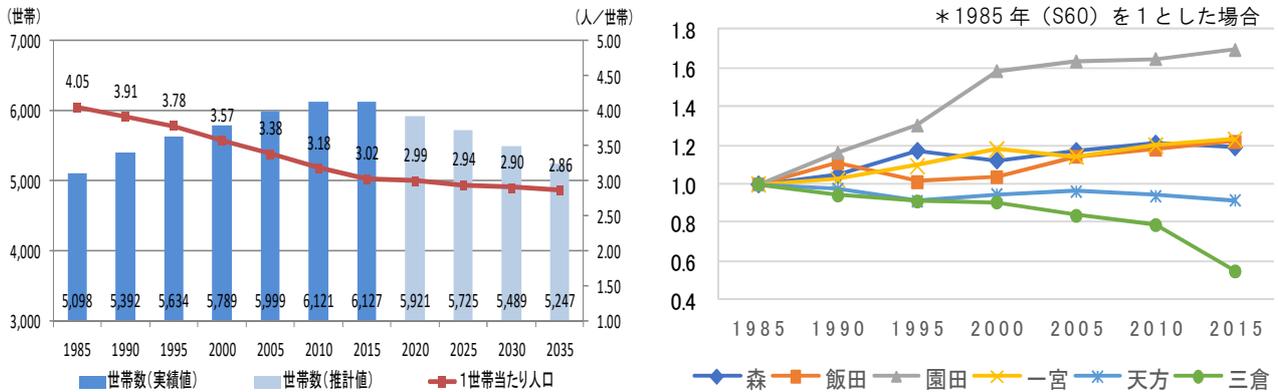
※患者バス：町内の医療機関への通院のための路線

第1章

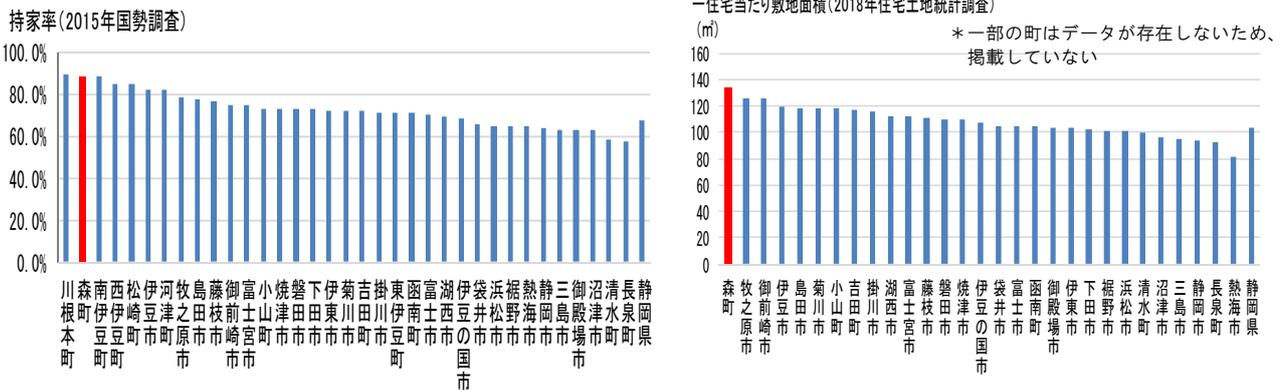
(6) 居住環境

- 町では、人口減少に伴い世帯数も2015年をピークに減少し、1世帯あたり人員は3人を下回る」と推計されています。地区別の世帯数をみると、三倉地区の減少傾向が目立っています。
- 町は、周辺に比べ地価が安く、土地や建物を所有しやすくなっていることもあり、県内では持家の所有率が2位、また敷地規模の広さが1位という特徴があります（1世帯あたり人員も1位）。
- 一方、近年、空き家が増加しつつあり、住宅土地統計によると、町の住宅ストック6,820戸のうち600戸超が二次的利用もない空き家とされています。今後、これら空き家が、地域の景観の悪化、防災性の低下等を招くことが懸念されます。

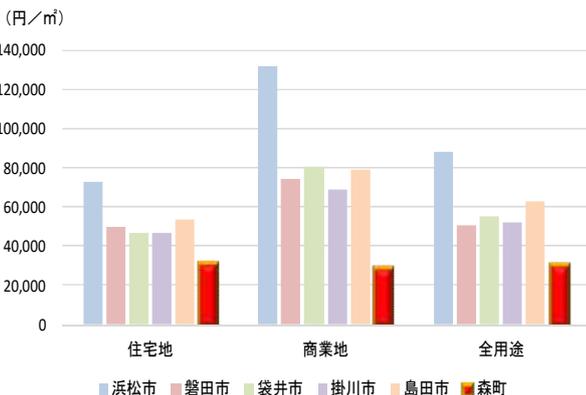
■ 世帯数と世帯当たり人員数の推移、地区別の世帯数の推移 (出典：2015 国勢調査)



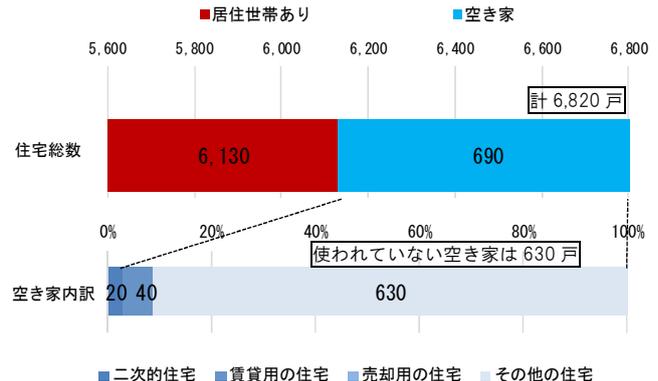
■ 持ち家率と敷地規模 (出典：2015 国勢調査、2018 住宅土地統計調査)



■ 地価 (出典：静岡県の土地利用 2019)



■ 住宅ストックと空き家の内訳 (出典：2018 住宅土地統計調査)



(7) 財政

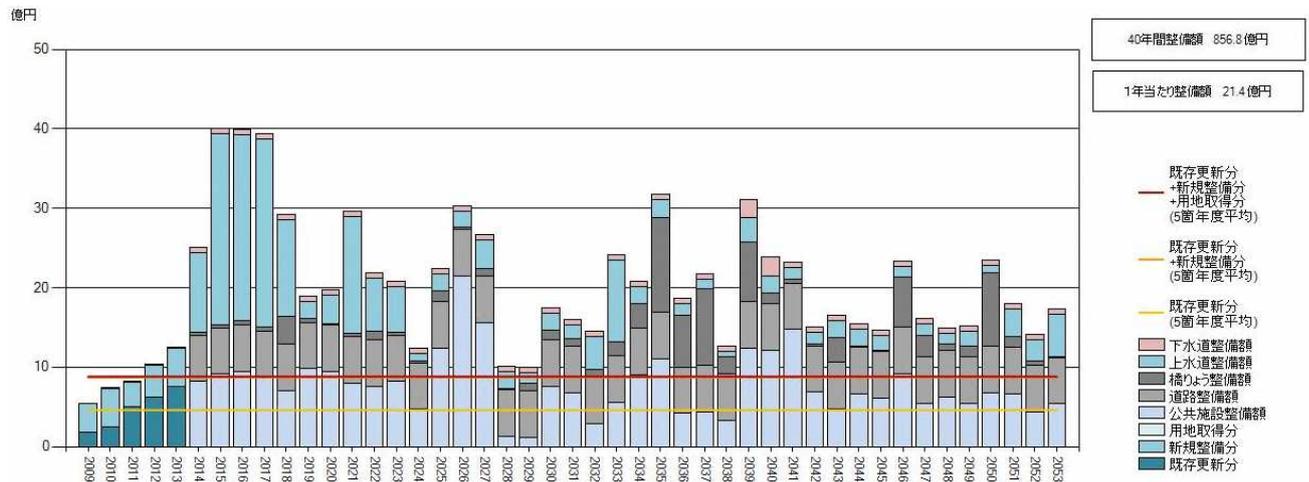
- 今後、人口減少に伴う税収の減少や、高齢化の進行による社会保障費等の増加により、町の財政は厳しくなることが想定されます。
- 今後の財政と公共施設の更新費用の推計では、老朽化する公共施設の更新に必要な費用の不足が見込まれています。

■ 歳入・歳出の推移 (出典：森町公共施設等総合管理計画)



■ インフラを含む公共施設等の更新費用の推計 (出典：森町公共施設等総合管理計画)

- インフラを含む公共施設等の全体では、2014年からの40年間の整備額856.8億円、1年当たり整備額21.4億円の更新費用が見込まれます。



■ 財政と公共施設の更新費用の推計 (出典：森町公共施設等総合管理計画)

- 2014年からの30年間のインフラ・公共施設全体の更新費用の推計と使用可能な金額より、総額で441.7億円、年平均14.8億円不足する見通しです

	総額 (億円)	年平均額 (億円)
公共施設等全体の更新費用	675.1	22.5
使用可能な金額	233.4	7.7
不足額	441.7	14.8

(8) 災害リスク

- 静岡県各種被害想定やハザードマップでは、南海トラフ巨大地震や想定される最大規模の豪雨等の大規模な災害があった場合、市街地を中心に甚大な被害が想定されています。
- 町屋や蔵など昔ながらの町並みが残る地区では、老朽化した木造建物や狭隘道路が多いなどの特徴から延焼リスクが高く、災害に対する市街地の脆弱性が懸念されます。

■ 災害リスクの概要

- ① 災害履歴をみると、七夕豪雨、伊勢湾台風などの際、太田川沿いや大府川（三倉）で浸水被害。
- ② 都市計画区域外の傾斜地に、土砂災害のリスクが多く分布。都市計画区域内にも土砂災害のリスクはあるものの、住宅地など都市的土地利用と重なるエリアは限定的。
- ③ 想定しうる最大規模の降雨があった場合、太田川沿いの市街地において浸水リスクが懸念。城下、森、向天方の一部等では、浸水深が3mを超える地区もあると想定。
- ④ 静岡県第4次地震被害想定では、南海トラフ巨大地震により、町全体で震度6強以上の揺れと、新東名高速道路より南側の田畑を中心に液状化が想定されている。想定される被害は、最悪のケースで以下のとおり。
 - ・ 死者数 約 130 人（要因は、建物倒壊が約 100、火災が約 20、山・がけ崩れが約 10）
 - ・ 建物全壊・焼失 約 3,960 棟（要因は、揺れが約 3,400、火災が約 500、山・崖崩れが約 60 等）
- この他、本町から城下地区に続く街道沿道周辺は、昔ながらの町並みが残る一方、老朽化した木造建物が多く、また道路幅員が狭い、空地が少ないといった特徴から、火災発生時の延焼リスクが高い。

① 災害履歴（出典：静岡県地震防災センターホームページ）

【災害事例 豪雨】

- ・ 1962年9月4日 太田川上流大河内で深夜2~3時にかけて1時間雨量119mmの豪雨があった。太田川は急増水して、土砂崩れ・浸水により家屋に被害を生じた。

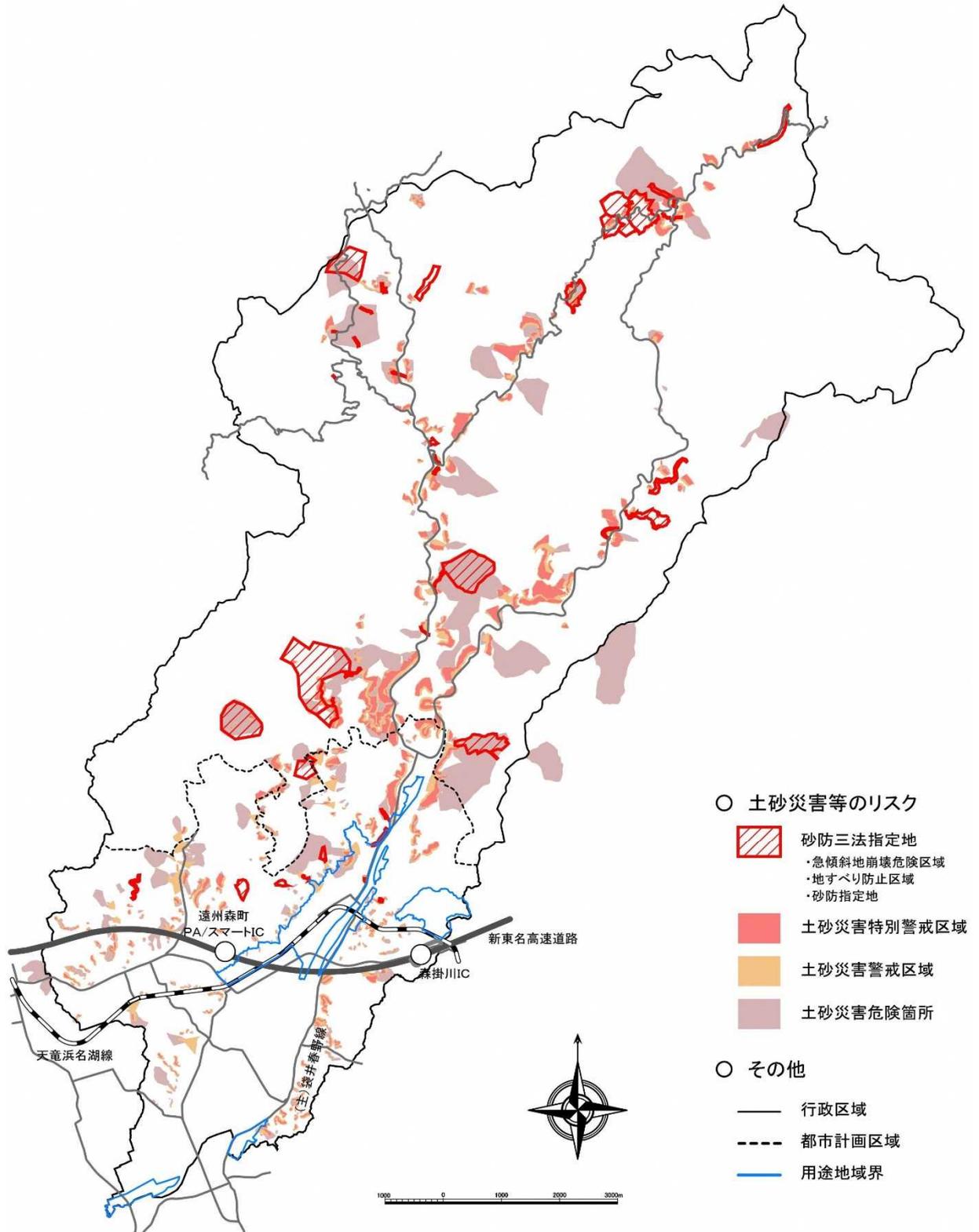
【災害事例 台風】

- ・ 1911年夏 飯田村では太田川洪水のため、橋梁流失2箇所、山崩2箇所、田畑の被害は甚大であった。一宮村でも堤防決壊31箇所、山崩れは数え切れないほど生じた。
- ・ 1959年夏（伊勢湾台風） 県西部で被害が多かった。当地は森町三倉の大府川畔で全半壊家屋が多かった。また道路は周智トンネルなど各所で寸断、交通途絶した。
- ・ 1974年夏（七夕豪雨） 全県下に被害を与えた豪雨で、当地の被害は死者1人、負傷者5人、全壊1戸、半壊2戸、流失9戸、床上浸水217戸、床下浸水494戸、冠水田畑35.47ha、決壊道路49箇所、橋梁8箇所、堤防8箇所、山崩86箇所であった。

【災害事例 地震】

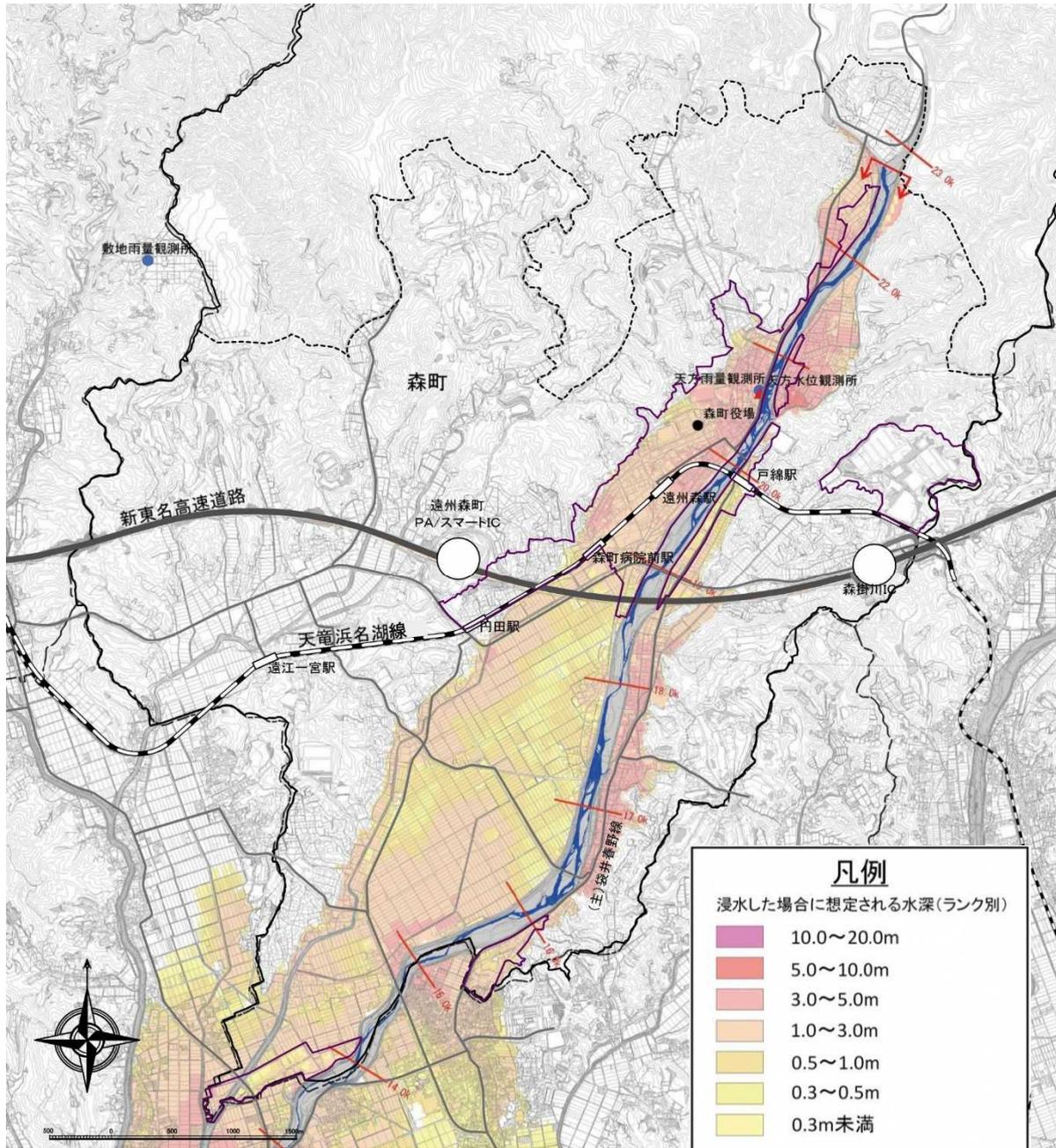
- ・ 1944年冬（東南海地震 M=7.9） 県中・西部に被害があった。当地では森で全壊1戸、一宮で全壊12戸、半壊23戸、園田で全壊25戸、半壊11戸、飯田で全壊12戸、半壊60戸などの被害があった。三倉・天方では全半壊はない。各地での震度は、5~6だった。

② 土砂災害（出典：県提供資料、国土数値情報）



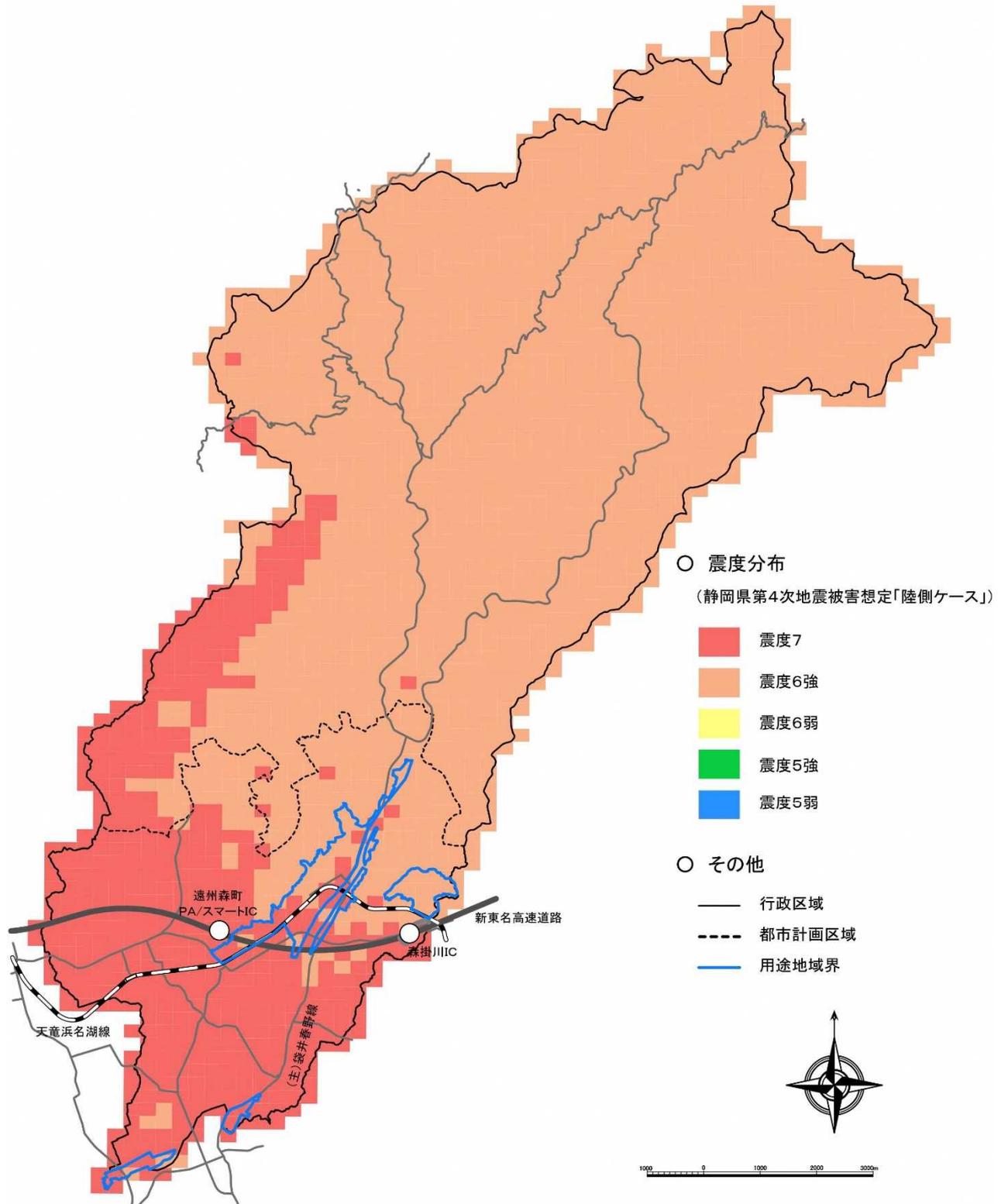
第1章

③ 河川洪水（出典：太田川洪水浸水想定区域図 平成 29 年 7 月 7 日付け静岡県告示第 557 号）

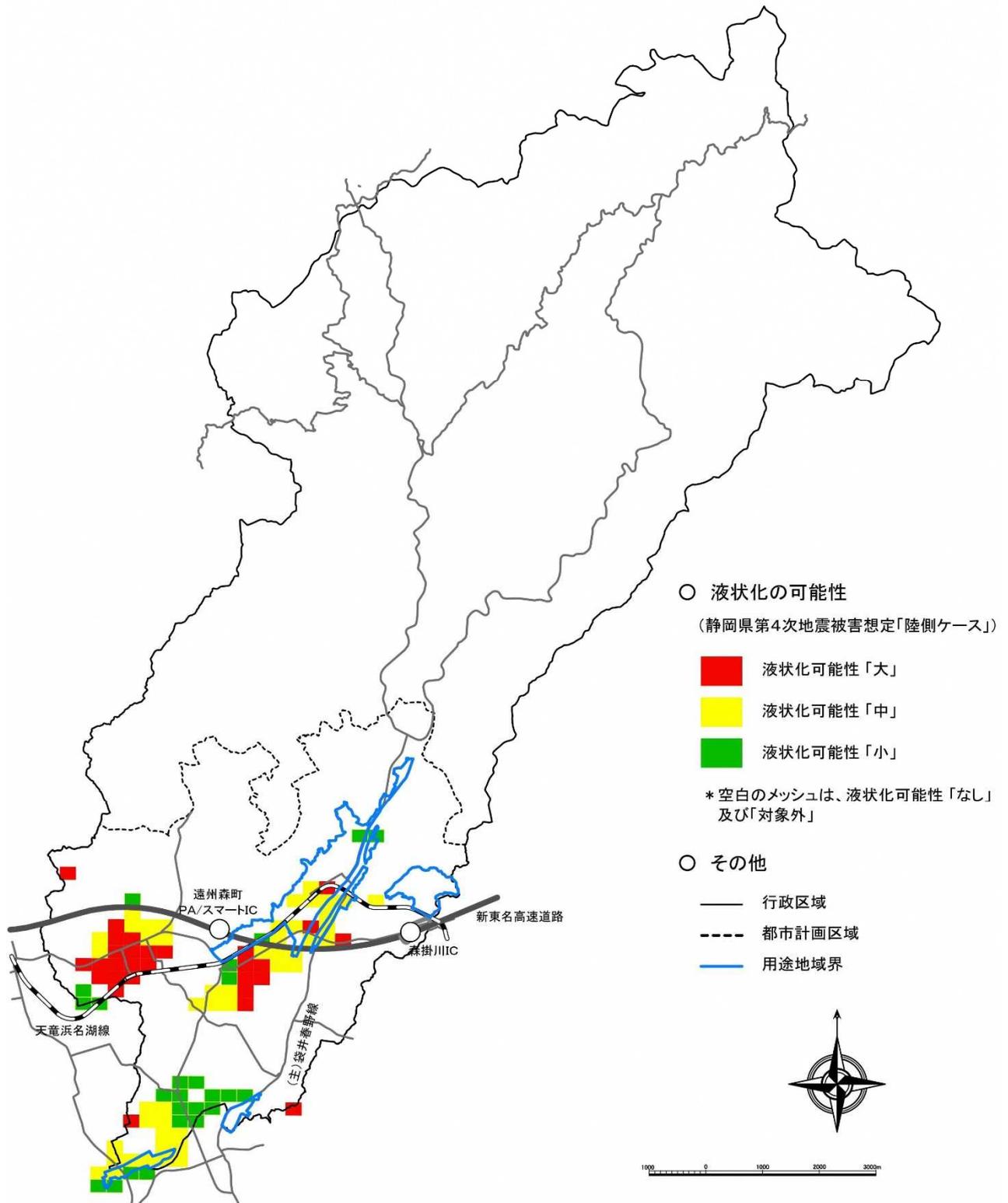


* 太田川の浸水想定は、想定される最大規模の豪雨による被害を想定したもの

④-1 震度分布（出典：静岡県第4次地震被害想定）



④-2 液状化（出典：静岡県第4次地震被害想定）

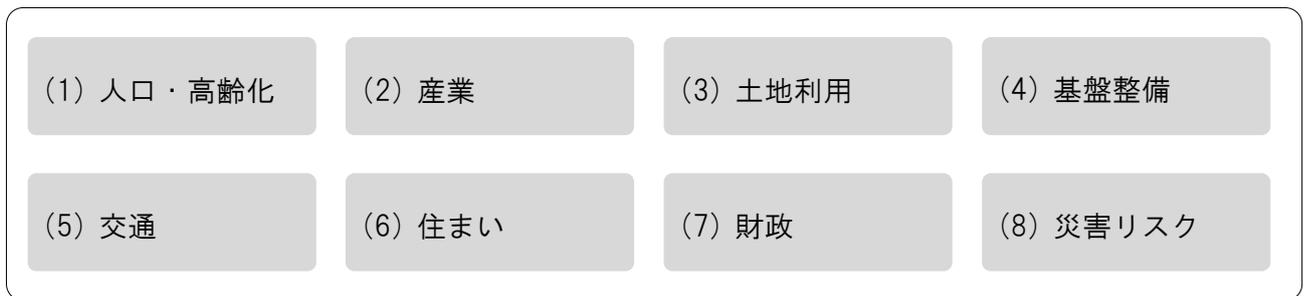


3. まちづくりの課題

本町の現況や町を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、人口減少・少子高齢化に伴うまち全体の活力の低下、新たな交通基盤等を活かしたまちの活力向上、災害リスクへの懸念といったまちづくりの課題に対応していく必要があります。

■ 課題の集約と整理

《森町の現況と課題》



《まちづくりの課題》

人口減少・少子高齢化に伴うまち全体の活力の低下

- ・人口減少・少子高齢化の顕在化
- ・地域コミュニティの衰退
- ・産業・文化の担い手の減少
- ・管理不足の土地や建物の増加
- ・生活を支えるサービスの質の低下

新たな交通基盤等を活かしたまちの活力向上

- ・町の2つのインターチェンジの活用
- ・周辺市町との連携促進

災害リスクへの懸念

- ・南海トラフ巨大地震や近年、全国的に多発する豪雨災害への懸念
- ・災害に対する市街地の脆弱性の存在

第2章 全体構想

1. まちづくりの方向

(1) 森町における「豊かな暮らし」

① 人口減少時代における身の丈にあった「コンパクト+ネットワーク」のまちづくり

人口減少・少子高齢化により、地域のコミュニティ衰退や生活に必要なサービスや公共交通の利便性の低下が懸念されるなか、まちを持続していくためには、人口や財政の規模に応じた身の丈にあった「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

② 「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりに取り組む際、大切にすべき「豊かな暮らし」

「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりにおいても、生活に不足するものを確保することは必要ですが、それ以上に、町民に「住み心地が良く、自分の町として愛着を持ち、住み続けたい」と感じさせる町の豊かさに目を向け、豊かに暮らし続けられる環境を維持していくことが大切と考えます。

③ 森町における「豊かな暮らし」の維持に向けて

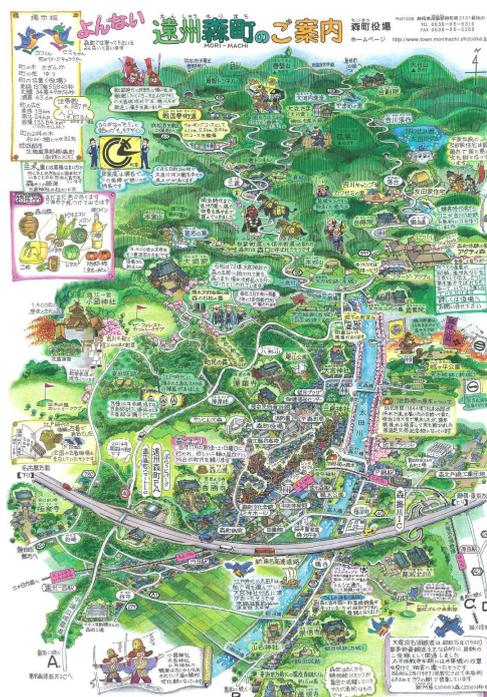
森町における「豊かな暮らし」とは、町民一人ひとりにとって違うものですが、例えば、街の暮らしも田舎暮らしも楽しめる環境、元気な高齢者、人や地域とのつながり等が想起されます。

「森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づく人口減少の抑制に向けた取組とともに、「豊かな暮らし」を維持することができるまちづくりを進めていく必要があります。

■ 森町における「豊かな暮らし」のイメージ (出典：TENCOMORI、森町観光イラストマップ)

- ・ 立地や地域特性から、街の暮らしも田舎暮らしも楽しめる環境。そこそこ便利で、そこそこ不便。
- ・ 元気な高齢者。高齢になっても、生まれ育った愛着のある地域で、健康に暮らし続けられる。
- ・ 人や地域とのつながり。町内外から多くの人を集める祭りや、町民手作りのイベント、地域コミュニティでの日常的な交流。
- ・ 暮らしや生業のなかで育まれてきた、人やモノを呼び込める豊富な地域資源。また、それを活かせる広域からのアクセスの良さ。
- ・ 豊かな自然環境や広域交通ネットワークを活かし、趣味と仕事の両立。

□ 街の暮らしも田舎も楽しめる地域特性、多様な地域資源



□ 地域特性・ニーズに併せた多様な住まい方



(2) 総合計画で掲げるまちの将来像

第9次森町総合計画では、人口減少を克服し、活力ある町を今後も維持していくため、「人の輪」(外部との交流)、「対話」(信頼の構築)、「調和」(人と自然)の3つの基本理念を掲げ、まちの将来像「住む人も訪れる人も心とらぐ森町」の実現を目指しています。

■ 第9次森町総合計画で掲げるまちの将来像、まちづくりの基本理念、まちづくりの柱

<まちの都市像>

住む人も訪れる人も「心とらぐ森町」

<まちづくりの基本理念>

I 「人の輪」 ～外部との交流～

- ・ まちの活力維持のため、町内のみならず、町外とのさらなる交流により「人の輪」が生まれる
- ・ 森町に住む人、森町で事業を行う人、行政、そして、町外の森町ファンといった、森町にかかわるすべての人の「人の輪」がつながる
- ・ これらが生み出すパワー、活力がまちづくりに最大限いかされ、さらに「人の輪」が広がっていく

II 「対話」 ～信頼の構築～

- ・ 町民と行政の信頼関係をつなぎ、様々な場面での「対話」によって、町民が声を出し、自らも参加する、きめ細やかなまちづくりが進む
- ・ 森町に住まい、学び、働く、様々な立場の人々、さらには個性を持った各地域との「対話」を続けながら、さらに深い信頼関係が生まれていく

III 「調和」 ～人と自然～

- ・ 森は深い山々に抱かれている
- ・ この山々を源とする水は、田畑を潤し、人々の営みを助け、花を咲かせ、実を実らせ、あらゆる生命を育む
- ・ 山々には、あらゆる生命を育み、人々の心を癒す不思議な力がある。森は天地の恵みで、住む人も訪れる人も心癒される、やさしさのあるまちになる
- ・ 人と人、地域と地域、人と自然、古いものと新しいものが、この森のなかに「調和」し、さらに新たな魅力や活力が生まれていく

<分野ごとのまちづくりの柱と施策の基本方向>

柱1 保健・医療・福祉 ～みんなで助けあう健やかなまち～

- ・ いつまでも「いきいき」過ごせるまちをつくる
- ・ 「お達者」で暮らせるまちをつくる
- ・ 子育て・子育てしやすいまちをつくる

柱2 教育・文化 ～先人に学びみんなで育むまち～

- ・ 「ひと」と「ひと」が育みあうまちをつくる
- ・ 歴史に学び多様な文化を継ぐまちをつくる

柱3 活力・情報発信 ～交流が盛んでにぎわうまち～

- ・ 調和のとれた居心地のよいまちをつくる
- ・ 町の魅力や情報を広く効果的に発信するまちをつくる
- ・ 地域の宝・資源を最大限にいかしたまちをつくる

柱4 産業振興 ～活気あふれる産業のまち～

- ・ 活力が持続できるまちをつくる
- ・ 新たな活力が生まれるまちをつくる

柱5 安心・安全 ～いつまでも暮らせるやすらぎのまち～

- ・ 安全・快適に暮らせるまちをつくる
- ・ 災害に強い、地域防災力の高いまちをつくる
- ・ コミュニティ豊かな地域活動が活発なまちをつくる

柱6 自然環境 ～豊かな自然があふれるまち～

- ・ 緑豊かな自然あふれるまちをつくる
- ・ 自然環境と共存するまちをつくる

(3) 求められるまちづくりの方向性

本町を取り巻く様々な社会情勢の変化のなか、第9次森町総合計画が掲げる「住む人も訪れる人も心とらぐ森町」を実現し、「豊かな暮らし」を維持していくために、必要なまちづくりのテーマ、まちの規模、まちの形（将来都市構造（3つの視点で見直し））を設定し、まちづくりを進めます。

■ まちづくりのテーマ、まちの規模、まちの形に基づく「豊かな暮らし」の維持

《まちづくりの課題》

- ・人口減少、少子高齢化に伴うまち全体の活力の低下
- ・新たな交通基盤等を活かしたまちの活力向上
- ・災害リスクへの懸念

《第9次森町総合計画のまちの将来像》

住む人も訪れる人も「心とらぐ森町」

《本計画におけるまちづくりへの取組姿勢》

人口減少・少子高齢化のなかでも、都市計画マスタープランや立地適正化計画等を使い、

『まちを持続し、「豊か」に暮らし続ける』

まちづくりのテーマ

- ・まちの成り立ちや現況を踏まえ、分野別のまちづくりの方針や具体的な施策を検討するにあたり、大切にすべきまちづくりのテーマを示します。

まちの規模

- ・まちのコミュニティの維持や、医療・福祉・子育て等の生活利便施設の持続には、一定の人口規模が必要です。
- ・このため、人口減少が進むなかでも維持すべき人口や市街地の規模を示します。

まちの形

- ・人口減少が進むなか、より効率的なまちづくりを進めることが求められます。
- ・まちの成り立ちや将来の人口分布等を踏まえた、これからのまちづくりの考え方や、将来都市構造を示します。

森町における「豊かな暮らし」の維持

2. まちづくりのテーマ

「医・職・住」×「交流」のまちづくり

(1) 医・職・住

「い・しょく・じゅう」といえば、これまで「衣・食・住」を指しましたが、物が豊かになった昨今、豊かな暮らしを維持していくためには『医・職・住』のまちづくりが重要と考えます。

『医』とは、子どもから高齢者までを対象とした医療、福祉、介護を指します。住み慣れた場所で、安心して子育てをし、健康に暮らし続けていくために、これまでの取組に基づく、地域医療として先進的な『医』の環境を活かしていきます。

『職』とは、安定した雇用や就業の場所の確保のことを指します。暮らしと生業は不可分であることから、町民が町で生活し続けていけるように、また町が現在の機能を維持していけるように、地域特性や立地を活かした産業誘致や、就業希望者と企業のマッチング支援、基幹産業の一つである農林業の活性化など『職』の充実を図ります。

『住』とは、個々の建物としての住宅だけでなく、ライフスタイルや地域との関わり方、生活サービスや公共交通との関係による住環境までを指します。社会が成熟したなか、多様化する市民のニーズに合わせて、多様な『住』環境の形成を図ります。

(2) 交流

町には、四季を感じさせる豊かな自然、積み重ねてきた歴史を感じさせる寺社や町並み、人の手を感じられる農の景観やこだわりの農産物など、人やモノを呼び込める地域資源が豊富にあります。さらに、新東名高速道路により、地域資源を活かせる広域からのアクセスの良さも備えています。

こうした観光に適した環境や観光客をもてなす関係者の努力等により、人口約 1.8 万人の森町に、年間 120 万人を超える観光客が訪れています。

人口減少・高齢化が進むなかでも町の活力を維持するために、住む人も訪れる人も含めた、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」のエネルギーを、まちづくりに波及させることを目指します。

(3) 「医・職・住」×「交流」のまちづくり

人口減少に伴う町の密度低下が懸念されるなか、都市の機能を成り立たせるためには、暮らし（医・職・住）や交流に必要な機能について単一ではなく複合的に考える視点や、居住人口だけでなく通勤・通学等を含めた交流人口も対象にする視点が必要となります。

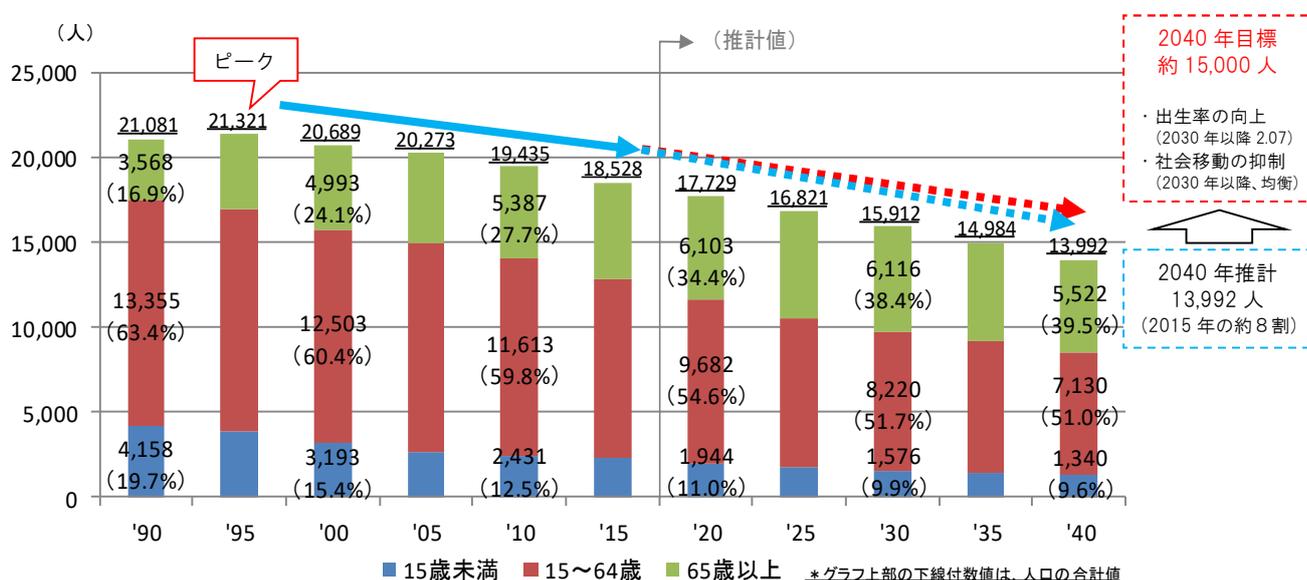
このことから、まちづくりのテーマは、様々な機能を掛け合わせ、まちの活力や魅力を高めていくことを目指し、『「医・職・住」×「交流」のまちづくり』と設定します。

3. まちの規模

(1) 人口規模

「豊かな暮らし」を維持していくために必要な将来の人口規模は、「森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標値を踏まえ、2040年に約15,000人とすることを目指します（人口ピーク以降の人口減少を緩やかにするため、2025年に17,000人（第9次森町総合計画の目標値）、2060年に13,000人を確保）。

■ 将来人口推計と町の考え方（出典：国勢調査及び国立社会保障人口問題研究所資料、森町人口ビジョン）



(2) 市街地規模

市街地の面的な規模については、効率的な都市経営を図るため、原則として拡大を抑えていきます。

既に都市機能や人口が集積している拠点及び、その周辺の公共交通の利便性が高い既成市街地において、集約型の都市構造を形成していくことで、コンパクトで暮らしやすく、周辺の自然的環境を保全し、環境負荷を低減するまちづくりを進めます。

ただし、将来の人口規模を確保するために、住宅地や産業用地が必要になった場合は、自然環境や景観に配慮しつつ、適切な規模の市街地を新たに確保することも検討します。

4. まちの形

(1) これからのまちの形の考え方

まちを持続し「豊か」に暮らし続けていくために、これからのまちの形を考える際に大切な3つの視点を設定します。

- ① 「森町」の価値を高める、コミュニティごとのまちづくりと連携
- ② 暮らし・生業・観光の複合的なまちづくり
- ③ 町に足りないものを補う、広域でのまちづくり

① 「森町」の価値を高める、コミュニティごとのまちづくりと連携

ア：小さな活動に着目し、個性を伸ばすことで、コミュニティを維持・再生

近年、森町に残る6つのコミュニティをベースに、地域資源を活用し、地域の魅力を発信する人やイベントが増えつつあります。(森地区の「町並みと蔵展」、天方・三倉地区の「ぷぷぷの日」等)

また、こうしたイベント等を通じ、地区を知り魅力を体感した方が、移住したり、地区に通うといったケースも見られるようになってきました。

このため、コミュニティごとに行われている小さな活動に着目し、地区の個性を磨き伸ばしていくことで、地域交流や定住化を促進し、地域コミュニティの維持・再生を図ります。

イ：個性の異なるコミュニティを繋ぐことで、町の価値を向上

個々のコミュニティの個性を磨き伸ばすことに加え、コミュニティごとに行われているイベントの連携や、地区間の連携を意識したネットワークの形成(公共交通ネットワークの維持や幹線道路ネットワークの適切な維持・更新等)により、コミュニティ間を繋ぐことを目指します。

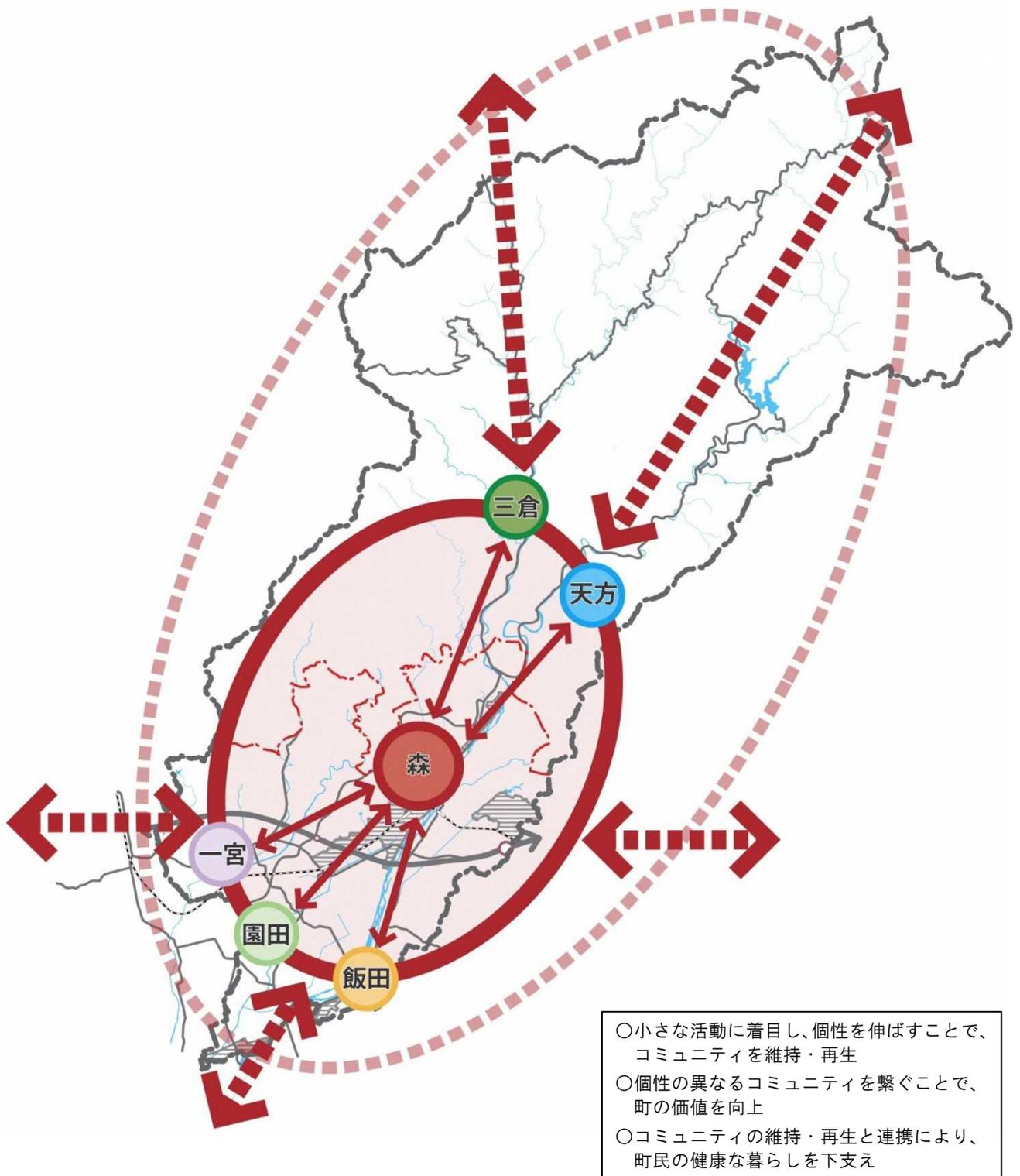
このことにより、町全体の活力を高めるとともに、「森町」というエリアとしての価値を高め、町への交流人口の増加や回遊性を高めることを目指します。

ウ：コミュニティの維持・再生と連携により、町民の健康な暮らしを支え

健康寿命の指標である「お達者度」を上げていくためには、町民自らの健康づくり、それを支える町の適切な医療・福祉サービスの提供、茶を楽しむ文化等のほか、高齢者の閉じこもり防止や住民相互の健康チェック等の観点から、日常的な地域の交流や自治会・ボランティアといった地域活動への参加が重要と考えられます。

このため、町民の健康な暮らしを支えるという観点からも、コミュニティごとのまちづくりと連携に取り組みます。

■ コミュニティごとのまちづくりと連携のイメージ



② 暮らし・生業・観光の複合的なまちづくり

ア：町の中心部における「医・職・住」×「交流」のまちづくりの実践

森地区は、町役場、総合体育館、学校、病院など主要な公共施設が集約するとともに、一定の人口密度によりサービスが維持される商業、福祉施設等も配置された町の中心部です。このことから、利便性の高い「暮らし」の場であるとともに、これら施設等での「働く場」ともなっています。

また、暮らしのなかで、お祭りなどの文化を育み、昔ながらの風情が残る街道や町屋などを形成し、魅力を高めてきた歴史があります。近年、これらの地域資源が「遠州の小京都」として改めて着目され、周辺の寺社等と連携した観光まちづくりが進められています。

森地区では、こうした町の現況や成り立ち等を踏まえ、様々な機能を掛け合わせ、まちの活力や魅力を高めていく、「医・職・住」×「交流」のまちづくりを実践していきます。

イ：集落地における、暮らしを支え、活力を創出する拠点の形成

森地区以外の田園集落や中山間地域においては、将来にわたり持続可能な地域経営を図るための拠点を、地域ごとに形成します。

拠点においては、人口減少社会においても成立するように、地域住民だけでなく多様な関係人口の利用を促す立地や機能導入を検討します。

【参考】 空き家等のストックとまちづくりへの活用

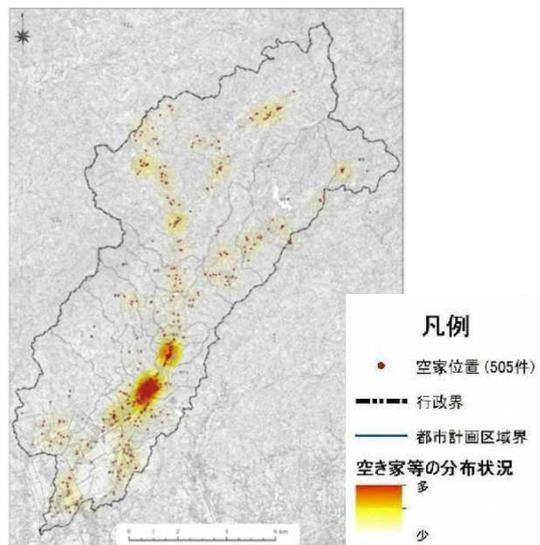
森地区は、町内で最も人口も建築ストックも多い地区である一方、他地区と同じく人口減少が進み、空き家等の低未利用地が多く発生している現況にあります。また、老朽化した公共施設の対策も課題となっています。

こうした住宅や公共施設の建築ストックを、まちづくりの資源と捉え、有効活用することで、町の活性化を図ります。

■ 空き家の件数、分布状況

地区	建物総数 (戸) ※1	空き家候補 建物数 (戸) ※2	空き家候補 建物比率 (%)
三倉	427	107	25.1
天方	501	83	16.6
森	2,724	197	7.2
一宮	642	20	3.1
園田	1,357	49	3.6
飯田	1,401	49	3.5
町合計	7,052	505	7.2

※1：森町男女別町名別人口表(平成29年2月28日現在)の世帯数を居住実態のある建物件数とみなし、これに空き家候補建物件数を加えた件数をもって建物総数とした
 ※2：現地調査の結果、使用実態がないと判定された建物数

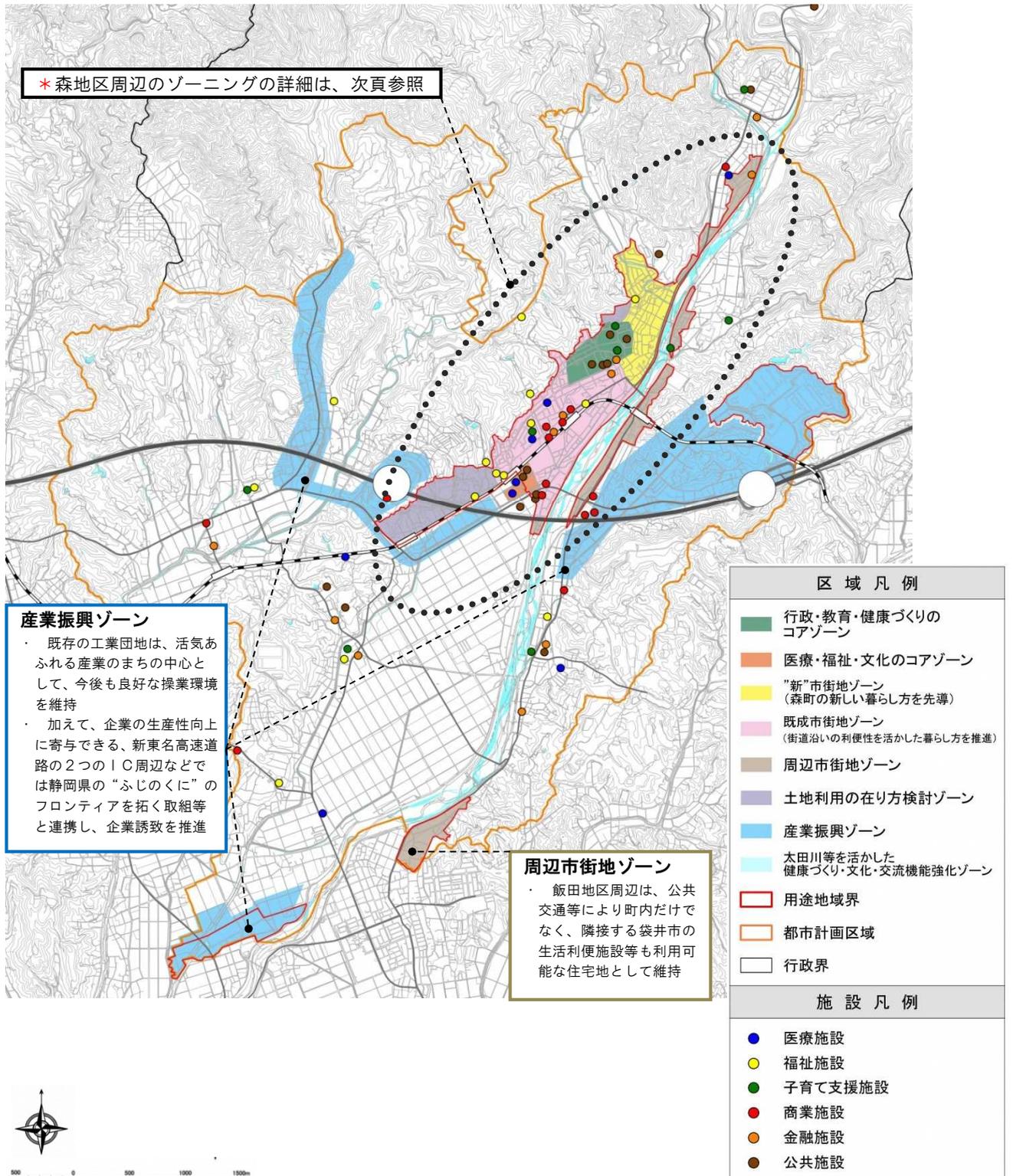


ウ：エリアごとの特性を活かしたまちづくり

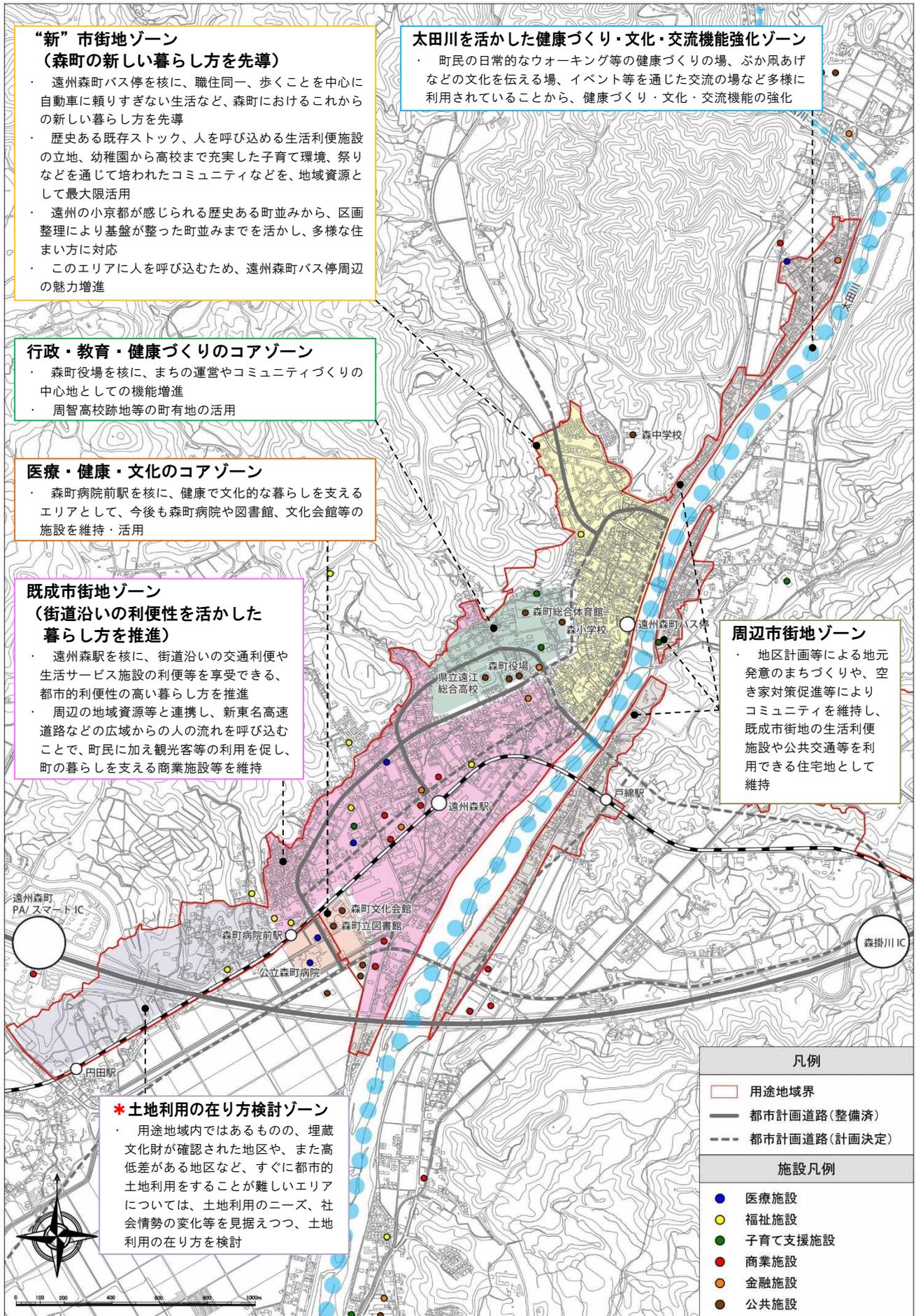
町の人口の9割が住む都市計画区域内では、公共施設が集約する地区、町全体の暮らしを支える商業・業務地が集積する地区、街道沿いの町並みが残る地区、工場や流通施設の集積地など、現在の土地利用や建物の立地状況に応じ、その特性を活かしたまちづくりを推進します。

また、都市計画区域外では、地域コミュニティを活かしたまちづくりを推進します。

■ 都市計画区域内のまちづくりゾーニング図



■ 都市計画区域内のまちづくりゾーニング図（森地区周辺拡大図）



【参考】暮らし・生業・観光の複合的なまちづくり実現のイメージ

多様なライフスタイルを支える
「住」まいの提供

① 空き家の賃貸利用とマッチング

所有者が手放したくないと考えている空き家等を森町への移住希望者のお試し住まいとして利用するなど活用について検討し、町は空き家の所有者と利用希望者のマッチングに努める。

② 敷地の統合

間口が狭く奥行きのある敷地では、現在の住宅ニーズに併せ、2つの敷地を1つにして利用することも検討する。この際、景観計画などでルールを設けることで、「遠州の小京都」が感じられる、町並みに配慮した景観へと誘導する。

③ リノベーションの積極的な推進

利用されていない町屋や蔵をまちの資源と捉え、町がリノベーションに積極的な支援をすることで、職住同一の住宅や店舗としての活用を促す。

ワークインレジデンス等で、
地域に必要な「職」を創造

① ワークインレジデンスの推進

空き家をツールに、手に職を持つ人材を移住者として呼び込む。職種は、地域に必要な店舗やサービスを、地域が指定する。

② 森町ブランドのブランディング

「遠州の小京都」や農産物等を活かした商品づくりと関連する担い手育成を図る。（観光コース設定、焼物や農業の体験プログラム、茶・菓子・陶器等を組み合わせたセットサービス等）

③ 2つのICを活かした産業振興

新東名高速道路により飛躍的に高まった交通利便性を活かし、企業誘致や観光振興を促進する。

既存工業団地周辺では、製造業や物流業など工業系の企業集積を図る。また観光動線となる道路沿道では地場製品の販売所やレストラン等、地元住民も来訪者も利用できる土地利用を誘導する。

お達者な暮らしを支える、
地域医療として先進的な「医」の環境活用

① 在宅医療・家庭医療・予防医療の充実

暮らし慣れた地域で、なるべく長い間、健康に暮らし続けられるように、森町病院や家庭医療センター、地域包括支援センター等の活用や、これら施設と公共交通との連携促進等により、在宅医療・家庭医療・予防医療等を充実させる。

② ついつい歩きたくなる環境の形成

生活利便施設が集積、太田川などの自然環境、「遠州の小京都」が感じられる町並み、日常的なご近所さんとの挨拶・交流等の環境などを活かし、「ついつい歩きたくなる」と感じられる環境を形成し、町民の健康づくりを支える。

③ 地場産業を活かした健康づくりの促進

地産地消や食育を進めることで、食を通じた健康づくりを促進する。このことで、米や茶など地場産業の振興にも繋げる。

まちづくりを通じた
「交流」の促進

① 町屋や蔵、店を活かした居場所づくり

住宅の土間や縁側、商店の店先などを利用して、子どもから高齢者まで、住民から観光客まで、様々な人々が交流できるまちなかの居場所を設ける。建物の建替えや改修の機会を通じ、居場所づくりを促す。

② まち歩きやイベントによる関係づくり

買物・通勤・通学などの日常的なまち歩きや、定期的に行われるイベントの機会を通じ、住民同士、住民と来訪者などの関係づくりを促す。

③ 機能の複合による交流機会の拡大

職住同一の推進、公共施設の多面的利用、鉄道駅やバス停等の交通結節点におけるイベント開催など、土地利用や施設を単一ではなく複合的に利用することで、利用者や関係者を増やし、交流の機会拡大を図る。

③ 町に足りないものを補う、広域でのまちづくり

ア：昼間人口を呼び込み、生産性や賑わいを維持

町の人口は減少するものの、広域に目を向けると、まだ多くの人口が分布しています。

仮に、町の新東名高速道路インターチェンジの圏域を距離で設定すると、5km圏には約 4.2 万人が、10 km圏には約 22.8 万人が分布しています（2015 国勢調査）。

こうした町外の人口にも着目し、新東名高速道路や（主）袋井春野線、天竜浜名湖線など、広域と繋がる交通ネットワークを活かすことで、昼間人口（生産年齢人口や観光レクリエーション客など）として町に呼び込むことを目指します。

イ：夜間人口（定住者、二地域居住者）を呼び込み、地域の活力を維持

浜松市や磐田市等、森町周辺の市町には、就労先となる大企業や工業団地が立地しています。

町外で働く方を、町の交通アクセスの良さや、自然豊かな居住環境、土地の購入価格の差などを活かし、定住者として呼び込むことを目指します。

また、都心居住者のニーズに着目し、二地域居住（週末のみ森町で過ごす等）の希望者を呼び込むことも目指します。

ウ：町に不足する都市機能は、町外のものを利用することも検討

町には現在、公立森町病院がありますが、高度医療が必要な際は、磐田市立総合病院や中東遠総合医療センター等も利用しています（磐田市立総合病院とは、医療連携及び協力に関する協定を結んでいる）。

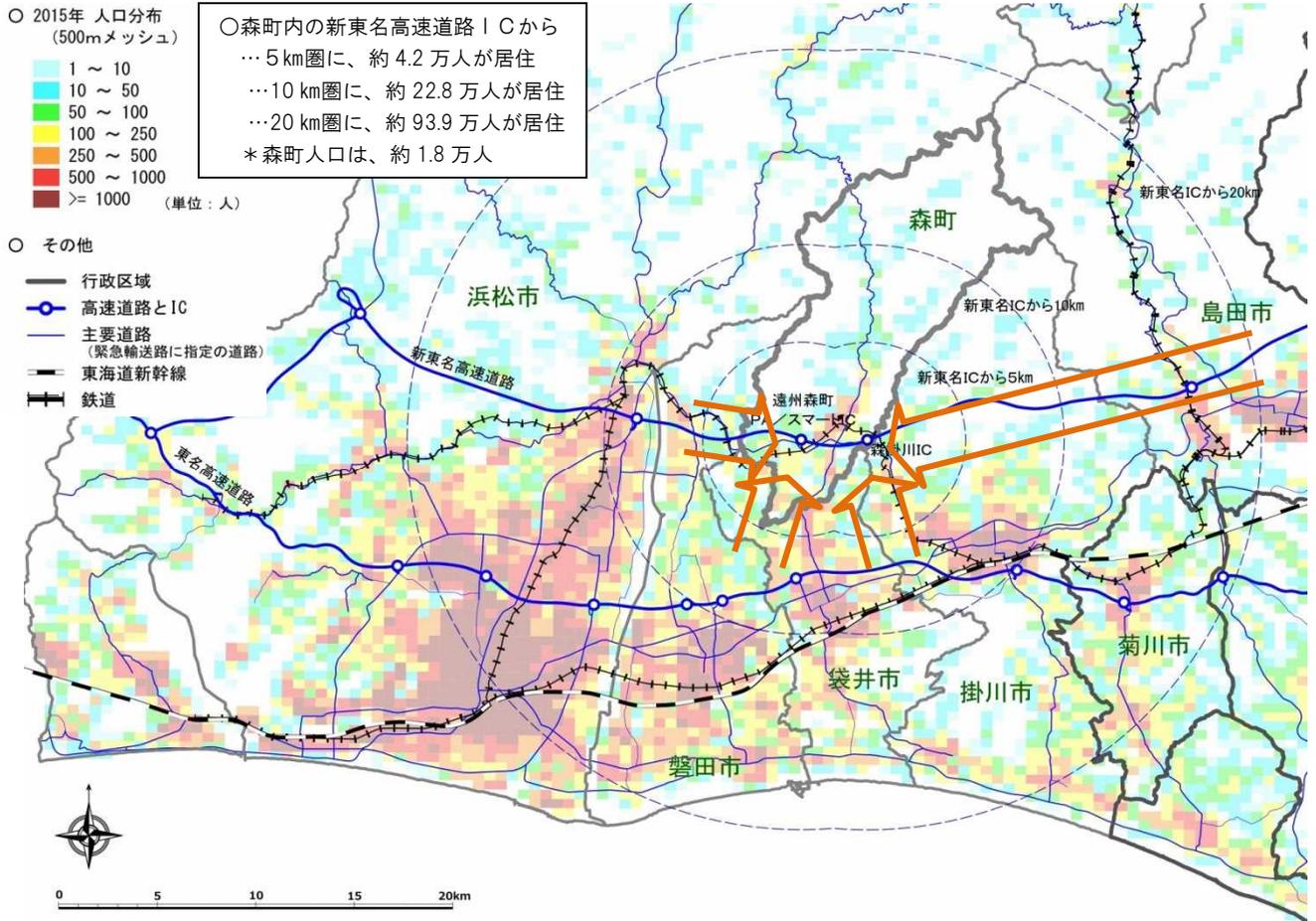
また、本町の商圈は、袋井商圈の第1次商圈、浜松圏及び掛川圏の第3次圏に含まれ、地元購買率の約7割が町外（静岡県消費動向 2006）であることから、買回り品等の買物には、袋井市や磐田市などの大型商業施設が利用されていると考えられます。

こうした町に不足する都市機能については、町内への将来的な確保も考えつつ、広域連携の考えや現在の町民生活の実態を踏まえ、町外の施設を利用することも考えていきます。

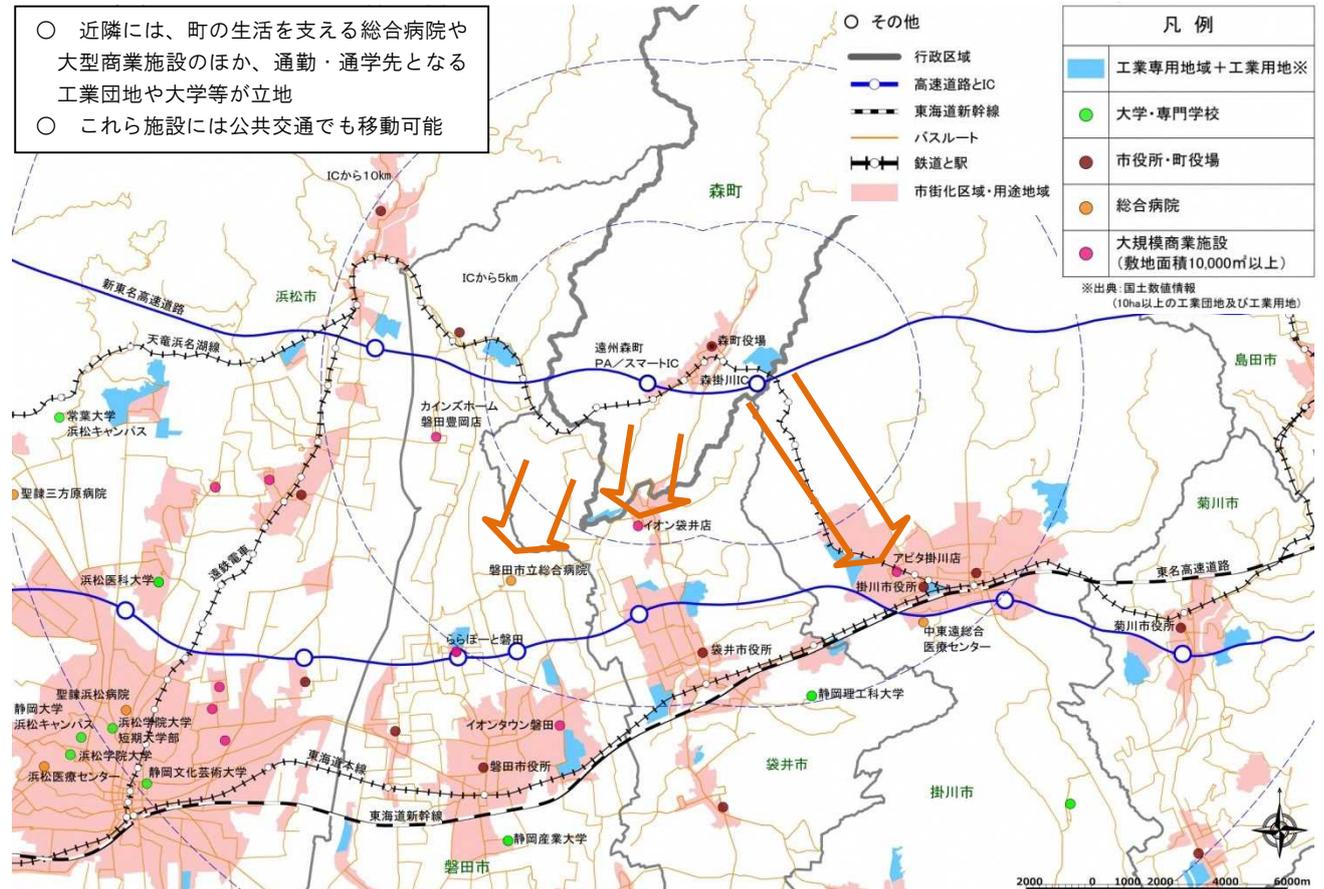
■ 森町周辺市町の人口動態 （出典：国勢調査）

	夜間人口		昼間人口		昼夜間人口比	
	2005	2015	2005	2015	2005	2015
浜松市	800,997	797,980	806,370	792,639	100.7	99.3
磐田市	170,895	167,210	171,302	172,149	100.2	103.0
掛川市	117,852	114,602	117,460	115,883	99.7	101.1
島田市	96,078	98,112	90,582	91,408	94.3	93.2
袋井市	82,985	85,789	81,870	84,111	98.7	98.0
菊川市	47,474	46,763	45,184	44,413	95.2	95.0
森町	20,273	18,528	19,591	18,601	96.6	100.4
合計	1,336,554	1,328,984	1,332,359	1,319,204	99.7	99.3

■ 広域交通ネットワークを使った周辺からの人やモノの引き込みのイメージ



■ 森町周辺の都市機能利用のイメージ



(2) 将来都市構造見直しのポイント

これからのまちの形の考え方を踏まえ、将来都市構造を見直す3つのポイントを示します。

- ① コンパクト・プラス・ネットワーク
- ② 暮らし・生業・観光に一体で取り組む中心拠点の形成
- ③ 広域から人やモノを呼び込む広域交流軸

① コンパクト・プラス・ネットワーク (⇒集落拠点、公共交通軸を追加)

旧町村をベースとする、地区ごとの自立した暮らしを支えるため、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を形成します。

日常的な近所付き合いや、住民同士のちょっとした助け合い等、町民の暮らしを支えるコミュニティを維持するため、森地区の市街地や他の集落地では、小学校や公民館等を中心に、コンパクトなまちづくりを推進します。

また、市街地と集落地間や、居住地と町内外の必要な生活サービスとを繋ぎ、町民の暮らしや交流を支えるために、道路及び公共交通ネットワークの維持・強化を図ります。

② 暮らし・生業・観光に一体で取り組む中心拠点の形成 (⇒中心拠点の範囲拡大)

中心拠点（前回計画における都市拠点）を、旧街道沿いの古くからの町並みが残るエリアまで拡大し、ストック活用等を図りつつ、暮らし・生業・観光を一体としたまちづくりに取り組みます。

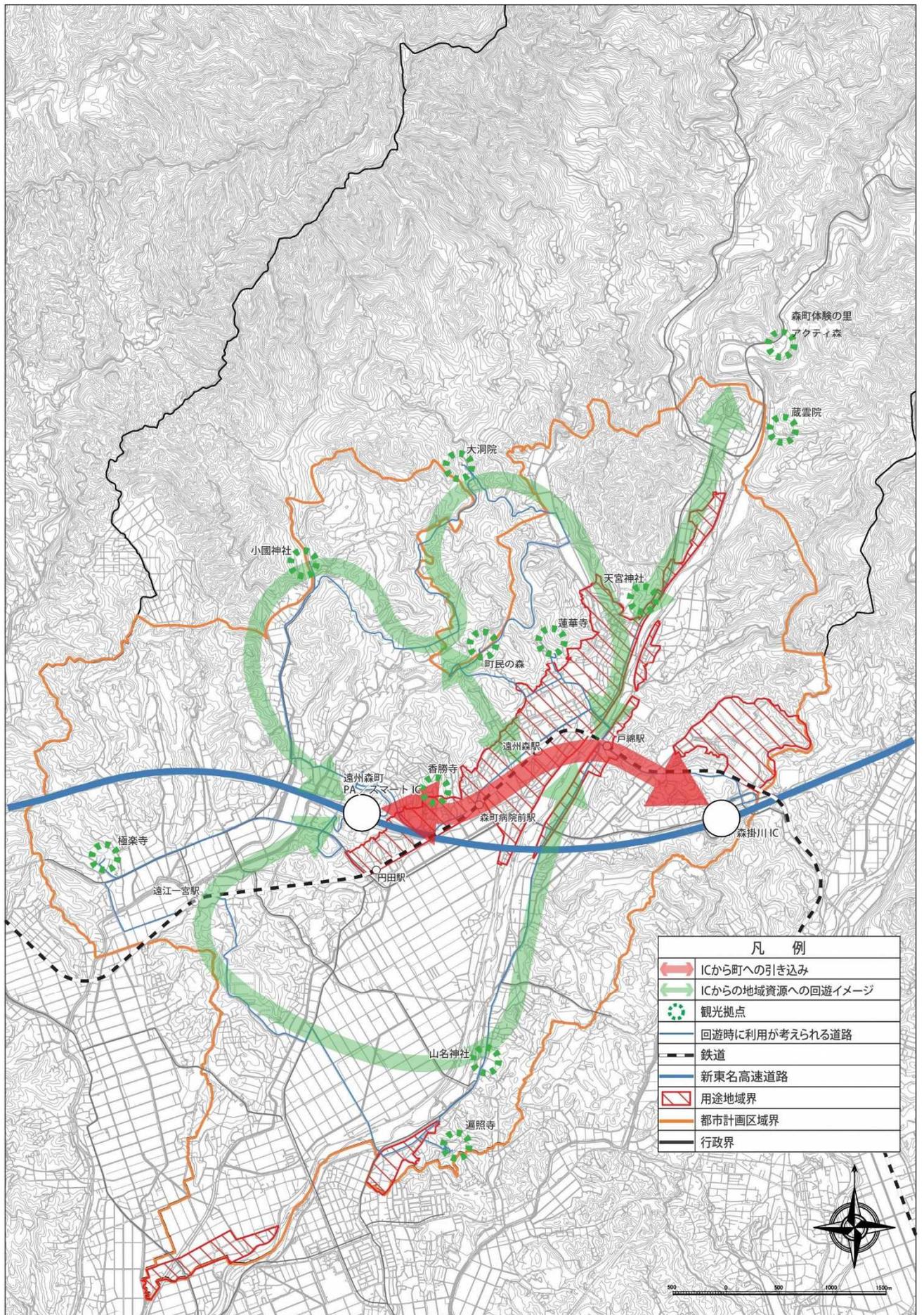
③ 広域から人やモノを呼び込む広域交流軸と回遊軸 (⇒都市構造に、広域交流軸・回遊軸を追加)

町内外を跨ぐ生活スタイルの支援や、地域資源を活かした観光等により、町の定住人口・交流人口を増やすため、その基盤となる新東名高速道路や（都）森町袋井インター通り線を、広域交流軸として位置付けます。また、広域交流軸とネットワークし、広域から中心拠点や地域資源へと人やモノを呼び込む道路を回遊軸に位置付けます。

新東名高速道路の2つのインターチェンジなど新たな交通基盤の利便性を活かせるエリアでは、産業や観光を受け止める機能の導入や、新たな交通基盤の効果を高める幹線道路の整備を促進し、これからの森町発展の原動力となるまちづくりを進めます。

なお、観光客等の交通量増加が見込まれる（都）森町袋井インター通り線や回遊軸に位置付けた道路沿道では、都市計画の位置付け、都市構造への影響、地域の景観との調和等を踏まえたうえで、住民や観光客等のニーズに応じ、適切な機能誘導を検討します。

■ 新東名高速道路 I C を利用した町の回遊イメージ



(3) 将来都市構造

将来都市構造に追加する視点に加え、まちの現在の土地利用や交通ネットワーク、都市機能の集積状況を踏まえ、拠点、ネットワーク、土地利用の3つの要素から将来都市構造を形成します。

① 拠点

まちの活力やにぎわいの創出、暮らしやすさの向上、うるおいのある都市空間の形成などの視点から、市街地や集落の中心、産業や交流の中心となる5つの拠点を設定します。

 <p>中心拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 天竜浜名湖線遠州森駅を中心に、周辺の森町役場をはじめとする公共施設が立地する市街地一帯の地区、及びまちの人口重心で古くからの町並みが残る地区を位置付けます。 ○ 商業・業務、文化、交流、居住、行政サービスなど、さまざまな都市機能の集積を図ります。 ○ 人口や都市機能の集積を活かし、「医・職・住」×「交流」のまちづくりの実践に取り組みます。
 <p>集落拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校や公民館などを中心に人口集積がみられる、地域コミュニティの中心地区を位置付けます。 ○ 中心拠点と公共交通でネットワークし、中心拠点の都市機能を利用できる環境を整えつつ、それぞれの立地特性や地域特性に応じ、都市機能の適切な配置や都市基盤の整備を図ります。 ○ なお、機能導入にあたっては、地域住民だけでなく、多様な関係人口の利用や交流を促すものを検討します。
 <p>産業拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既に工業系土地利用が進められている北戸綿工業団地及び中川下工業団地を位置付けます。 ○ 周辺の自然環境との調和に配慮しながら、拠点として集積を図ります。 ○ なお、県の“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組との連携や周辺地区の企業ニーズに応じ、工業団地の拡張も検討します。
 <p>IC活用型 地域振興拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新東名高速道路森掛川IC及び遠州森町PA・スマートIC周辺を位置付けます。 ○ 豊かな観光資源や自然資源、交通の利便性を最大限にいかし、これからの森町の発展の原動力として、周辺の自然環境や農業との調整・調和や県の“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組との連携を図りつつ、良好で個性的な環境の整備を図ります。
 <p>歴史・文化・観光の 交流拠点</p> <p>水・みどりの 交流拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小國神社、天宮神社、山名神社をはじめとする神社や大洞院などの寺院のほか、遠州の小京都を感じさせる、さまざまな歴史・文化的資源、観光資源などを位置付けます。 ○ 町民のみならず、観光客などの来訪者との交流を図る拠点としての活用を図ります。 ○ 森町体験の里アクティ森、太田川ダムとダム湖であるかわせみ湖や吉川キャンプ場、太田川親水公園、町民の森を位置付けます。 ○ 町民をはじめ、誰もが気軽に自然とふれあうことのできるうるおいの場、憩いの場、体験の場としての活用を図ります。

② ネットワーク

町と広域を繋ぐ、また拠点と拠点や町内各所と拠点を結び、町民の暮らしや交流、産業を支えるネットワークを形成します。

	広域連携ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新東名高速道路、(都) 森町袋井インター通り線を位置付けます。 ○ 人やモノの往来を通じ、これからのまちの活力を担うネットワークとして、機能の維持と活用を図ります。 * (都) 森町袋井インター通り線は整備促進
	公共交通ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 天竜浜名湖線及びバス路線ネットワークを位置付けます。 ○ 町民の暮らしや交流、多様な産業を支えるとともに、都市内外の連携を強化する公共交通ネットワークを形成します。
	観光交流促進軸	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地から北部地域に延びる秋葉街道と「水・みどりの拠点」や「歴史・文化・観光拠点」といった点在する拠点を結ぶ軸として位置付けます。 ○ 地域の固有資源を有機的に連携し、町内のみならず、来訪者との交流を促進するための活用を図ります。
	中心拠点とICとのネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新東名高速道路と町の中心部とのネットワークや地域資源の回遊を担う道路を位置付けます。
	地域資源への回遊イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 沿道には、都市計画の位置付け、都市構造への影響、地域の景観との調和等を踏まえたうえで、ニーズに応じた適切な機能誘導を検討します。

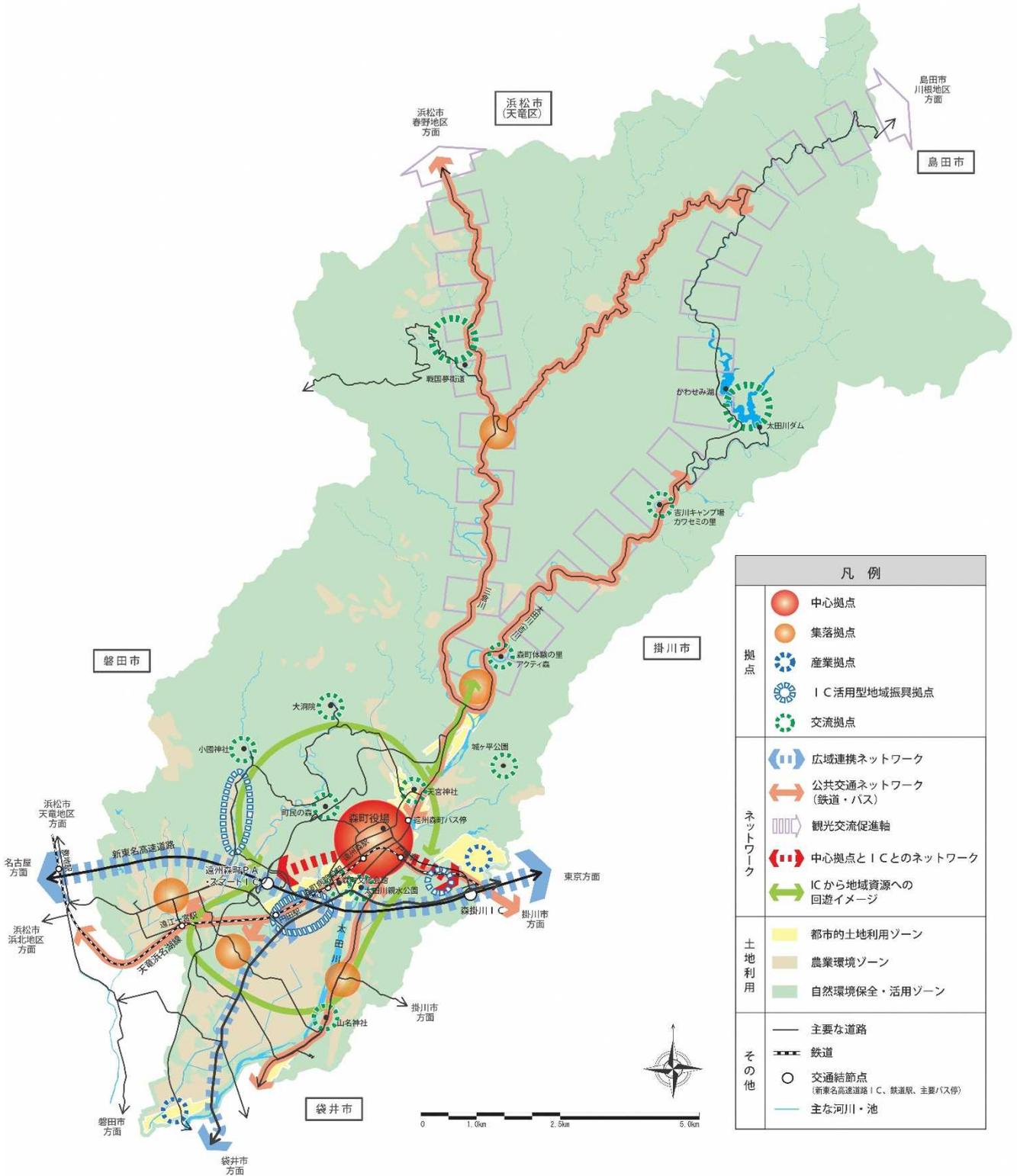
③ ゾーン

土地利用の現況や、町全体としての開発・保全のバランス、地域特性などから、大きく3つの土地利用に区分します。

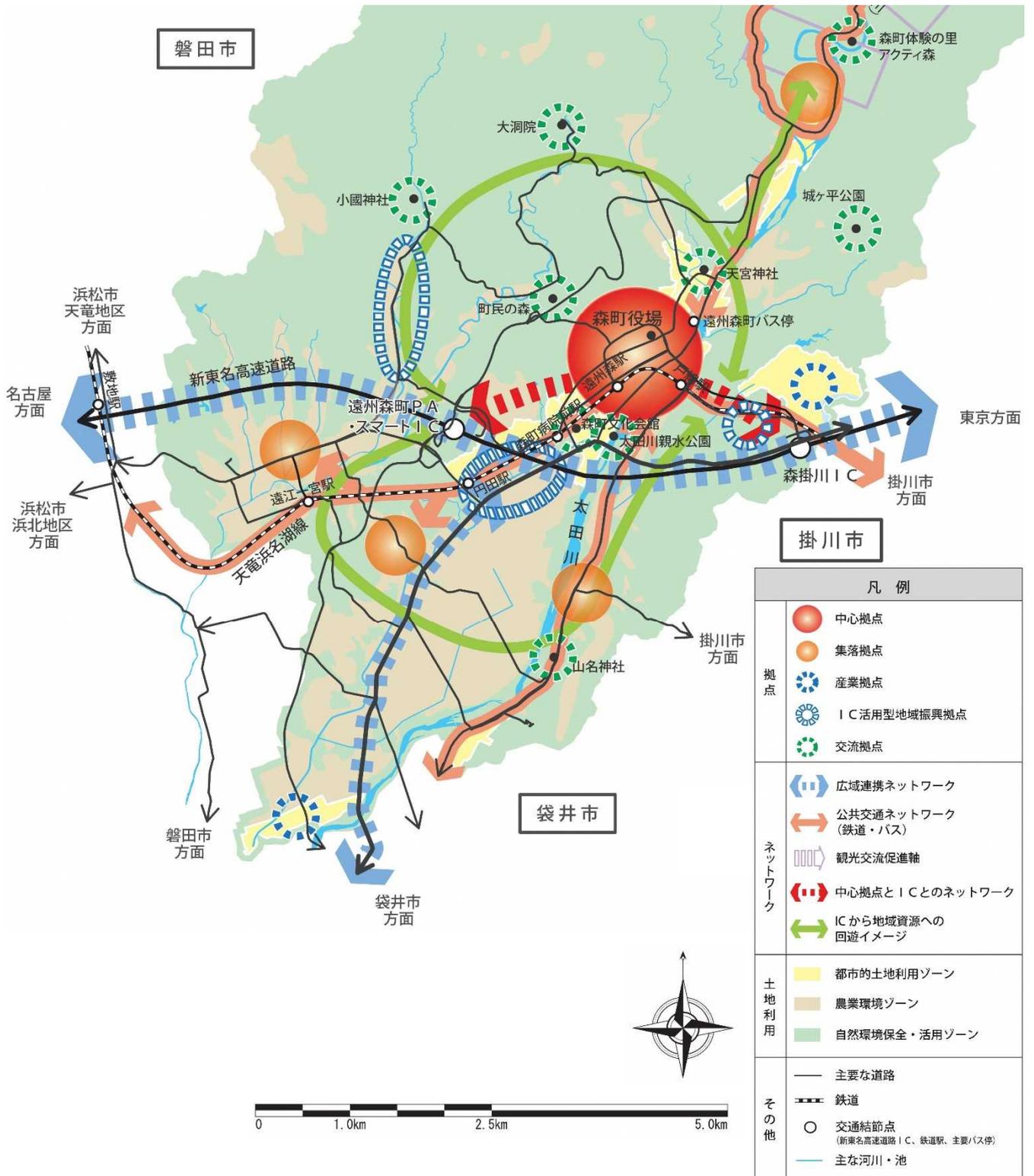
それぞれの土地利用のゾーンの広がりについては、原則、現状を維持するものとします。ICを活用した産業振興等により都市的土地利用を拡大する場合には、森林や農地などの自然環境資源や景観の保全とのバランスに配慮します。

	都市的土地利用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住居、商業、工業など都市的土地利用を図る区域を位置付けます。 ○ 地域の特性に応じ、良好な住環境の形成、商業・業務施設の集積、工業施設の集積などを図りつつ、職住近接の暮らしやすい環境づくりを図ります。
	農業環境ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市的土地利用ゾーンの外側に広がる一団の水田や畑等の区域を位置付けます。 ○ 優良農地の保全による農業生産の向上を図ります。
	自然環境保全・活用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市的土地利用ゾーンの外側に広がる山間地の森林などの自然資源や、自然景観、優良な農地と調和してコミュニティを形成している既存の集落地等を位置付けます。 ○ 豊かな自然資源の保全を図るとともに、観光レクリエーションなど町民の交流の場としての活用と、集落地等における生活環境の維持・向上を図ります。

■ 将来都市構造図



■ 将来都市構造図（都市計画区域内拡大図）



5. まちづくりの分野別方針

5-1. 土地利用の基本方針

(1) 基本的な考え方

① 都市と自然が調和した適切な土地利用の誘導

各種法に基づく既存の土地利用をベースに、将来都市構造や地域特性を踏まえた計画的な土地利用の規制・誘導により、都市的土地利用と自然的土地利用とが調和した、メリハリのある土地利用を進めます。

② 町の豊かな暮らしと生業を担う都市的土地利用の展開

住宅地や商業地では、地域特性を活かしながら、生活利便性の高い町の生活、歴史ある町並みのなか充実したコミュニティとともに送る生活、ゆとりある郊外・田園生活、豊かな自然に囲まれた生活等、多様なライフスタイルに対応した住環境の整備や暮らしやすさの向上を図ります。

工業地では、既存工業集積地の維持・発展や新たな産業の育成に努めます。また、これからの町の活力を高めていくため、新東名高速道路を活かした新たな産業の誘導を図ります。

③ 町の豊かな暮らしと生業を支える自然的土地利用の保全・活用

森町の安全・安心な暮らしや食を支え、町に人を呼び込む資源でもある、北部の森林や太田川などに代表される豊かな自然環境や、農地等の適切な保全・活用を図ります。

(2) 施策の方向

1) 都市的土地利用

① 住宅地 (用途地域内外の既成市街地や、都市計画区域外の集落)

・ コミュニティ単位でのまちづくり

町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、暮らしを支える医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の適切な配置を目指し、立地適正化計画や用途地域外における地区計画適用方針を策定します。

・ 既成市街地の居住環境の維持・向上

低中層の住宅系用途地域や、土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅地は、地区計画制度や建築協定等の活用により、良好な居住空間の維持、向上に努めます。

一方、生活道路や公園等の都市基盤が不足し、住宅が密集している地区は、防災上の観点から地区計画制度の導入や、建替えに併せて建物の耐震・耐火やセットバックによる道路拡幅を図るなど、安全・安心な住環境の創出に努めます。



▲天宮地区 区画整理事業区域内

・ 中心拠点への多様な都市機能の誘導

住宅や様々な都市機能が集積する中心拠点は、公共交通の利便性や多様な都市的サービスを受できる都市環境を形成し、その魅力を高めていくことで、多様な都市機能を誘導し、定住や交流を促進します。

・ 住宅地の更新、新たな住宅地の創出

中心拠点や集落拠点周辺のうち、老朽化した住宅や空き家が密集する地区や幹線道路沿いなどの利便性が高い地区では、コミュニティの維持に寄与する定住を誘導するため、開発による既成市街地や自然環境への影響、市民ニーズなどから総合的に必要性を判断したうえで、住宅地の更新や新たな住宅地の創出を検討します。

② 商業・業務地（商業系用途地域や、幹線道路沿いのサービス施設の集積地）

・ 中心市街地のにぎわいと魅力の向上

天竜浜名湖線遠州森駅周辺地区については、町の中心市街地として、都市基盤の整備を継続するとともに、商業・業務施設の集積や、既存商業機能の充実など、町の中心拠点の機能の向上を図り、にぎわいと魅力ある都市空間の形成を図ります。



▲町中心部の近隣商業地域

・ 商店街の活性化

仲横町地区や新町地区等については、既存の商業機能をいかしつつ、主に近隣地域を対象とした日常生活に必要な日用品等の商業・サービス施設の集積を図るとともに、歴史的情緒を感じる町並みや町の特産品などを活用し、商店街の活性化を図ります。

③ 工業地（工業系用途地域）

・ 工業集積地への産業集積

工業集積地では、周辺の居住環境や自然環境等との調和に配慮しながら、工業施設や流通・業務施設等の集積を図る工業地として、土地利用の誘導を図ります。

・ 住工混在地の環境整備

天竜浜名湖線遠州森駅南周辺地区については、産業振興とともに良好な住環境の形成を図るため、駅南周辺地区計画及び駅南周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に基づき環境整備を進めます。

・ 工業地内の低未利用地の活用

中川下工業団地内の未利用地は、新たな企業誘致や工場移転の受皿となる用地として活用します。



▲北戸綿工業団地

④ I C活用型地域振興エリア（新東名高速道路森掛川I C及び遠州森町スマートI C周辺）

・ 遠州森町スマートI C周辺の有効活用推進

小國神社に繋がる沿道は、地域固有の歴史・文化等を活かした休憩施設や交流施設の整備を促進します。

また、遠州森町スマートI Cからの人の流れを活かすため、スマートI C周辺では、自然環境との調和や農業等との調整を図りつつ、物産販売施設等の6次産業化施設を集約し、「食と農」の魅力を発信する拠点整備を促進します。この際、生活利便向上と観光交流を両立させるような機能導入を検討します。

・ 森掛川I C周辺の有効活用推進

既存工業団地の隣接地において、周辺環境に配慮した工業団地整備を行い、新東名高速道路を活かした物流業等の誘致を図ります。



▲（一）宮代赤根線 禊橋付近

2) 自然的土地利用

① 農業保全地 （農用地や一団の優良農地等）

・ 農地の保全と整備

町の南部に広がる水田や、中山間地に広がる茶園などの優良農地は、今後とも地域の特性をいかした農産物の産地形成を図るため、農業生産の場として適切に保全します。

また、まちの緑の空間や景観要素としても重要であり、雨水流出を抑制する公益的機能も有していることから、都市的土地利用と調和を図りながら農地の保全、整備に努めます。



▲南部の水田

・ 農地のまちづくりへの活用

農業と観光との連携を進め、グリーンツーリズムや観光農業等への活用を推進します。こうした農産物生産以外での利用や、農産物のブランド化、農地の集団化・流動化等により、耕作放棄地の利用促進を図ります。

② 自然環境保全・活用地 （町の北部に広がる山林等）

・ 森林の保全と整備

町の北部に広がる森林等の自然地を、自然環境保全・活用地として、本町の骨格を形成し、うるおいと恵みをもたらすとともに、水源かん養機能をはじめとする多面的な機能を有する貴重な自然資源として保全します。

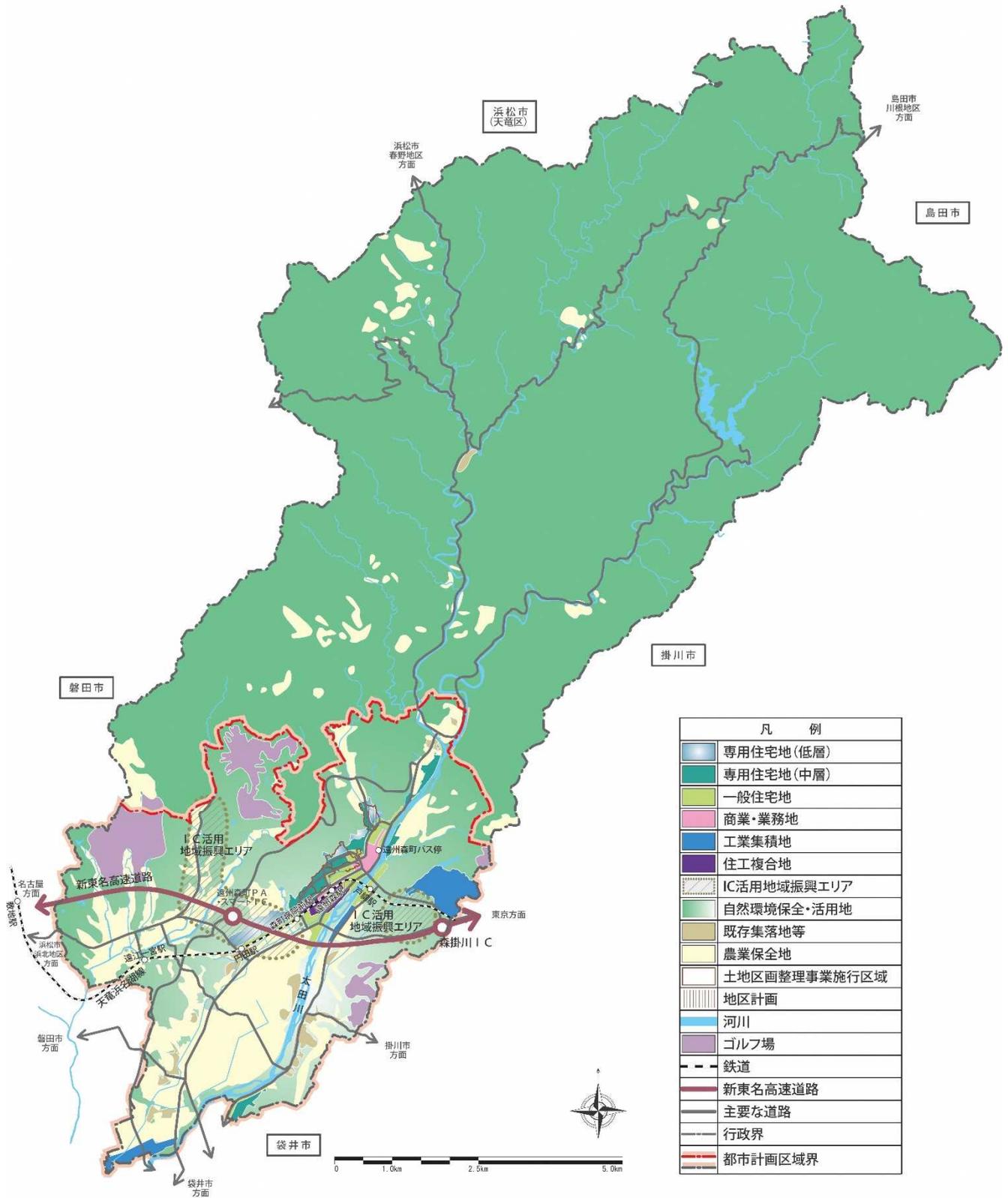
・ 自然環境を活かした交流の促進

トレッキングやサイクリング、森林浴など、健康づくりや観光交流を図る場として、森林等の自然環境の活用を図ります。

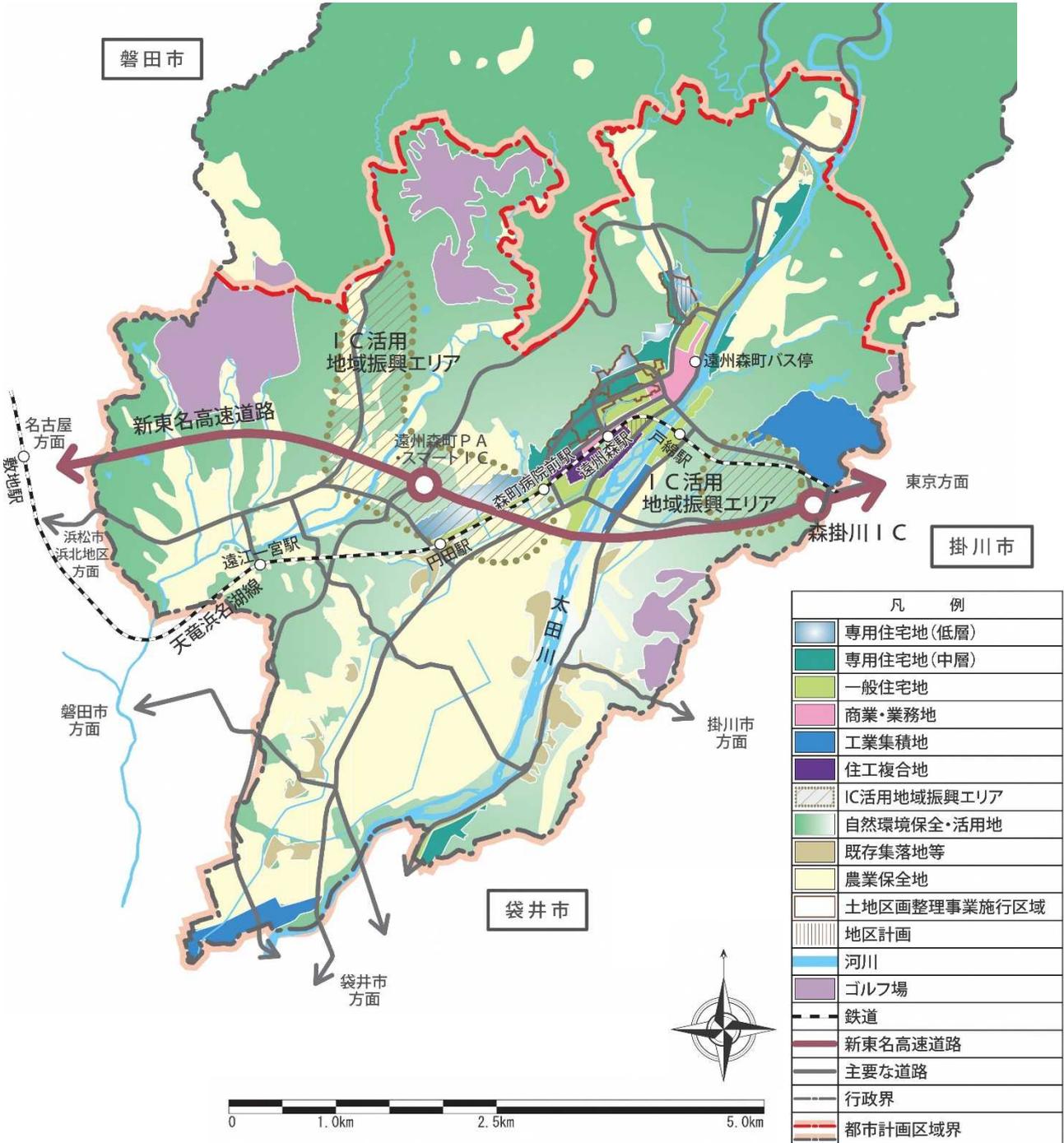


▲北部の森林

土地利用の基本方針図



土地利用の基本方針図（都市計画区域内拡大図）



5-2. 道路・交通の基本方針

(1) 基本的な考え方

① まちづくりや観光施策と併せた、道路・交通ネットワークの構築

「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進にあたり、まちづくり（都市機能や居住の誘導等）や観光施策と併せて、道路・交通ネットワークを構築していきます。

② 豊かな暮らしを支える道路ネットワークの形成

快適な日常生活や都市活動、活発な産業・経済活動や、災害時の緊急活動を支えるため、人やモノの動きが円滑に行われるような道路ネットワークの形成を図ります。

③ 多様な交通手段を組み合わせ、町民や観光客等の移動手段を確保

鉄道・バスなどの公共交通、自動車や自転車・徒歩なども含めた多様な交通手段の役割分担・連携を図ることで、町民や観光客等の移動手段を確保します。

(2) 施策の方向

① 道路ネットワークの維持・充実

・ 体系的な道路ネットワークの形成

主要な道路の位置付けを明確にするとともに、その役割や機能に応じた適切な整備と維持・管理を推進することで、平時の生活・交流・産業や有事の緊急活動を支える道路ネットワーク形成を図ります。

・ 都市計画道路の計画的な整備

都市計画道路は、「都市計画道路整備プログラム」を踏まえつつ、土地利用や公共公益施設整備等のまちづくりの状況に併せ、計画的かつ段階的に整備を推進します。

・ 道路・橋梁等の戦略的なマネジメント

道路・橋梁等の維持管理にあたっては、これまでの事後保全型の維持管理から、予防保全型の管理へと転換し、長寿命化を推進します。

・ 都市計画道路の見直し

長期末整備の都市計画道路については、当該道路の機能・役割や社会情勢の変化、道路交通状況、地域特性等を十分に勘案したうえで、必要性の再検証を行い、必要に応じて都市計画の位置付けを見直します。



▲森川橋

■ 道路の位置付け・整備方針

道路区分	対象	位置付け・整備方針
高速道路	新東名高速道路 (森掛川IC、遠州森町PA・ スマートIC)	・町と広域とを結ぶ国土レベルの幹線道路として位置付け
広域幹線道路	(都)森町袋井インター通り線	・新東名高速道路森掛川ICと東名高速道路袋井ICを結び、広域の交流・連携を促進する幹線道路として位置付け、整備を促進
都市間幹線道路	(主)袋井春野線 (主)焼津森線 (主)掛川天竜線 (主)藤枝天竜線 (一)大河内森線 (一)山梨一宮線 (一)山梨敷地停車場線	・町と周辺の都市を連絡し、交流・連携を促進する幹線道路として位置付け ・都市間の交通流動の円滑化と交流・連携の強化を図り、整備を促進
都市内幹線道路	(都)草ヶ谷駅前線 (都)新田赤松線 (都)駅前大門本町線 (都)駅前本町線 (都)新田下宿線 (都)本町下宿線	・広域幹線道路や都市間幹線道路と接続し、都市内の交通流動の円滑化と連携・交流の強化を図る幹線道路として位置付け ・市街地内の都市計画道路の整備を推進
補助幹線道路	(都)大上線 (一)宮代赤根線 中遠広域農道	・幹線道路を補完し、都市間幹線道路や都市内幹線道路と接続する、地域の居住者が日常的に利用する主要な道路を位置付け ・安全、快適に利用できるよう整備を推進
生活道路		・適正な幅員の確保など、緊急車両の進入が困難な箇所の解消に努めるほか、歩行者の安全性や周辺の生活環境の向上を図るための整備を推進

(都) … 都市計画道路

(主) … 主要地方道(県道)

(一) … 一般県道

② 暮らしを支える公共交通ネットワークの維持

・ 公共交通の利便性向上

既存の公共交通（天竜浜名湖線や路線バス、町営バス等）は、事業者との連携を強化し、町民のニーズや地域特性を踏まえた公共交通ネットワーク整備等により、利便性向上を図ります。

・ 公共交通の利用促進

公共交通を将来に渡り維持していくため、利便性向上の取組と併せ、より多くの人に利用してもらうための取組を進めます。

例えば、行政、交通事業者、企業、学校等の協働のもと、利用意識の醸成に向けた様々な働きかけや、利用のきっかけづくりとなる取組、観光客の利用増に繋げる施策等が考えられます。なかでも、交通結節点に位置付けた鉄道駅やバス停は、住民を中心に多様な交流人口が利

用する特性を活かし、周辺の空閑地や機能配置を踏まえたうえで、交通機能に加え、生活利便や観光交流にも貢献するような利用や、必要に応じた機能導入を推進します。

・ 地域特性に応じた移動手段の確保

森町の市街地、集落、中山間地など多様な地域特性を踏まえ、公共交通だけでなく自動車利用等も含めた移動手段の在り方について、町民と共に検討していきます。

短期的には「森町地域公共交通計画」等に基づく施策導入を検討し、中長期的には高齢化率、自動車保有率、自動運転に係る技術の進歩などの社会情勢変化に併せ、適宜、公共交通を含めた町民の移動手段の在り方を見直していきます。



▲森町病院前駅



▲町営バス

③ 人にやさしい道路環境の整備

・ 自転車・歩行者が安全・快適に移動できる道路空間の確保

自転車や歩行者の安全性と快適性を高めるため、道路の沿道条件や自転車、歩行者の通行量を考慮して、歩道や自転車道、専用レーンなどの道路空間の適切な確保に努めます。

森地区の市街地周辺では、暮らし・生業・観光に一体的に取り組むまちづくりのきっかけの一つとして、楽しみながら安心して歩ける歩行空間の整備を検討します。

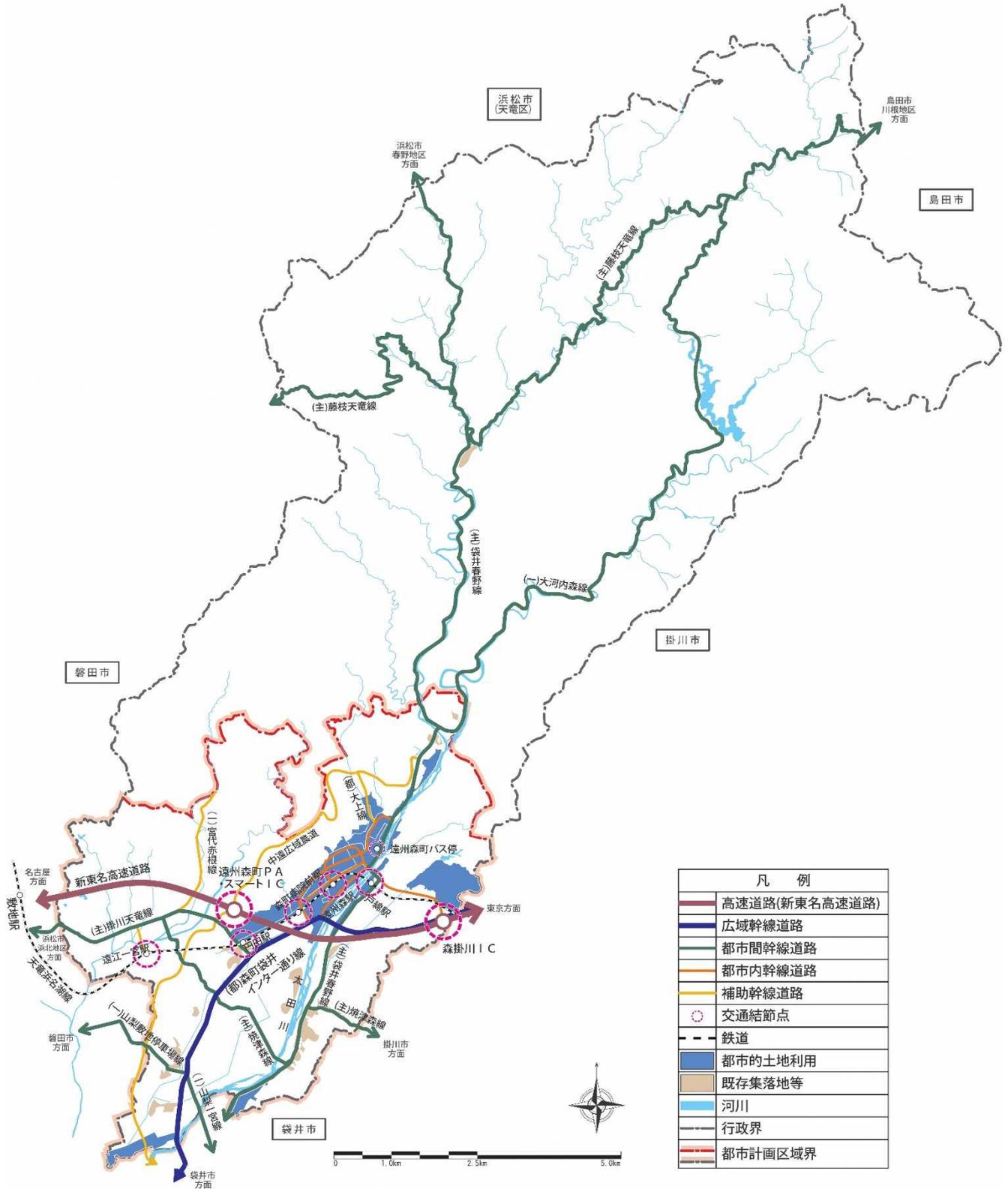
・ ユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備推進

公共施設や交通結節点周辺等では、段差の解消や分かりやすい案内表示・標識など、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使いやすい交通環境の整備を推進します。

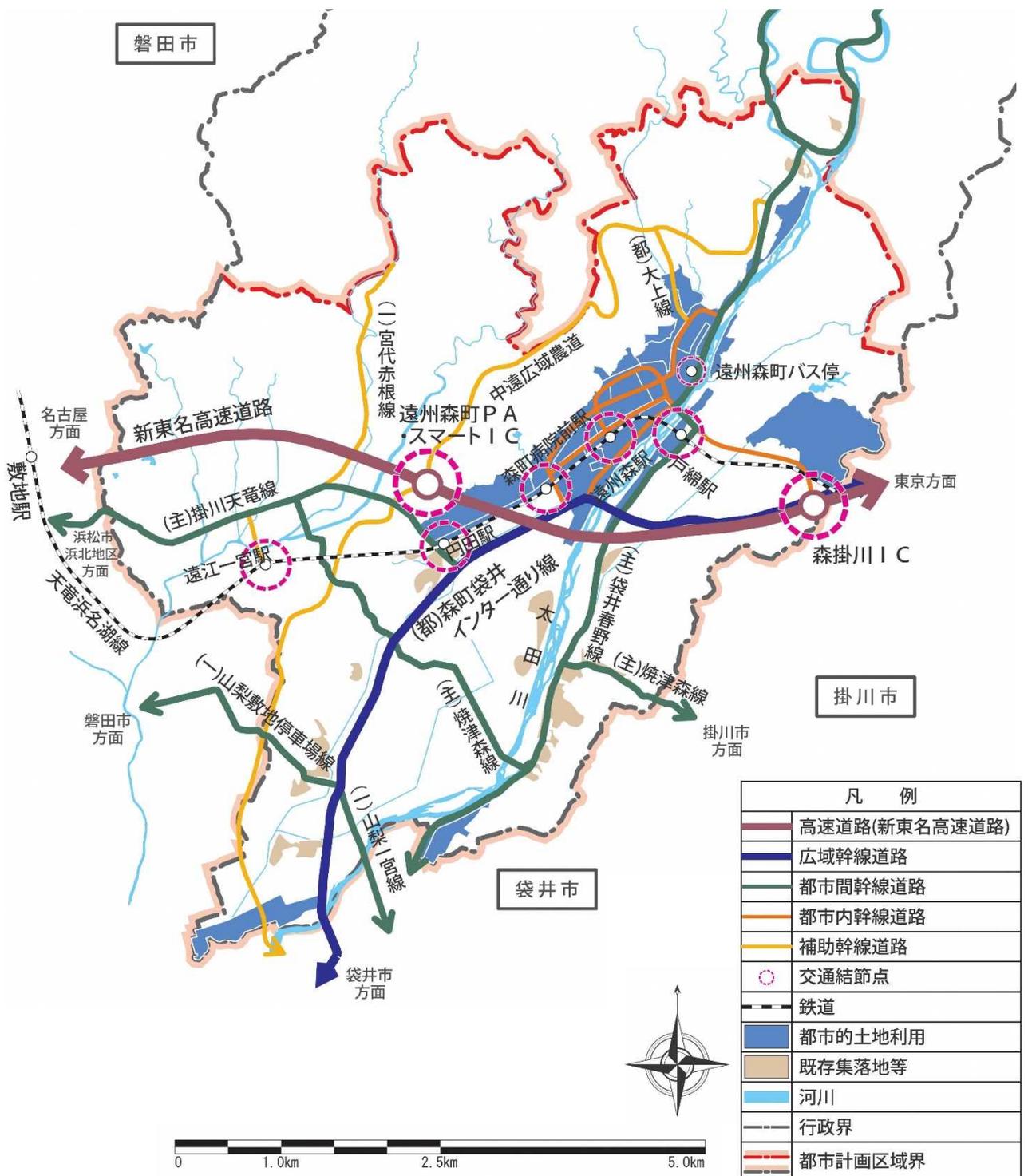
・ 交通安全対策の推進

子どもたちが日常的に利用する通学路や公園周辺等では、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備を推進します。また、交通安全教室や地域と連携した交通安全運動の実施など、交通安全対策に努めます。

道路・交通の基本方針図



道路・交通の基本方針図（都市計画区域内拡大図）



5-3. 都市環境の基本方針

(1) 基本的な考え方

① 水とみどりを感じられるまちづくり

「豊かな暮らし」の実現にあたり、水とみどりは、まちに潤いと安らぎを与え、また町民や観光客等の交流の場となるなど大きな役割を担っています。

安全で快適に暮らせる住みよいまちを形成するためにも、町民とともに緑を守り、創り、育んでいきます。

② 町民の日常を支える都市施設の維持管理

森町では、これまで都市化の進展に併せ、快適な生活環境や円滑な都市活動を支える都市施設の整備を進めてきました。これら都市活動を支えるうえで重要な役割を果たす都市施設について、今後とも適切に維持管理を進めていきます。

③ 人と環境にやさしいまちづくり

地球温暖化など地球レベルの環境問題に取り組むため、生活に身近なところから資源の循環利用や環境負荷の軽減を促進するとともに、省エネルギー・新エネルギー設備の普及の促進や、バイオマス資源の循環利用を促進します。

(2) 施策の方向

1) 計画的な水とみどりの維持・保全・活用の推進

① 公園・緑地等の整備・保全・活用

・ 生活に身近な公園・広場の整備・保全・活用

街区公園は、主に市街地内を対象に、面積 0.25ha、誘致距離 250m を参考に配置し、生活に身近な公園として整備を推進します。また市街地内の交差点付近などでは未利用地等を活用したポケットパークの整備などを検討し、うるおいと憩いの空間の創出を図ります。



▲天宮公園

・ その他の特徴的な公園の整備と適切な維持・管理

太田川親水公園は、太田川の豊かな自然・水にふれあう場、町民の憩いの場、健康づくりの場など、多様な役割を担う公園として維持・活用を図ります。また、災害時における臨時防災ヘリポートとして活用するなど、防災機能の確保に努めます。

天方城跡に整備された城ヶ平公園は、歴史とふれあう場、町民の憩いの場として活用と維持・管理を図ります。また、良好な眺望が得られる眺望点として保全と活用を図ります。

町民の森は、町民だけでなく観光客が、里山の豊かな自然にふれあうことのできる憩いの場として、活用と維持・管理を図ります。

・ 身近な親水空間の形成

太田川等の河川やため池などの水辺空間の保全と親水空間の創出を図るとともに、生活に身近な緑地等とのネットワークを形成して、生活の中で気軽に自然にふれ、楽しむことのできる環境の形成を図ります。

・ 緑の基本計画の策定検討

既存の公園・緑地の適切な維持管理や長寿命化、公園不足地域での公園等の確保、生活や交流の場としての水とみどりの活用等を戦略的に進めるため、緑の基本計画の策定を進めます。

② 豊かな自然環境等の保全と適切な維持・管理

・ 骨格的な自然緑地の保全・維持・管理

本町の北部に広がる森林は、豊かな自然環境の骨格を形成する良好な自然緑地として保全するとともに、水源かん養の場として、また四季折々の風景を演出する場として、維持・管理を図ります。

・ 丘陵地や里山の保全・維持・管理

市街地や既存集落地を取り巻く丘陵地や里山、地域に点在する社寺林等の樹林地等については、うるおいある生活環境を創出する身近な緑地として保全するとともに、適切な維持・管理により、動植物の生息環境の保全を図ります。

2) 生活と都市活動を支える都市施設の適切な維持管理

① 上水道施設等の適切な維持・管理

町民の生活に欠くことができない基本的かつ重要な上水道等の供給施設は、適切なアセットマネジメントにより施設の改良や管路の計画的な耐震化及び更新を実施し、町民への安全かつ安定的な供給を維持します。

② 公共下水道の整備と合併処理浄化槽の設置促進

・ 公共下水道の整備

快適で衛生的な都市環境の創出と、公共用水域の水質の保全を図るため、公共下水道事業を推進するとともに、供用開始区域内において宅内から下水道管への早期接続を促進し、また普及啓発活動を推進します。

・ 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道の計画区域以外については、汚水処理対策を適切かつ効率的に進めるため、合併処理浄化槽の普及促進及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えの促進を図ります。



▲森町浄化センター

③ 処理施設等の適切な維持管理

広域的な連携のもと、ごみ焼却場及び最終処分場を活用し、一般廃棄物の適正かつ安定的な処理に努めます。また、中遠広域一般廃棄物最終処分場の適切な維持・管理を促進します。

汚水処理場として機能している森町浄化センターの維持・管理を適切に行います。

3) 人と環境にやさしいまちづくりの推進

① 資源循環型のまちづくり

・ ごみの3R (Reduce (減らす)、Reuse (再利用)、Recycle (リサイクル)) の促進

町民・企業・行政が互いに協力し、Reduce (廃棄物の発生抑制)、Reuse (製品・部品の再利用)、Recycle (再生資源の利用) といった、ごみの3R (スリーアール) を進めます。

・ 循環型社会の形成

生ごみや家畜排せつ物、木くず、もみがらなどのバイオマス資源の循環利用を促進し、地球環境に配慮した循環型社会を形成していきます。

・ 省エネルギー、新エネルギー導入の促進

エネルギー消費を抑制し、環境共生に配慮したまちづくりを進めるため、節電に努めるとともに、家庭や工場・事業所、公共施設への省エネルギー設備・機器の普及や、自然環境や景観に配慮しつつ太陽光発電などの新エネルギーの導入を促進します。

・ 環境保全活動の推進

環境に関する情報提供や講座の開催など環境教育を充実し、町民の意識啓発を図ります。

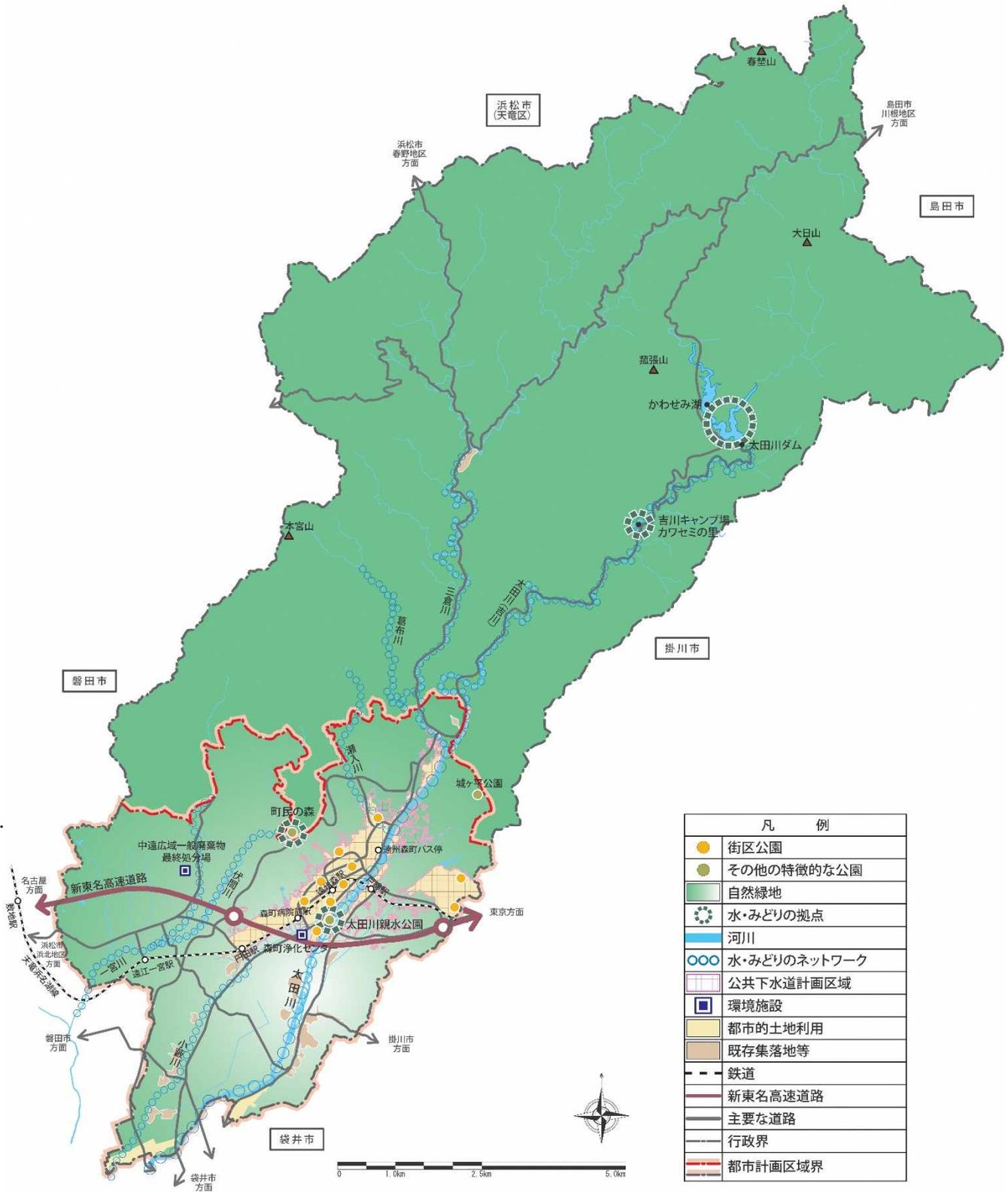
② 環境負荷の軽減

・ 温室効果ガスの排出量抑制

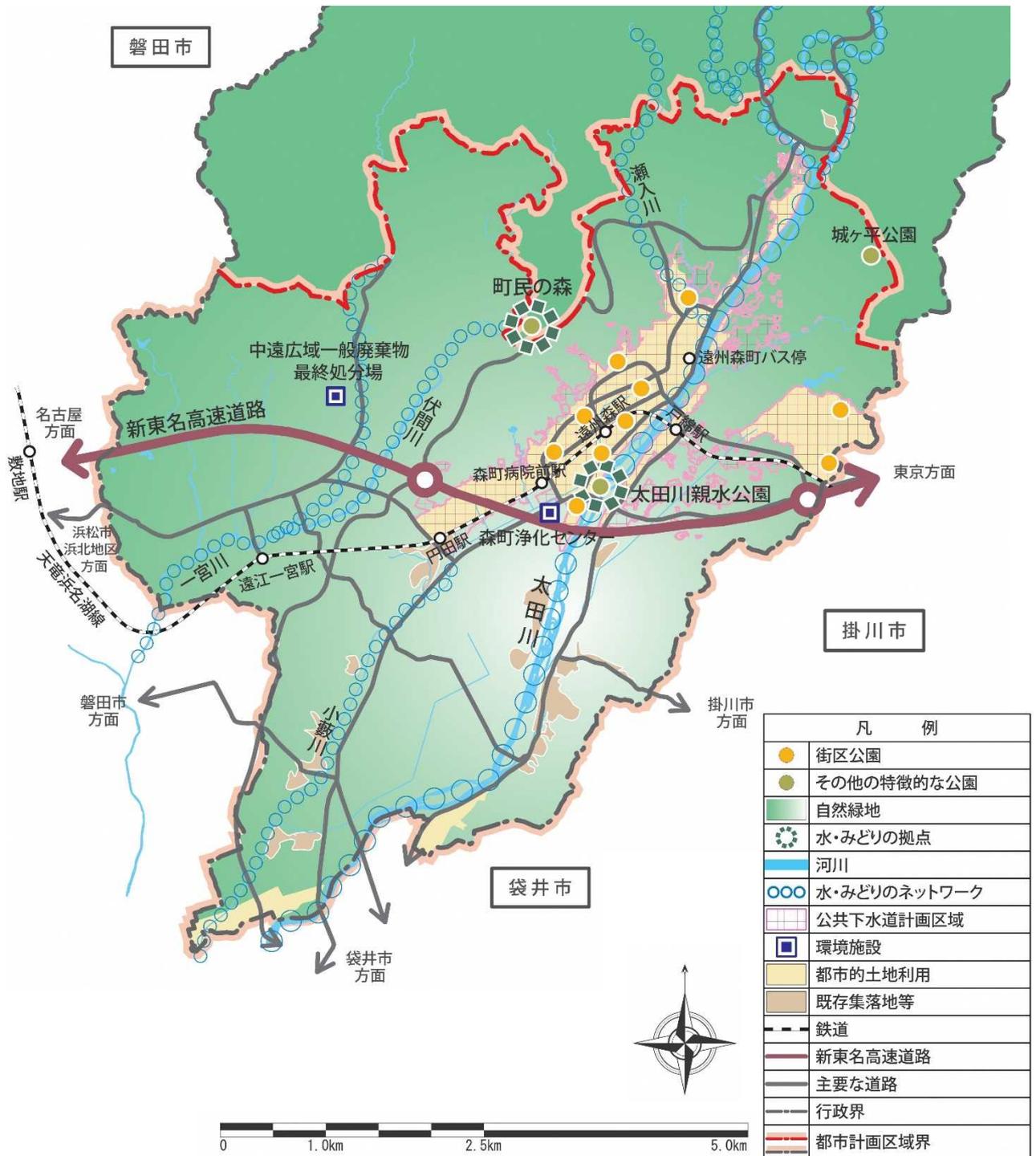
低公害車などの普及やアイドリングストップ運動の促進のほか、公共交通機関の利用促進を図り、自動車からの二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の軽減を図ります。

また、交通渋滞が発生しているような幹線道路については、交通渋滞の発生要因となっている交差点などの改良により、ボトルネックの解消を進めることによって、道路交通体系の円滑化を図り、通過車両からの二酸化炭素の排出量の軽減を図ります。

都市環境の基本方針図



都市環境の基本方針図（都市計画区域内拡大図）



5—4. 景観形成の基本方針

(1) 基本的な考え方

① 町の成り立ち・地域特性・土地利用の状況を踏まえ、ふさわしい景観を保全・創出

町の背景となる山並みや里地里山、太田川をはじめとする河川、水田・茶園等の農地、街道沿いに発達した宿場町、田園集落、新東名高速道路インターチェンジ周辺の工業団地など、町の成り立ちや地域特性、土地利用の状況を踏まえた、森町にふさわしい景観を保全・創出します。

② 日々の暮らしや生業のなかで、「遠州の小京都・森町」の景観を育成

「遠州の小京都・森町」には、「三方を自然豊かな山々に囲まれ、清らかな太田川はさらさらと流れ、蔵の残る町並みはどこか懐かしい。由緒あるお宮やお寺も多く、古くから伝承されてきた舞楽やまつりは、暮らしの中に息づいている（遠州の小京都まちづくり基本計画）」と感じさせる景観が残されています。

先人達の営みで築いてきた、こうした懐かしさや文化を感じさせる景観を、今後も日々の暮らしや生業のなかで育成していきます。

③ 景観をまちづくりの資源として活用

景観を、移住定住施策、観光地のにぎわいづくり、農産物のブランドづくりなど、まちづくりの資源として活用します。

(2) 施策の方向

① 美しい自然の風景の保全と活用

・ 山地・里山等の緑の景観保全と活用

北部に広がる森林などの緑や、市街地や既存集落地を取り巻く丘陵地や里山、地域に点在する社寺林等の樹林地などの生活に身近な緑は、市街地及び既存集落地の良好な背景として保全するとともに、自然とのふれあいの場、憩いの場としての活用を図ります。

・ 水辺の景観保全と活用

太田川や三倉川等の河川やため池は、生活に潤いを与える身近な水辺景観として保全するとともに、川遊び、堤防の桜や、散策・サイクリング等を楽しむ場として活用を図ります。

また、太田川ダムとかわせみ湖の周辺は、周辺の豊かな森林などの緑の景観と調和を図りながら、公園や遊歩道などの整備を促進し、北部の山間地におけるランドマークとなる景観として保全、活用を図ります。

② 人の手が感じられる田園・茶園景観の保全と活用

・ 田園・茶園景観の保全と活用

町の南部に広がるのどかな田園風景や、中山間地に広がる茶園景観は、周辺の緑や集落地等と一体となって、森町を感じさせ、森町をPRする重要な景観を創出しています。

これら景観は、農地としての機能が維持されることで保たれるものであることから、担い手育成や優良農地保全、遊休農地解消等により、今後とも美しい景観を保全します。

また、農業の活性化により景観を保全するという観点から、グリーンツーリズム、農産物のブランディング等、田園・茶園景観の活用を推進します。



▲森町の茶園景観

・ 集落地景観の保全と活用

水田地域や里山などの周辺に点在する既存集落地等は、農家住宅を主とした建築物や生け垣・屋敷林等の保全を図ることにより、周辺環境の保全と、それらに調和した落ち着いた良質な田園集落地景観・里山集落地景観の維持を図ります。

また、山里の魅力と暮らしぶりを伝え地域活性化を目指す「ぷぷふの日」など、集落地景観を活かした取組支援を図ります。

③ 魅力ある都市景観の形成

・ 公共施設等周辺における景観形成

森町文化会館など、多くの利用者があり市街地内のランドマークとなる大規模施設は、都市のイメージを形成する重要な役割を持つため、緑地スペースの確保に努めるとともに、施設の修景的配慮とあわせて、周辺の環境整備を進めます。

・ 住宅地における景観形成

住宅を主体とした市街地においては、良好な町並み景観の形成・創出により、居住地としての魅力と価値を高めていくため、建築物の適切な配置誘導と生け垣や庭木等による緑化を推進するなど、地区計画制度や建築協定等を活用した町民の自主的な活動を支援し、周辺環境と調和した落ち着いた良質な住宅地景観の形成・創出を促進します。

・ 産業系土地利用における景観形成

既存の産業系土地利用地や新たに産業系土地利用を検討する地域では、敷地内の緑地整備や建物の高さ制限など、周辺の自然景観との調和に配慮した景観形成を誘導します。

・ 交通結節点における景観形成

天竜浜名湖線戸綿駅・遠州森駅・森町病院前駅・円田駅・遠江一宮駅の各鉄道駅や遠州森町バス停の周辺、新東名高速道路森掛川IC周辺、遠州森町PA及びスマートIC周辺などの交通結節点においては、森町を訪れる観光客等に森町をPRし、森町をイメージづける重要な役割を有しているため、玄関口としてふさわしい良好な景観の形成・創出を図ります。

・ 幹線道路等の沿道景観の形成

(都) 森町袋井インター通り線や(主) 袋井春野線、(主) 掛川天竜線などの主要な幹線道路は、森町を訪れる観光客等に森町をイメージづける重要な役割を有しているため、道路沿道の良好な町並みの形成を図るとともに、屋外広告物などの適正な設置誘導等を図りながら、周辺の自然環境や田園景観に調和した道路景観の形成を図ります。

④ 「遠州の小京都・森町」を感じさせる景観づくり

・ 地域の伝統・文化を伝える歴史・文化的資源の保全と活用

町に存する国指定重要文化財である友田家住宅や、小國神社・大洞院などの社寺のほか、町の伝統工芸の一つである森山焼の窯元など、数多くの貴重な歴史・文化的資源の保全に努めるとともに、地域の生活の中に息づく文化として継承し、資源のネットワーク化や案内施設の充実などの環境整備を推進して活用を図ります。

・ 暮らしのなかで形成されてきた町並みの保全と活用

遠州の小京都と呼ばれ歴史を感じる本町(ほんまち)から城下の街道の町並みについては、現存する旧家や蔵などを日々の暮らしや地域の活動のなかで利用する取組等により保存と利活用を図るなど、歴史的町並みの維持・形成に向けた取組を促進します。



▲本町(ほんまち)の町並み

・ 景観阻害要因の改善

市街地などにおける良好な景観の形成と風致の維持を図り、また安全な都市活動を支えるため、屋外広告物の規模・意匠などについて適正な設置誘導を図ります。

また、空き家や空地等の低未利用地は、景観を悪化させるだけでなく、地域の魅力や防災性の低下にも繋がることから、森町空家等対策計画に基づく取組や、立地適正化計画の誘導施設・誘導施策等により、空き家・空地の利活用に努めます。

・ 眺望点の維持・保全・活用

城ヶ平公園や町民の森、天宮神社等は、歴史や自然と触れ合う場・地域コミュニティの場として活用するとともに、良好な眺望景観が得られることから、眺望点として維持・保全を図ります。また、城ヶ平公園に整備された展望台については、適切な維持・管理を図ります。

⑤ 景観計画等による戦略的な景観形成と活用

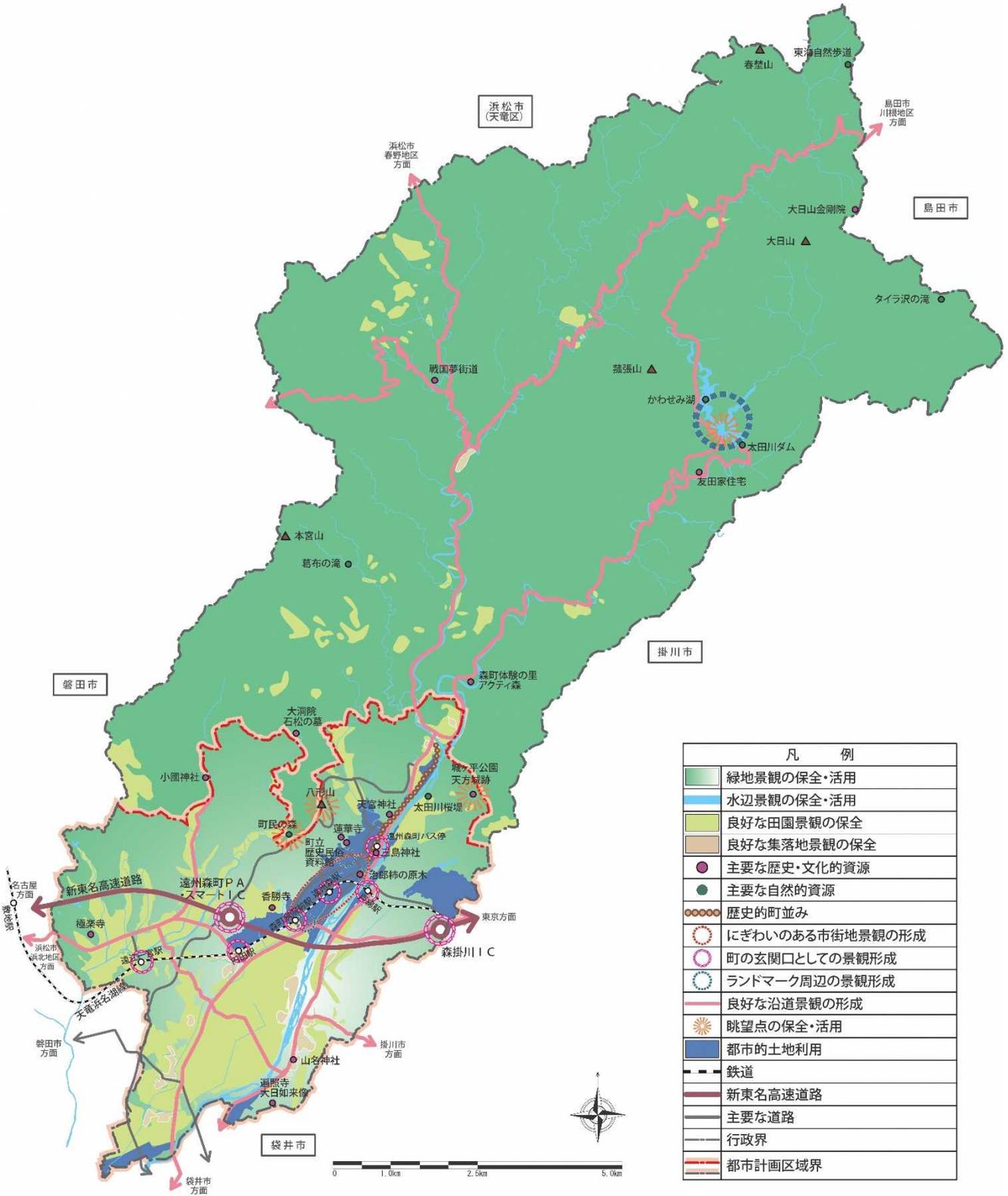
・ 景観計画の策定検討

エリアごとの特性や詳細な景観形成の方向及びその実現化手段の検討、また景観を活かしたまちづくりを戦略的に進めるため、景観計画を策定します。計画の策定にあっては、景観形成と密接に関係する緑の基本計画と併せ進めます。

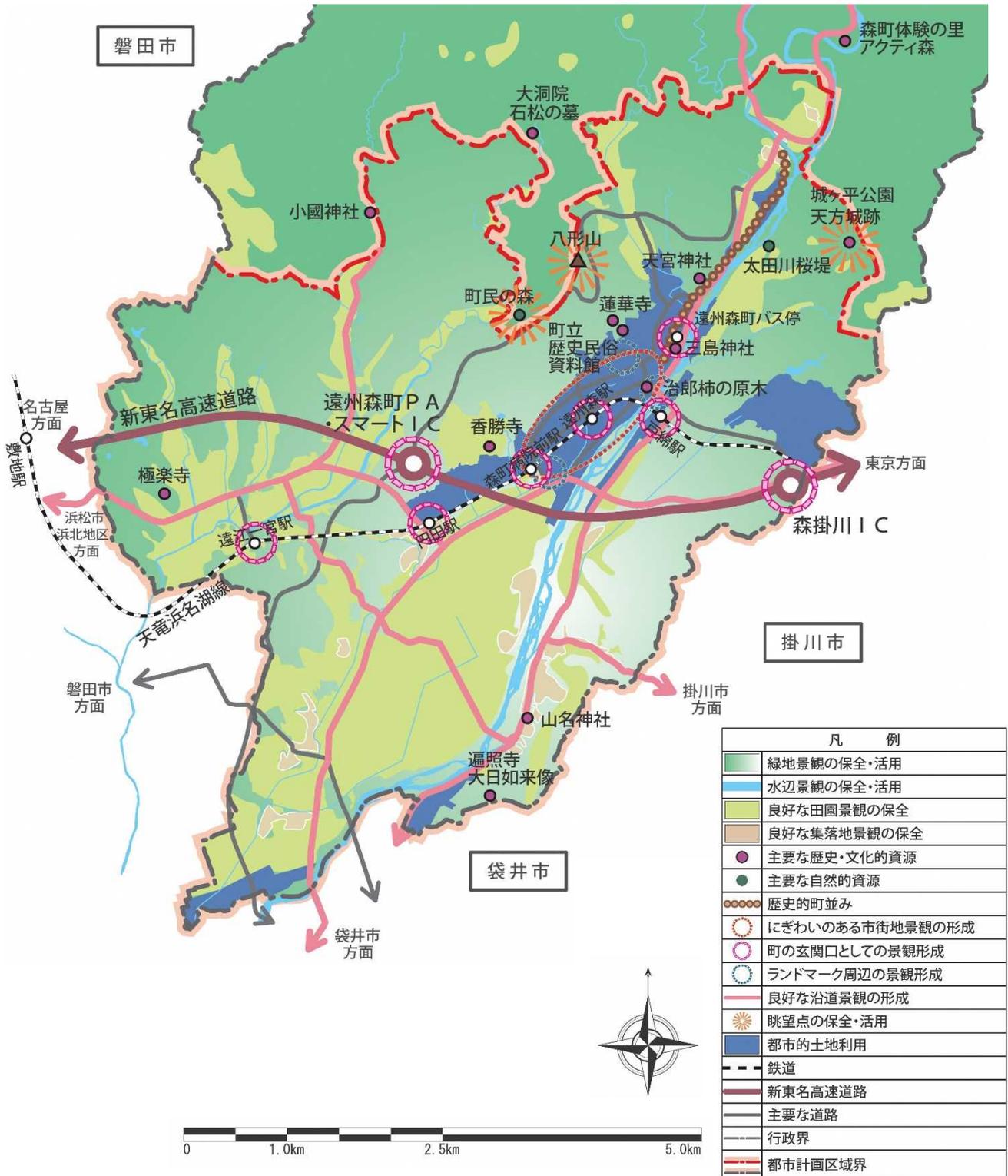
・ 観光地エリア景観計画の策定検討

小國神社周辺や宿場町の面影が残る本町（ほんまち）周辺など、重点的に景観形成を図るべきエリアにおいて、目指すべき姿（景観ビジョン）やそれに向けた具体施策などを示し、観光客の満足度向上や住民の誇りや愛着の醸成を図るため、観光地エリア景観計画の策定を検討します。

都市景観の基本方針図



都市景観の基本方針図（都市計画区域内拡大図）



5-5. 防災都市づくりの基本方針

(1) 基本的な考え方

① 安全・安心な暮らしを実現する、総合的な防災・減災まちづくりの推進

静岡県第4次地震被害想定による地震や火災、また地理的条件から水害、地すべり、がけ崩れなどによる被害が懸念されるなか、安全・安心な暮らしを実現するため、ソフト・ハードを組み合わせた総合的な防災・減災まちづくりを推進します。

② 「防災も」の視点を持ち、エリアごとのまちづくりのなかで安全・安心を向上

災害リスクを低減させるための各種取組は、「防災だけ」を目的に取り組むのではなく、「防災も」の視点を持って、まちの利便性や魅力を高める基盤整備や建物の建替え等を進めることで、時間をかけて着実に安全性を高めていきます。この際、防災拠点や災害リスクが高いエリアでは優先的に基盤整備を検討する等、地域のリスクに応じた対策を進めます。

③ 備えきれない災害に対しても、復旧や復興を準備

南海トラフ巨大地震や想定される最大規模の豪雨災害等の大規模災害により、万が一、相当数の被害が起きたとしても円滑に復旧・復興に取り組めるよう事前に準備を進めます。

(2) 施策の方向

① 地震・火災に強いまちづくり

・ 建築物の耐震・不燃化の促進

町民の命を守るとともに、社会経済活動への被害を低減するため、公共施設の安全性を確保します。また、民間建築物や一般住宅についても、耐震診断や耐震補強等の対策や不燃化の促進を図ります。

・ 地域の安全性を高める都市基盤の整備

安全でゆとりある都市空間の形成や、道路閉塞や延焼火災等の危険性低減、災害時の避難路確保等を目指し、幹線道路の整備や建物の建替等に併せた狭隘道路の解消等を推進します。

また、火災による延焼被害を防止するため、公園や空き家・空地等を活用したオープンスペースの確保に努めます。

・ 避難地の確保、機能の充実

緊急避難場所に指定されている小・中学校等や、一時的な避難地となる公園・運動場などの公共空地については、避難者の収容能力を確保するとともに、防災倉庫などの災害応急対策施設の整備や防災資機材の充実を図ります。

また、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、公園等のオープンスペースを活用し、応急仮設住宅の設置スペースを確保します。

② 風水害リスクの低減

・ 雨水流出の抑制

森林や農地等有する保水機能の維持・向上を図るため、これら自然的土地利用地の適切な管理・活用を推進します。

また、雨水流出量の抑制を図るため、一定規模以上の開発行為における調整池及び貯留浸透施設の設置等を促進します。

・ 計画的な河川改修等の推進

近年多発する予測困難な集中豪雨や台風等に伴う風水害に対応するため、太田川ダムの適切な維持・管理を図るとともに、計画的な河川改修を推進します。

また、排水不良地域や浸水地域の解消を目指し、雨水処理については、河川とその他の排水施設との適切な役割分担や、都市下水路の適切な維持・管理を推進します。

・ 適切な土地利用規制の検討

がけ崩れや地すべり等の発生の危険性が高い丘陵地などについては、災害警戒区域指定等により開発の抑制を図り、擁壁整備など必要な災害防止対策を講じることも検討します。

③ 防災拠点・防災ネットワークの整備と機能向上

・ 防災拠点における防災機能の強化

災害時の防災拠点として機能する役場をはじめ、緊急避難場所、及び救護所として指定されている各地区の小学校や総合センターについては、災害時を想定した関連施設の整備や防災資機材の充実を図ります。

また、新東名高速道路森掛川IC及び遠州森町スマートICは、被災地への支援物資輸送の中継地点等として機能する、新たな防災拠点に位置付けます。



▲拠点防災倉庫

・ 防災ネットワークの確保

災害時における迅速な消火活動・救急活動を確保するため、沿道建物の耐震診断や必要に応じた耐震補強等により、緊急輸送路の機能を確保します。この他、幹線道路の整備推進とネットワーク化、老朽化した橋梁などの耐震化や落橋防止対策等を推進します。

応急活動の円滑な実施と山間地の孤立を防ぐため、大規模災害時等における救助、救護活動、緊急物資等の輸送に、ヘリコプターを活用します。平時から臨時防災ヘリポートの周知と適切な維持・管理、孤立のおそれがある集落におけるヘリポート適地の調査等を行います。

・ 官民連携による消防・救急体制等の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な応急対策ができるよう、消防、救急のための施設整備を推進するとともに、自主防災組織や消防団、また地域医療施設等との連携のもと、消防、救急体制の充実・強化を図ります。

④ 地域の防災力の向上

・ 適切な避難を促す情報の周知と防災意識の啓発

町民の防災意識の高揚や災害時における適切な避難行動実施のため、『森町防災ガイドブック』等による情報の周知や、地域による防災訓練の実施等を促進します。



▲森町防災ガイドマップ

・ ハザード情報の適切な更新

近年の自然災害による被害の甚大化を踏まえ、地震や河川洪水、土砂災害等に係る新たな知見が公表された際には、適宜、ハザードマップ等を更新し、周知します。

⑤ 円滑な復旧・復興に向けた準備

・ ライフラインの機能確保

被災時の被害を最小限に抑え、被災者の生活再建をより早く進めるために、上下水道の耐震化など、ライフラインの強化を進めます。

・ 災害時の対応力向上

被災後の復旧・復興活動を円滑に進めるため、起こり得る災害の規模や状況、復旧・復興期の課題等を想定し、災害時の対応力向上に努めます。

・ 広域との相互応援協定の検討

大規模災害発生時に職員派遣や支援物資の供給等、相互に協力ができるよう、姉妹都市など森町と平時から交流がある都市等と災害時相互応援協定の締結を検討します。

⑥ 犯罪の起きにくいまちづくり

・ 防犯に配慮した環境整備

道路や公園、駐車場・駐輪場などの公共空間については、防犯灯の設置などを推進するとともに、オープンスペースの確保や障害物の除去、また植栽等の配置について工夫するなど、防犯に配慮した都市基盤整備を促進します。

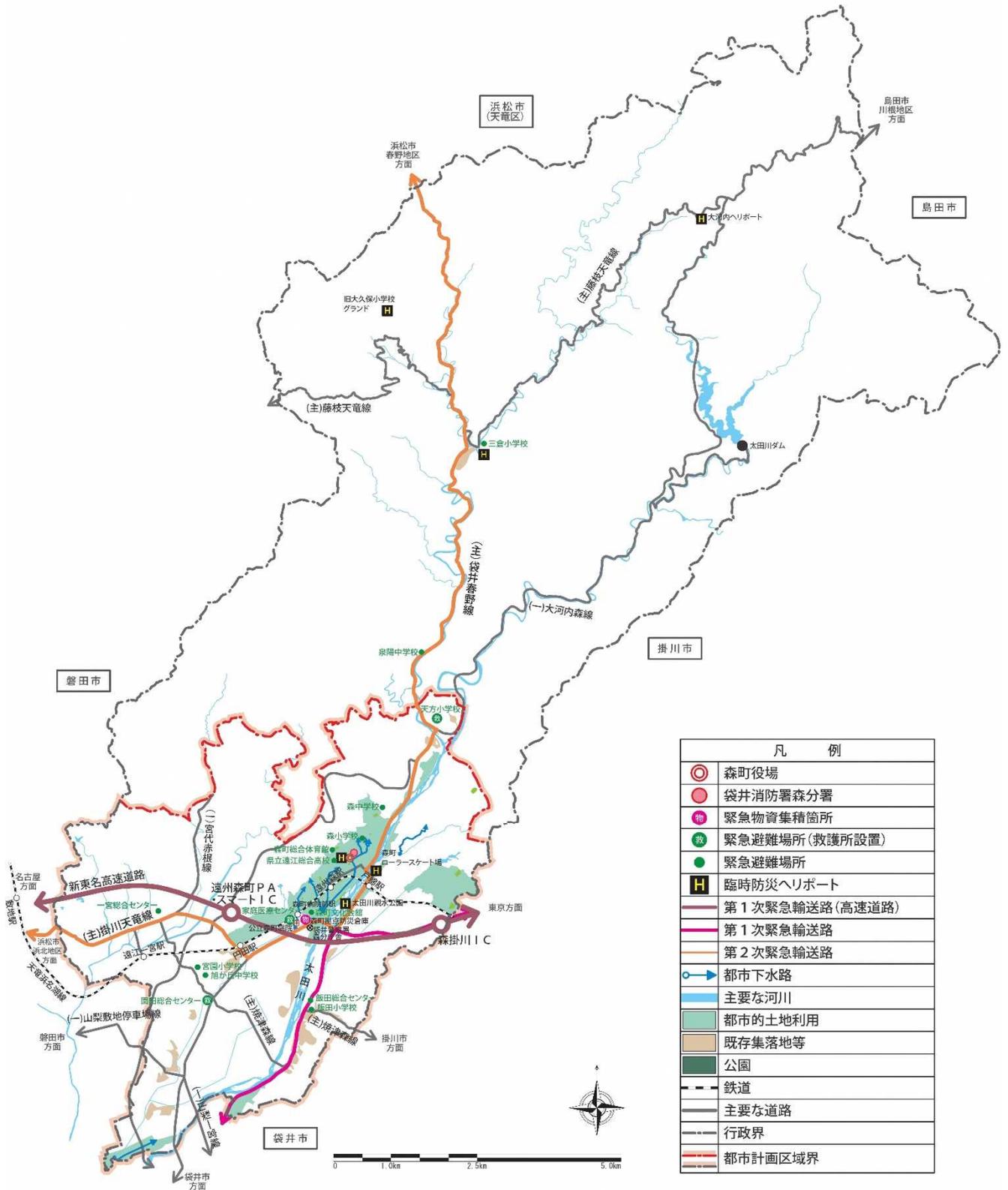


▲放課後見守り隊の活動

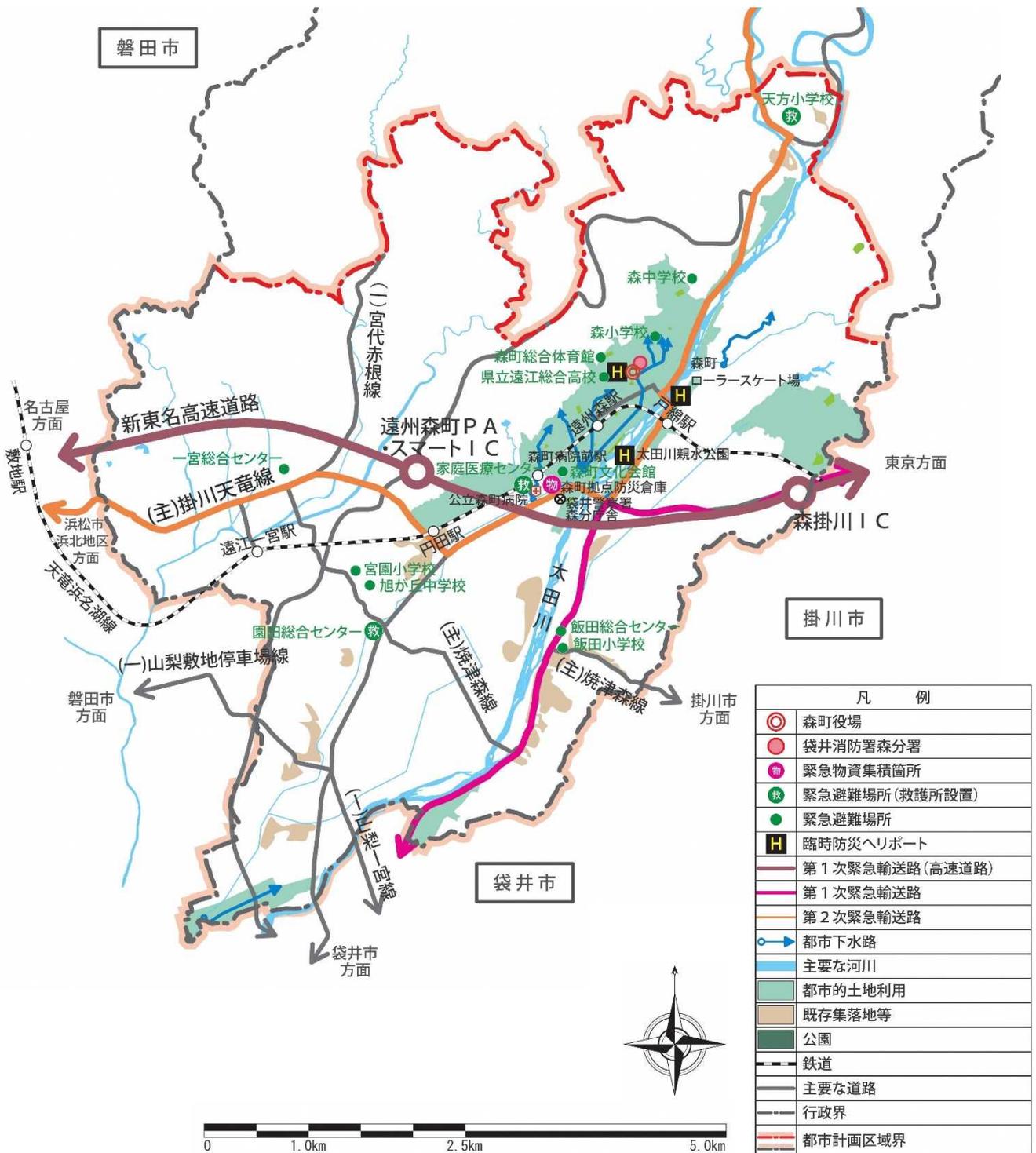
・ 地域の防犯力の向上

防犯協会や警察署など関係機関との連携を強め、情報提供や意識の啓発を通じて町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、地域の防犯組織の育成など、地域防犯の推進を図ります。

防災都市づくりの基本方針図



防災都市づくりの基本方針図（都市計画区域内拡大図）



5-6. まちの持続・運営の基本方針

(1) 基本的な考え方

① 地域特性に応じたコンパクトなまちづくり

人口減少等の社会状況の急激な変化のなか、市民の生活を支える医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能が立地することのできる人口密度を維持するため、地域ごとの豊かな暮らしを支えるまちづくりを重視しつつ、中心拠点を中心に町全体の暮らしを支える都市機能を集約するコンパクトなまちづくりに取り組みます。

② まちのストックの把握と活用

町には、これまで暮らしや生業、観光を支えるために蓄積してきた様々な建築ストックがあります。これらを把握し「賢く使う」ことで、将来にわたり持続可能な都市経営を図ります。

③ 豊かな暮らしを支える広域ネットワークの形成

周辺市町との間で移住定住、産業、観光等の様々な分野における連携を深めます。一つひとつの市町との連携が、総体としてみたときには広域ネットワークを形成していることを目指します。

(2) 施策の方向

① 地域の特性に応じた拠点づくり

・ 都市計画等に係る制度の使い分け

中心拠点では「立地適正化計画」、集落拠点では用途地域外における地区計画適用方針に基づく地区計画や「小さな拠点」の形成など、地域特性に応じてまちづくりの制度を使い分け、地域のコミュニティの中心となる拠点を形成します。

・ コミュニティ維持の中心となる施設の配置と多機能化

拠点形成にあたっては、小学校や公民館などを活用し、コミュニティ維持の中心となる施設を適切に配置します。この際、将来の地域の人口構成や、定住人口だけでなく交流人口による利用の可能性、不足する都市機能等を読み込み、地域ごと必要な機能を導入するなど、拠点施設の多機能化を図ります。

② 都市の社会資本の適切な整備・維持管理・更新

・ 公共施設等の維持管理と再配置

人口減少が進み、公共施設の老朽化等による維持更新費用が増大するなか、将来都市構造に基づくコンパクトなまちづくりを実現するため、森町公共施設等総合管理計画等の考え方に基づき、公共施設の適切な維持管理を進めるとともに、老朽化対策について検討します。

・ 公的不動産の積極的な活用

町が所有する公的不動産（PRE）を積極的に活用し、豊かな暮らしの維持に必要な医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の戦略的な誘導について検討します。

・ 民間の生活利便施設の維持・活用

民間が運営する生活利便施設については、豊かな暮らしを支える重要な都市の資源として維持・活用を図ります。

・ 先進的な地域医療環境の維持・活用

地域の必要に応え、子育て世代から高齢者までが安心して暮らし続けられるように、森町病院や森町家庭医療センター等が築き上げてきた先進的な地域医療環境の維持・活用を図ります。

・ 住宅ストックの把握と活用

まちの定住・移住を図る際には、人口減少等により増加しつつある空き家等を、まちづくりの資源と捉え、有効活用を図ります。

③ 広域との多層な連携の推進

「遠州広域行政推進会議」等を活用し、周辺市町との連携を推進することで、ヒトの行き来、モノの行き来を促し、まちの活力を維持します。

この際、なるべく多くの分野での連携を進め、市町間の繋がりを深めます。例えば、以下の分野における、スケールメリットを活かした取組や、役割分担による省力・省インフラ化等を検討していきます。

- … 移住定住（例：市町境を超えたライフスタイルの提案、遠州広域での移住定住PR）
- … 産業（例：スケールメリット、企業家の市町を超えたネットワークづくり）
- … 観光（例：街道や寺社巡り、天竜浜名湖線等のテーマ設定のもと市町を跨ぐ観光ツアー）
- … 医療・福祉（例：施設規模に応じた役割分担）
- … 公共施設（例：市町を超えた利用） 等

第3章 地域別構想

1. 地域別構想とは

(1) 地域別構想の目的

地域別構想は、地域それぞれの個性を活かしたまちづくりを目指すために、地域の特性や地域が抱える課題などに応じて、より具体的で、かつ、詳細なまちづくりの方向性を明らかにするものです。

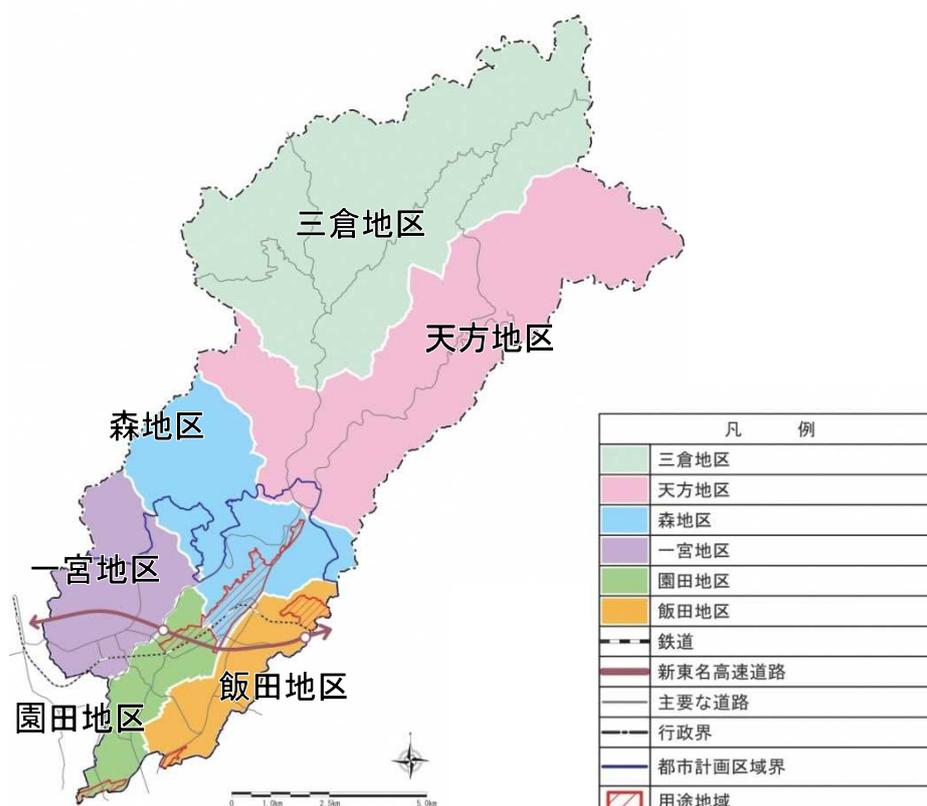
町民が分かりやすい地域に分割し、それぞれの地域について、全体構想で示したまちづくりの方針を踏まえるとともに、地域の特性や課題を反映したよりきめの細かいまちづくりの方針を定めたものであり、今後の地域単位のまちづくりの指針となるものです。

(2) 地区区分

「地域」という概念はさまざまありますが、都市計画マスタープランでは、一般的に、町内会や小・中学校区などの社会的単位の区分や、道路・河川・鉄道などの地形地物を考慮した区分など、地域として一体的にまとまりがあり、住民等がわかりやすい範囲に区分して、地域別構想を考えていきます。

「森町都市計画マスタープラン」では、地域の成り立ちや現在のコミュニティを重視し、住民等が日頃から慣れ親しんでいる旧村単位を基本とした『三倉地区』『天方地区』『森地区』『一宮地区』『園田地区』『飯田地区』の6地域に区分しています。

■ 地区区分図



2. 地域別まちづくり構想

2-1. 森地区

(1) 地域の現況

- 森地区は、面積 16.2 km²（町全域の 12%）、町の中心に位置する、中心拠点に位置付けた地域です。
- 2015 年の人口は 7,156 人（町の総人口の 39%）、世帯数は 2,505 世帯で、人口・世帯ともに減少傾向にあります。このため、町で一番の人口集積地である一方、空き家等が発生しており、その利活用が課題となっています。
- 公共公益施設や生活利便施設が集積し、地域だけでなく、町全体の暮らしを支えています。また、幼稚園から高校まで、子育て・教育施設が充実し、子育てしやすい環境となっています。
- 「遠州の小京都」を象徴する町並みや、天宮神社・大洞院に代表される寺社、太田川など、数多くの地域資源に恵まれています。
- 地域住民を対象とした小規模なものから、広域から人を呼び込む大規模なものまで、年間を通じ、様々なイベントが開催されています。住民手作りのイベントが多く、地域のコミュニティ形成の一助を担っています。

■ 人口・世帯の推移（出典：2015 国勢調査）



■ 主要な地域資源

【公共公益施設】

森町役場、森町総合体育館（森アリーナ）、森町歴史民俗資料館、森町文化会館、森町立図書館、袋井警察署森分庁舎、袋井消防署森分署、森小学校、森中学校、遠江総合高等学校 等

【歴史・文化資源】

天宮神社、大洞院、蓮華寺、本町や城下の町並み、天方城跡、旧江間家土蔵、秋葉山常夜灯、森山焼、次郎柿（治郎柿）原木 等

【自然資源】

太田川、太田川親水公園、町民の森 等

■ 地域で営まれるイベント等（出典：「遠州の小京都まちづくり」基本計画）

春（3月～5月）			夏（6月～8月）			秋（9月～11月）			冬（12月～2月）		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
・石松まつり（町内～大洞院）			・太田川鮎釣り解禁			・蓮華寺秋祭り			・星まつり（蓮華寺）		
・石松供養祭			・納涼花火大会			・森のまつり（三島神社・まちなか）			・餅焼き（大洞院）		
・天宮神社例大祭			・森ほたる			・もりもり2万人まつり&農協祭（文化会館）					
・十二段舞楽（天宮神社）						・大洞院紅葉祭					
・向天方桜まつり（太田川桜堤）						・町並みと蔵展（まちなか）					
・町並みと蔵展（まちなか）						・森町健康Kトラ市（保健福祉センター）			・森町健康Kトラ市（保健福祉センター）		
・ぶか風揚げ（太田川河川敷）			・森町健康Kトラ市（保健福祉センター）			・遠州森駅発 Neo森の古着市			・遠州森駅発 Neo森の古着市		
・森町健康Kトラ市（保健福祉センター）			・遠州森駅発 Neo森の古着市								
・遠州森駅発 Neo森の古着市											

花・紅葉関連

無形文化財（国又は県）

定期開催（月1回程度）

定期開催（4月・11月）

■ 地域資源やイベント



「天宮神社の十二段舞楽」



「町並みと蔵展」



「ぶか凧あげ」



「森町総合体育館（森アリーナ）」



「森の石松まつり」



「次郎柿（治郎柿）原木」



「もりもり2万人まつり&農協祭」



「森町文化会館」



「森のまつり」

(2) 地域のまちづくりのテーマと目標

《まちづくりのテーマ》

**身近な自然や歴史・文化と調和した、
住む魅力と訪れる魅力を高め、
活気あふれる交流の地域づくり**

《まちづくりの目標》

- 魅力と活気にあふれ、人が集い交流する地域づくり
- 地域の生活や産業、交流を支え強化する道路ネットワークの整備
- 歴史や文化、自然を活かした、誇りと愛着が持てる地域づくり

(3) 地域のまちづくりの方針

① 地域の拠点形成の方針

○ 「町役場」周辺を、地域及び町全体のまちづくりの核として維持・育成

- ・ 町役場周辺は、森町の人口重心であるとともに、町全体を支える行政、医療・福祉、教育、商業等の機能が集積していることから、立地適正化計画制度を活用し、誘導施策を導入すること等により、地域だけでなく、町全体のまちづくりの核として維持・形成

② 土地利用と市街地（集落）整備の方針

○ 中心市街地の定住と交流を促進する環境づくりの推進

- ・ 町で一番の人口集積地であるとともに、遠州の小京都のまちなみが残る住宅地であることから、地域住民の日常生活を支えるサービスや観光客の立ち寄りなどを促す機能などと、居住機能とを一体として誘導する仕組みを検討
- ・ 町及び本地区の中心市街地としての機能性や快適性の充実を図るため、公園、ベンチなどの整備や、観光マップ等の充実などについて検討

○ 市街地内の低未利用地の有効活用と土地利用の実態にあわせた適切な土地利用の規制・誘導

- ・ 周智高校跡地など公共が所有する低未利用地は、町全体に有効な活用方法を検討
- ・ 中心市街地にみられる空き店舗や空き家は、森町空家等対策計画等に基づき、中心市街地を維持するための都市機能導入や、中心市街地への定住を促進するための仕組みづくりについて検討
- ・ 時代の変化や社会情勢の変化に応じて、都市構造上の位置付けや、土地利用の現況、動向などを適切に判断したうえで、必要に応じて、用途地域の見直しを検討
- ・ 遠州森駅南周辺地区では、産業振興と良好な住環境形成のため、地区計画制度を活用



▲周智高校跡地

○ 快適な住環境づくりの推進

- ・ 土地区画整理事業により市街地整備が行われた住宅地のうち、天宮地区や駅東地区などでは、地区計画制度を活用した良好な住環境を維持。その他の住宅地についても、安全・安心・快適な住環境の維持・向上を図るため、地区計画制度等のまちづくりのルールを導入を検討
- ・ 旧家の町屋など旧秋葉街道の風情を残す本町（ほんまち）等の住宅地では、歴史情緒が残る住宅地として町並みを保全するとともに、生活道路等の整備などにより、住環境の維持・向上を推進



▲城下の町並み

○ 優良農地の保全と遊休農地の解消

- ・ 市街地周辺に広がる優良な農地の保全と、遊休農地の解消を促進

③ 道路・交通の整備方針

○ 住民の暮らしと地域内外の交流を支える幹線道路の整備推進

- ・ 地域内の交通の利便性や快適性、安全性を高めるため、必要に応じ都市計画の位置付けを見直しつつ、都市内幹線道路となる都市計画道路の整備を推進
- ・ 地域住民の生活や産業活動、有事における代替性のある道路ネットワーク形成等のため、中遠広域農道（現町道）を適切に維持・管理



▲（都）新田赤松線（天宮区画境）

○ 安全・安心な生活道路や通学路の整備を推進

- ・ 誰もが安全・安心に通行できる生活道路の整備を推進（公共公益施設周辺や通学路では、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を重点実施）
- ・ 本町（ほんまち）や新町の一方通行路は、利用実態（日常の交通だけでなく、イベントの場等として利用）や周辺の道路ネットワークを踏まえ、整備の在り方を検討

○ まちづくりと連携し、公共交通の維持と利便性を向上するための検討

- ・ 既存の公共交通機関である天竜浜名湖線やバス路線は、まちづくりのなかで、町民だけでなく観光客等の利用促進を図るとともに、町民等のニーズを踏まえた公共交通ネットワークの整備や、利便性の向上と効率的な運行方法について検討
- ・ 遠州森駅、遠州森町バス停等の交通拠点では、人が集まる特性を活かした活用方法の検討（町民手作りのイベントや、駅・バス停と市街地の観光資源とを結ぶ道の駅機能の導入等）

④ 都市環境の整備方針

○ 太田川の自然環境の保全と活用

- ・ 太田川は、地域の重要な河川として保全を図るとともに、市街地と並行して流れる特性を活かし、水辺の親水空間を活用した交流機能やにぎわいを連携させ、まちの魅力を向上
- ・ 太田川親水公園は、適切に維持・管理をするとともに、地域のみならず、多くの町民の憩いの場、健康づくりの場として、有効活用
- ・ 向天方地区の太田川堤防に植えられている桜並木は、地域住民等の協力のもと適切に管理



▲森川橋からの太田川の眺望

○ 地域住民が自然にふれ、憩いの場となる広場・公園の整備と維持・管理を推進

- ・ 市街地にある街区公園（森第一公園、天宮公園、駅東公園等）は、地域住民等のニーズに応じ、様々な利活用方法を地域とともに検討
- ・ 天方城跡に整備された城ヶ平公園は、豊かな自然とふれあい、歴史とふれあう場として保全するとともに、町の市街地を一望できる良好な眺望点として活用
- ・ 町民の森は、適切に維持・管理を図りつつ、里山の豊かな自然にふれあうことができる町民の憩いの場として、またイベントの場等として有効活用

○ 快適で衛生的な住環境の創出

- ・ 安全かつ安定的な飲料水の確保のため、水道施設の整備・更新と、適正な維持・管理を推進
- ・ 快適で衛生的な住環境の創出と河川・水路の水質改善を図るため、公共下水道事業を推進。なお、公共下水道計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進

⑤ 都市景観の整備方針

○ 古き良き町並み景観の保全を図るとともに、にぎわいと活気を感じる景観の創出

- ・ 本町(ほんまち)から城下地区の街道の町並みは、現存する土蔵や旧家の町屋の保存や、「町並みと蔵展」などのイベントの場として活用を図るなど、古き良き歴史的な町並みの維持・形成に向けた取組を促進
- ・ 活用にあたっては、まずは、保存状態の良い建物について、試験的な活用を検討。次の段階として、日常使いや保存の在り方を地域とともに検討しつつ、活用による効果や影響を確認しながら、活用の取組を連鎖的に試行していくことを検討
- ・ 歴史的な町並みに配慮した案内標識や、景観を損なう無秩序な屋外広告物の防止に向けた取組について検討



▲みんなで森ほたる

○ 地域の個性を表す良好な景観を保全・育成

- ・ 地域の桜の名所となっている向天方の桜並木は、地域住民等の協力のもと、適切に管理
- ・ 昔ながらの町並みなど、城ヶ平公園や町民の森などから望む良好な眺望景観を保全

○ 地域資源の保全とまちづくりへの活用

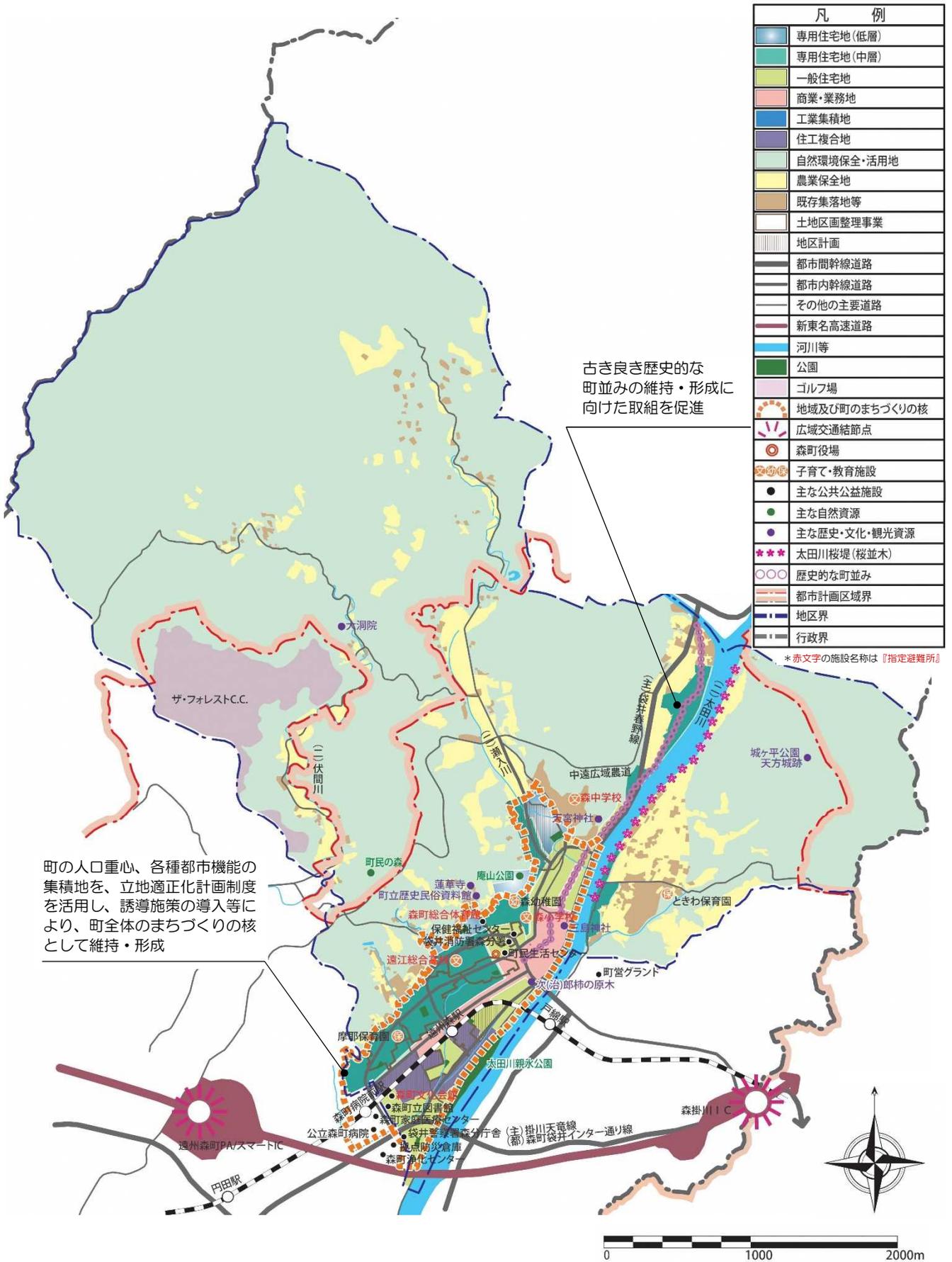
- ・ 町立歴史民俗資料館（旧周智郡役所）や旧城下学校のほか、天宮神社や大洞院などの地域の社寺や次郎柿（治郎柿）の原木、森山焼の窯元などは、地域の貴重な歴史・文化的資源の保全を図るとともに、町の歴史・文化を伝承する場として活用
- ・ 「森のまつり」や天宮神社の「十二段舞楽」（国の重要無形民俗文化財）など、地域の伝統的な祭事・文化の保全や後世への継承を図るとともに、地域の個性を表す重要な要素として、地域内外へのPR活動を促進
- ・ 「町並みと蔵展」や「みんなで森ほたる」などの町民手作りのイベントは、町内外の交流促進、地域住民のコミュニティ形成、地域資源やコミュニティ内の小さな活動の発掘・周知など、多面的に機能するまちづくりの貴重なエネルギーとして活用

⑥ 都市防災の整備方針

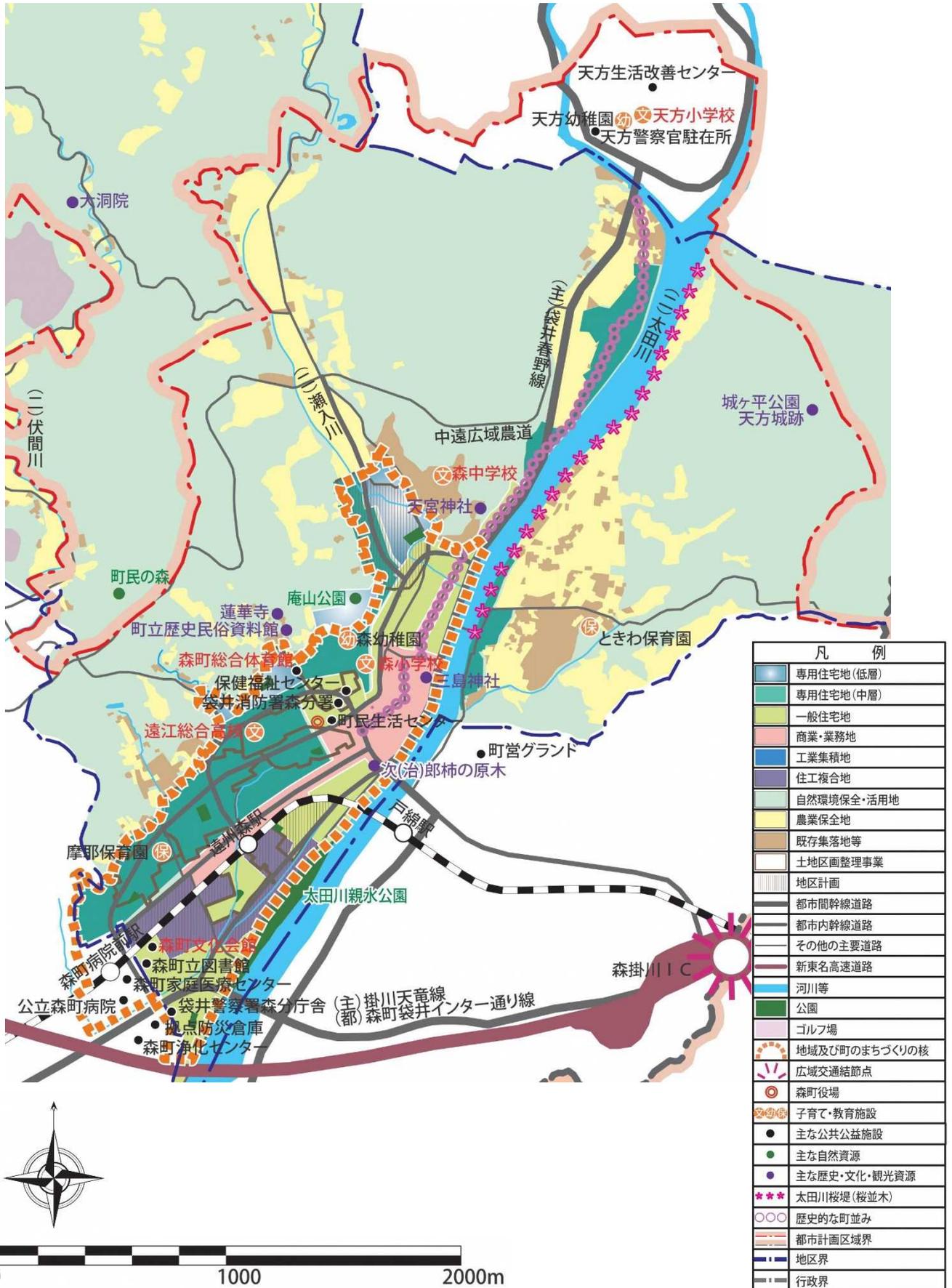
○ 災害リスクに応じた地域ごとの防災対策の強化

- ・ 立地適正化計画の都市機能誘導区域や居住誘導区域に該当する位置付けをする区域では、都市機能や居住の誘導施策を防災・減災にも活用することで、市街地の災害に対する脆弱性を改善
- ・ 本町（ほんまち）から城下にかけての昔ながらの町並みが残る地区では、まちづくりと併せ、建物の耐震・不燃化、防災空地の確保等を検討
- ・ 太田川の浸水想定を踏まえ、河川改修や堤防整備をすすめるとともに、万が一洪水が発生した場合の避難方法を、地域とともに検討・周知
- ・ 災害時の防災拠点として機能する役場をはじめ、指定避難所に指定された小中学校等及び救護所として指定されている家庭医療センター等では、災害時を想定した関連施設の整備や防災資機材の充実
- ・ 本町（ほんまち）地区や向天方下地区などの生活道路や公園等の都市基盤が未整備で住宅が密集している地区は、安全・安心な住環境の創出に向け、狹隘道路整備事業や地区計画制度の導入など、地域のニーズに応じた対策を検討

■ 森地区まちづくり構想図



■ 森地区まちづくり構想図 (中心部拡大)



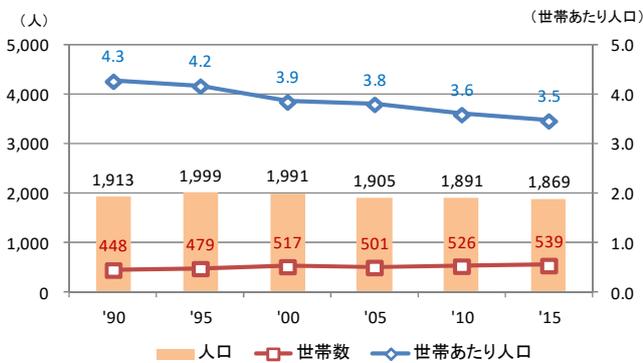
* 赤文字の施設名称は『指定避難所』

2-2. 一宮地区

(1) 地域の現況

- 一宮地区は、面積 11.9 km² (町全域の9%)、町の南西に位置する地域です。
- 2015年の人口は 1,869人 (町の総人口の10%)、世帯数は 539件です。人口は 1995年をピークに微減している一方、世帯数は 1990年から増加し続けています。
- 歴史・文化資源に恵まれ、なかでも町を代表する神社である小國神社には、初詣や紅葉を楽しみに、年間約 85万人の観光客が訪れます。
- 新東名高速道路遠州森町スマートICが供用開始されたことで、交通利便性が高まったこともあり、小國神社に向かう(一)宮代赤根線沿線では、観光客利用を期待した飲食店や土産物屋などの出店が進んでいます。
- 小國神社の季節ごとのイベントや、極楽寺のあじさいまつり、とうもろこし販売には、多くの人々が広域から訪れています。また、遠江一宮駅前では、年間を通じて朝市が行われています。

■ 人口・世帯の推移 (出典：2015 国勢調査)



■ 主要な地域資源

【公共公益施設】

一宮総合センター、一宮警察官駐在所、一宮幼稚園、特別養護老人ホーム森町愛光園 等

【歴史・文化資源】

小國神社、極楽寺、遠江一宮駅、秋葉山常夜灯、森山焼 等

【自然資源】

一宮川、伏間川 等

【その他】

新東名高速道路 遠州森町PA・スマートIC 等

■ 地域で営まれるイベント等 (出典：「遠州の小京都まちづくり」基本計画)

春 (3月～5月)			夏 (6月～8月)			秋 (9月～11月)			冬 (12月～2月)		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
・小國神社桜まつり			・小國神社花菖蒲まつり			・小國神社紅葉祭			・小國神社田遊び		
・小國神社例大祭			・極楽寺あじさいまつり						・節分祭 (小國神社)		
・十二段舞楽 (小國神社)			・とうもろこし販売 (甘々娘)								
・まちあい朝市 (遠江一宮駅)			・まちあい朝市 (遠江一宮駅)			・まちあい朝市 (遠江一宮駅)			・まちあい朝市 (遠江一宮駅)		

花・紅葉関連

無形文化財 (国又は県)

定期開催 (月1回程度)

定期開催 (4月・11月)

■ 地域資源やイベント



「小國神社」



「ことまち横丁（小國神社）」



「小國神社十二段舞楽」



「大骨董 蚤の市（小國神社）」



「極楽寺」



「遠江一宮駅 駅舎」

（2）地域のまちづくりのテーマと目標

《まちづくりのテーマ》

**小國神社をはじめとする歴史・文化を育みながら
里山と調和した快適な暮らしと
新たな活力を創造する地域づくり**

《まちづくりの目標》

- 地域の実情に即した遊休農地の有効活用
- 遠州森町PA・スマートICの機能を活かした交流の促進と土地利用の検討
- 小國神社等の地域の歴史・文化的資源の保全と活用
- 集落と里山等の自然環境が調和した、やすらぎのある美しい景観の創出
- 子どもや高齢者など、誰もが快適で暮らしやすい地域づくり

(3) 地域のまちづくりの方針

① 地域の拠点形成の方針

○ 「一宮総合センター」周辺を、地域のまちづくりの核として位置付け

- ・ 一宮幼稚園や一宮総合センターなど公的施設が集積する地区周辺を、地域生活拠点に位置付け
- ・ 地域生活拠点の各施設は、地域の交流・活動の場として活用
- ・ 地域生活拠点周辺では、地域の生活を確保するために必要な生活利便施設の誘導や、地域活力の維持に必要な居住場所の確保等のため、必要に応じ、用途地域外における地区計画の活用を検討

○ 「小國神社」を地域内外の観光交流の拠点として活用

- ・ 古来、遠江の国（現在の静岡県西部地方）を代表する神社である小國神社は、荘厳な雰囲気を出し出す豊かな境内林や、花菖蒲園、桜、紅葉など、四季の移ろいを感じることができる、歴史・文化・観光の交流拠点として活用
- ・ 歴史・文化・観光交流拠点としての機能を充実させるため、(一)宮代赤根線への商業機能の導入や駐車場の整備などを推進



▲小國神社の紅葉

② 土地利用と市街地（集落）整備の方針

○ 遠州森町PA・スマートICの有効活用を推進

- ・ 遠州森町スマートICは広域からの町への玄関口として、またPAは町や地域の農産物・特産品などの町外へのPRや利用者との交流の場として活用を促進
- ・ 遠州森町PA・スマートIC周辺は、IC周辺地域振興エリアとして、園田地区とともに、静岡県が進める“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組や小國神社周辺の観光まちづくり等と連携し、交通利便性を活かした観光交流や雇用創出など、町の活性化に資する取組を推進
- ・ 用途地域外において産業系土地利用等を検討する場合は、適切な土地利用の誘導や自然環境と調和した景観形成などを図るため、必要に応じ、用途地域外における地区計画の活用を検討



▲遠州森町スマートIC

○ 良好な住環境の維持・向上

- ・ 既存集落地は、周辺の豊かな自然環境と調和した住環境の維持・向上を図るため、排水施設や集落地内の生活道路等の生活基盤の整備を行うなど、住環境の改善を推進

○ 優良農地の保全を図り、遊休農地の有効活用の可能性について検討

- ・ 茶園などの優良な農地の保全を図るとともに、地域ブランドとして確立したスイートコーン等の活用により、農業振興を促進
- ・ 遊休農地は、実態を把握したうえで、生産性の高い農作物の導入や法人等による借り上げなど、農地としての再利用を基本としつつ、地域の実情に即した有効利用の可能性について検討
- ・ 侵入防止柵の設置など、鳥獣害対策により、営農環境を維持・保全

③ 道路・交通の整備の方針

○ 新東名高速道路に繋がる道路・交通ネットワークの形成

- ・ 高速道路の利用促進と利便性向上を図るため、地域間の交通や交流、産業を支える道路整備など、新東名高速道路に繋がる道路・交通ネットワークの充実を推進



▲(一)宮代赤根線

○ 安全・安心な生活道路や通学路の整備を推進

- ・ 誰もが安全・安心に通行できる生活道路の整備を推進（幹線道路から集落地内への通過交通の流入抑制、自動車交通と歩行者・自転車交通の分離、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備等）

○ 既存公共交通機関の維持と利便性を向上するための検討

- ・ 既存の公共交通機関である天竜浜名湖線の利用促進を図るとともに、利便性の向上と地域住民等のニーズを踏まえた公共交通ネットワークの整備について検討

④ 都市環境の整備方針

○ 豊かな山林や里山の保全と適切な維持・管理

- ・ 地域の北部に広がる豊かな山林や、集落地の背後に広がる里山は、地域住民やボランティア等の協力のもと、適切な維持・管理を推進し、荒廃した山林や里山の再生に努め、イノシシ等の鳥獣被害を軽減
- ・ 地域住民の憩いの場、交流の場として、豊かな自然とふれあうことができる里山をいかした公園・広場の整備を検討

○ 一宮川や伏間川等の河川の保全と水辺空間の活用

- ・ 一宮川や伏間川等は、保全を図るとともに、周辺の自然と一体的な親水空間として活用
- ・ 地域のコミュニティやボランティア等の活動の場としての利用を促進することで、清掃や除草等の河川美化活動を推進し、美しい水辺空間を形成

○ 快適で衛生的な住環境の創出

- ・ 安全かつ安定的な飲料水の確保のため、水道施設の整備・更新と、適正な維持・管理を推進
- ・ 快適で衛生的な住環境の創出と河川・水路の水質改善を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進

⑤ 都市景観の整備方針

○ 地域の個性を表す良好な景観を保全・育成

- ・ 既存集落地と里山等の自然と調和したうるおいとやすらぎのある里山景観を保全
- ・ 地域による花々の植栽、沿道緑化の促進など、良好な景観形成に向けた取組を促進

○ 地域資源の保全とまちづくりへの活用

- ・ 小國神社の「十二段舞楽」（国の重要無形民俗文化財）や本殿（町の指定文化財）、極楽寺（あじさい寺）、遠江一宮駅の駅舎（国登録有形文化財）等は、貴重な歴史・文化的資源として保全
- ・ 地域の伝統的な祭事・文化の保全や後世への継承を図るとともに、地域の個性を表す重要な要素として、地域内外へのPR活動を促進
- ・ 小國神社の季節ごとの行事や、遠江一宮駅前で行われる「まちあい朝市」などのイベントは、町内外の交流促進、地域住民のコミュニティ形成、地域資源やコミュニティ内の小さな活動の発掘・周知など、多面的に機能するまちづくりのきっかけとなる場として活用を検討



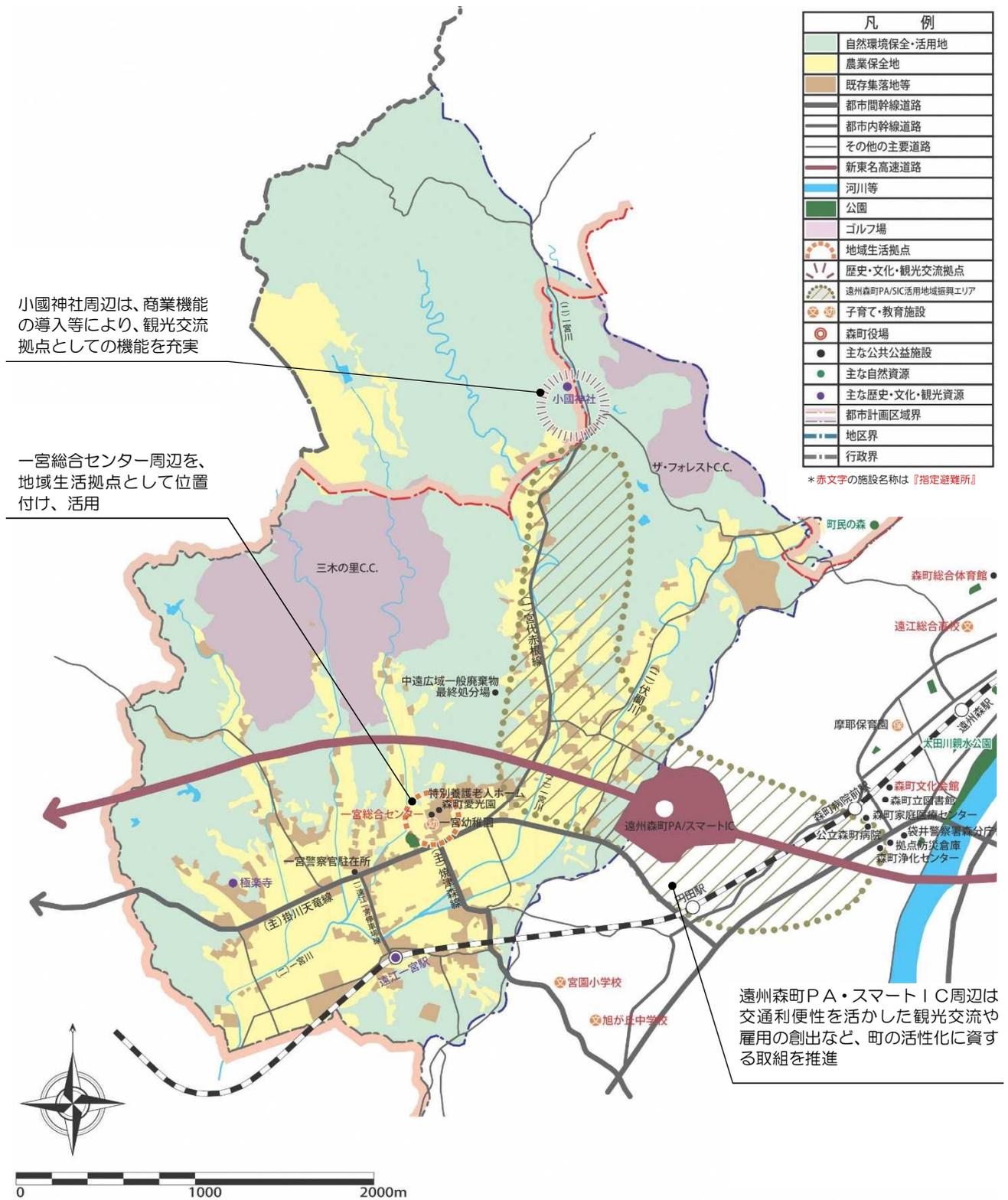
▲遠江一宮駅 まちあい朝市

⑥ 都市防災の整備方針

○ 災害リスクに応じた地域ごとの防災対策の強化

- ・ 他地区に比べ災害リスクが低いと想定されることから、従来の地域防災計画等に基づく防災・減災対策を着実に実施していくことで、地域の安全性を向上
- ・ 保水機能を有する農地を保全することで、近年多発する集中豪雨等による浸水被害を抑制
- ・ 平時の地域のまちづくりの拠点であり、有事には指定避難所として機能する一宮総合センター等の防災機能向上（防災資機材や食料品等の備蓄の充実等）

■ 一宮地区まちづくり構想図

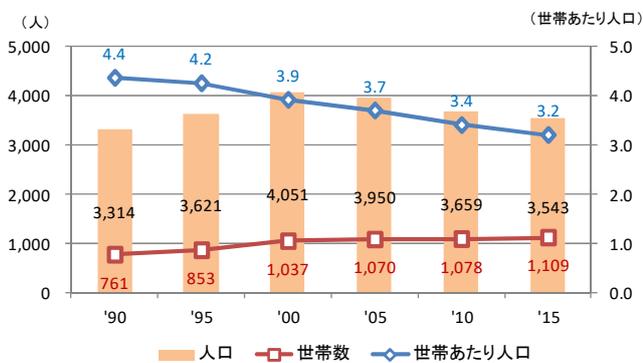


2-3. 園田地区

(1) 地域の現況

- 園田地区は、面積 7.5 km² (町全域の6%)、町の南に位置する地域です。
- 2015年の人口は3,543人(町の総人口の19%)、世帯数は1,109件です。人口は2000年をピークに減少している一方、世帯数は1990年から増加し続けています。
- 地区の北側(森地区との境周辺)には、公立森町病院や森町家庭医療センターがあり、町全体の健康な暮らしを支えています。
- 地区内に開通した新東名高速道路遠州森町スマートICにより、交通利便性は飛躍的に高まっています。このスマートICと、東名高速道路袋井ICの間に位置する中川下工業団地は、内陸部への企業移転の受け皿として期待されており、現在、工業団地の未利用地等の整備を進めています。
- 地区には、優良な農地が広がり、水田の3倍活用などにより、豊かな農産物の生産の場、生業の場、田園里山景観の要素となっています。6月から7月にかけては、朝採れの新鮮なとうもろこしが直売所で販売され、行列をつくる程、県内外から多くの人々が訪れています。

■ 人口・世帯の推移 (出典：2015 国勢調査)



■ 主要な地域資源

【公共公益施設】

園田総合センター、園田警察官駐在所、公立森町病院、森町家庭医療センター、宮園小学校、旭が丘中学校、園田幼稚園 等

【歴史・文化資源】

香勝寺 等

【自然資源】

太田川、小薮川 等

【その他】

新東名高速道路 遠州森町PA・スマートIC、中川下工業専用地域、JA遠州中央園田支店 等

■ 地域で営まれるイベント等 (出典：「遠州の小京都まちづくり」基本計画)

春 (3月~5月)			夏 (6月~8月)			秋 (9月~11月)			冬 (12月~2月)		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
			・香勝寺さきょうまつり ・とうもろこし販売 (甘々娘)								

花・紅葉関連
 無形文化財 (国又は県)
 定期開催 (月1回程度)
 定期開催 (4月・11月)

■ 地域資源やイベント



「香勝寺 ききょうまつり」



「公立森町病院」



「森町家庭医療センター」



「中川下工業団地」



「優良な農地」



「遠州森町パーキングエリア」

(2) 地域のまちづくりのテーマと目標

《まちづくりのテーマ》

**安全・安心な暮らしの中に活力ある産業が息づき
里山と田園が織りなす
美しい景観を育む地域づくり**

《まちづくりの目標》

- 地域産業を支える優良農地の保全と美しい田園景観の創出
- 交流や産業を支え強化する幹線道路の整備促進と有効活用
- 安全・安心な生活道路や通学路の整備
- 地域防災対策の強化による災害に強い地域づくり

(3) 地域のまちづくりの方針

① 地域の拠点形成の方針

○ 「園田総合センター」周辺を、地域のまちづくりの核として位置付け

- ・ 園田幼稚園、宮園小学校、旭が丘中学校、及び園田総合センターなど公的施設が集積する地区周辺を、地域生活拠点に位置付け
- ・ 地域生活拠点の各施設は、地域の交流・活動の場として活用
- ・ 地域生活拠点周辺では、地域の生活を確保するために必要な生活利便施設の誘導や、地域活力の維持に必要な居住場所の確保等のため、必要に応じ、用途地域外における地区計画の活用を検討

② 土地利用と市街地（集落）整備の方針

○ 地域産業拠点として、中川下工業団地における工場等の集積

- ・ 中川下工業団地は、周辺の居住環境や自然環境等との調和に配慮しながら、工業団地内の低未利用地活用のための道路整備推進や、新たな工場立地を促進すること等により、地域産業拠点として工場施設や流通・業務施設等を集積



▲中川下工業団地における工場等の集積

- ・ 工業団地周辺は、(都) 森町袋井インター通り線の整備等により、新東名高速道路森掛川IC及び遠州森町スマートICと東名高速道路袋井ICの両方を利用できる立地となることから、交通利便性を活かした新たな工業地需要に対応して、静岡県が進める“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組や、農業等との調整を図りつつ、周辺環境に調和した工業地としての土地利用を検討
- ・ 用途地域外において産業系土地利用等を検討する場合は、適切な土地利用の誘導や自然環境と調和した景観形成などを図るため、必要に応じ、用途地域外における地区計画の活用を検討

○ 遠州森町PA・スマートICの有効活用を推進

- ・ 遠州森町スマートICは広域からの町への玄関口として、また遠州森町PAは町や地域の農産物・特産品などの町外へのPRや利用者との交流の場として活用を促進
- ・ 遠州森町PA・スマートIC周辺は、IC周辺地域振興エリアとして、一宮地区とともに、静岡県が進める“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組や小國神社周辺の観光街づくり等と連携し、交通利便性を活かした観光交流や雇用の創出など、町の活性化に資する取組を推進

○ 良好な住環境の維持・向上

- ・ 既存集落地は、周辺の豊かな自然環境と調和した住環境の維持・向上を図るため、排水施設や集落地内の生活道路等の生活基盤の整備を行うなど、住環境の改善を推進

○ 優良農地の保全、農業振興

- ・ 水田、畑地など優良な農地の保全や、地域ブランドとして確立したスイートコーン等の活用により、本地区の基幹産業である農業振興を促進



▲スイートコーン

③ 道路・交通の整備の方針

○ 地域内外の交通や交流、産業を支え強化する幹線道路の整備

- ・ 地域間の交通や交流、産業を支え強化する主要幹線道路である（都）森町袋井インター通り線や（主）焼津森線、（一）山梨敷地停車場線の整備を促進



▲（都）森町袋井インター通り線計画地付近

○ 安全・安心な生活道路や通学路の整備を推進

- ・ 誰もが安全・安心に通行できる生活道路の整備を推進（幹線道路から集落地内への通過交通の流入抑制、自動車交通と歩行者・自転車交通の分離、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備等）

○ 既存公共交通機関の維持と利便性を向上するための検討

- ・ 既存の公共交通機関である天竜浜名湖線やバス路線は、利用促進を図るとともに、町民等のニーズを踏まえた公共交通ネットワークの整備や、利便性の向上等について検討

④ 都市環境の整備方針

○ 豊かな自然環境の保全と地域のまちづくりへの活用を推進

- ・ 集落地の背後に広がる里山は、地域のコミュニティやボランティア等の憩いや交流の場として利用するなかで、適切な維持・管理を推進
- ・ 太田川や小藪川は、保全を図るとともに、周辺の自然と一体的な親水空間として活用
- ・ 地域住民の憩いの場、交流の場として、身近にある河川や池、里山などの豊かな自然を活かし、自然とふれあうことができる公園・広場の整備を検討
- ・ 新東名高速道路の高架下空間の活用方法を、地域住民等とともに検討

○ 快適で衛生的な住環境の創出

- ・ 安全かつ安定的な飲料水の確保のため、水道施設の整備・更新と、適正な維持・管理を推進
- ・ 快適で衛生的な住環境の創出と河川・水路の水質改善を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進

⑤ 都市景観の整備方針

○ 地域の個性を表す田園景観の保全・育成

- ・ 本地区に広がる豊かな水田のうるおいをもたらすのどかな田園景観は、地域の個性を表す良好な景観であるため、農業の担い手育成や農産物のブランド化支援等により、今後とも保全
- ・ 地域による花々の植栽や河川堤防等の草刈り、沿道緑化の促進など、良好な景観形成に向けた取組を支援



▲レタス栽培

○ 地域資源の保全とまちづくりへの活用

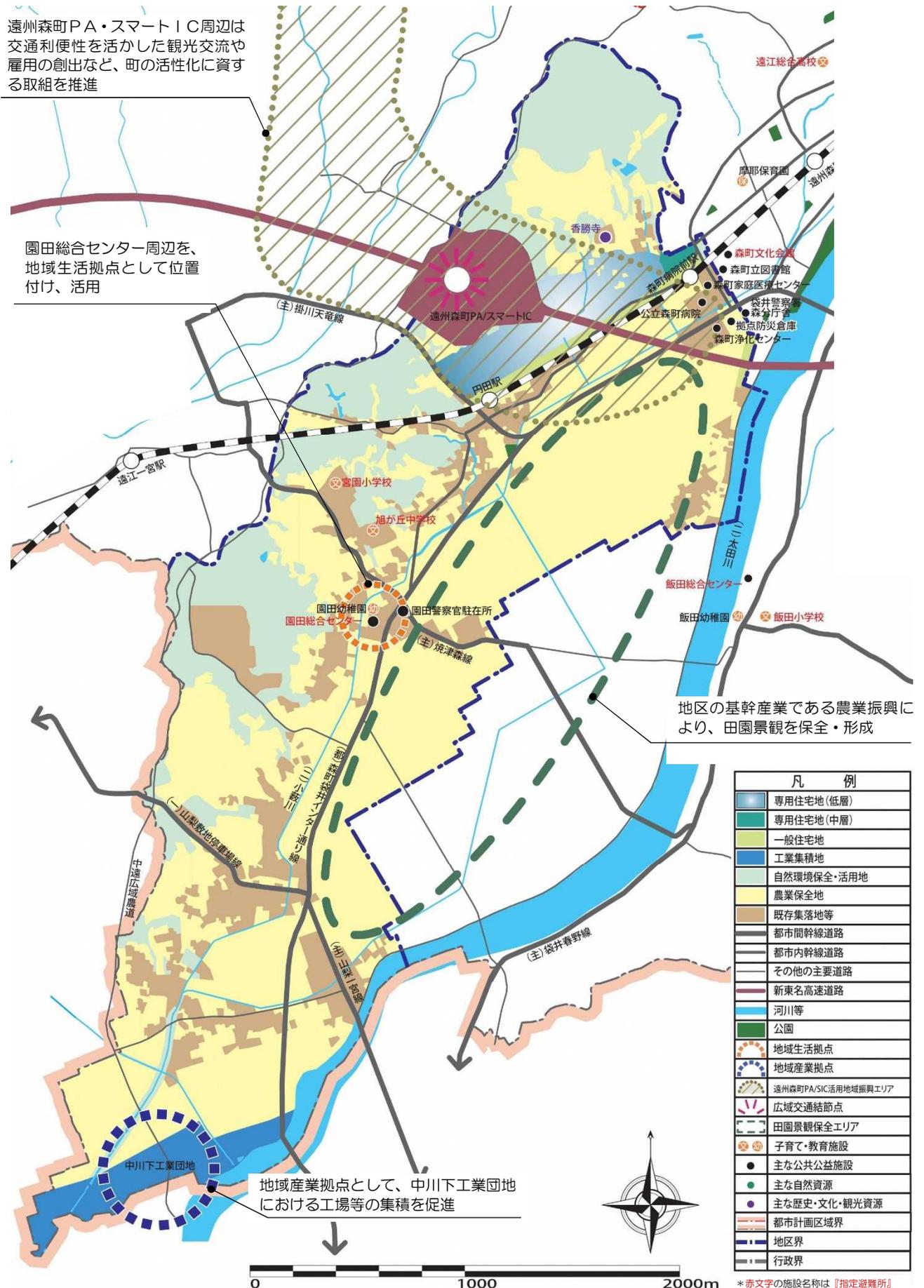
- ・ 地域に存する社寺やその社寺林など、地域の貴重な歴史・文化的資源の保全を図るとともに、地域の個性を表す重要な要素として、地域のまちづくりに活用

⑥ 都市防災の整備方針

○ 災害リスクに応じた地域ごとの防災対策の強化

- ・ 太田川の浸水想定を踏まえ、河川改修や堤防整備をすすめるとともに、万が一洪水が発生した場合の避難方法を、地域とともに検討・周知
- ・ 保水機能を有する農地を保全することで、近年多発する集中豪雨等による浸水被害を抑制
- ・ 平時の地域のまちづくりの拠点であり、有事には指定避難所として機能する宮園小学校や旭が丘中学校、園田総合センター等の防災機能向上（防災資機材や食料品等の備蓄の充実等）

■ 園田地区まちづくり構想図

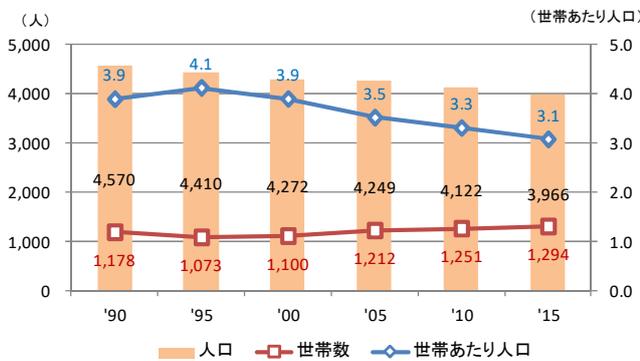


2-4. 飯田地区

(1) 地域の現況

- 飯田地区は、面積 8.2 km² (町全域の6%)、町の南東に位置する地域です。
- 2015年の人口は 3,966人 (町の総人口の21%)、世帯数は 1,294件です。人口は 1990年以降減少している一方、世帯数は 1995年から増加し続けています。
- 地区は、袋井市の上山梨地区に隣接し、町内だけでなく、上山梨地区に立地する大型商業施設等の利用圏域となっています。
- 地区内に開通した新東名高速道路森掛川ICにより、交通利便性は飛躍的に高まっています。森掛川ICに隣接する北戸綿工業団地では、自動車部品や物流などの工場が操業し、町の活力を生み出しています。
- 毎年7月の祭りで奉納される山名神社の天王祭舞楽は、小國神社、天宮神社の舞楽とあわせ「遠江森町の舞楽」として国の重要無形民俗文化財に指定されています。この祭には屋台8台の引きまわしも行われるなど、地域の伝統とともに、地域住民のコミュニティを繋ぐものとなっています。

■ 人口・世帯の推移 (出典：2015 国勢調査)



■ 主要な地域資源

【公共公益施設】

飯田総合センター、飯田小学校、飯田幼稚園、町営グラウンド、飯田警察官駐在所 等

【歴史・文化資源】

山名神社、賀茂神社、遍照寺、本立寺、秋葉山常夜灯 等

【自然資源】

太田川 等

【その他】

新東名高速道路 森掛川IC、北戸綿工業団地 等

■ 地域で営まれるイベント等 (出典：「遠州の小京都まちづくり」基本計画)

春 (3月～5月)			夏 (6月～8月)			秋 (9月～11月)			冬 (12月～2月)		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
			・太田川鮎釣り解禁 ・山名神社天王祭 ・山名神社天王祭舞楽 ・とうもろこし販売 (甘々娘)			・鬼子母神祭 (本立寺)					

花・紅葉関連

無形文化財 (国又は県)

定期開催 (月1回程度)

定期開催 (4月・11月)

■ 地域資源やイベント



「山名神社天王祭舞楽」



「本立寺 鬼子母神祭」



「遍照寺 大仏」



「北戸綿工業団地」



「大型スーパー」



「太田川（飯田橋付近）」

(2) 地域のまちづくりのテーマと目標

《まちづくりのテーマ》

**新たな玄関口として魅力と活力を育み
太田川の流れを感じながら
快適に暮らせる地域づくり**

《まちづくりの目標》

- 森掛川ICを活かした計画的かつ適切な土地利用の推進
- 安全・安心な生活道路や通学路の整備
- 太田川の水辺空間の活用と河川景観の保全
- 地域防災対策の強化による災害に強い地域づくり
- 誰もが快適で暮らしやすい地域づくり

(3) 地域のまちづくりの方針

① 地域の拠点形成の方針

○ 「飯田小学校」周辺を、地域のまちづくりの核として位置付け

- ・ 飯田小学校や飯田幼稚園、飯田総合センターなど公的施設が集積する地区周辺を、地域生活拠点に位置付け
- ・ 地域生活拠点の各施設は、地域の交流・活動の場として活用
- ・ 地域生活拠点周辺では、地域の生活を確保するために必要な生活利便施設の誘導や、地域活力の維持に必要な居住場所の確保等のため、必要に応じ、用途地域外における地区計画の活用を検討



▲飯田小学校

② 土地利用と市街地（集落）整備の方針

○ 森掛川インターチェンジを活かした計画的かつ適切な土地利用について検討

- ・ 新東名高速道路森掛川ICの供用により、交通利便性が向上した北戸綿工業団地は、今後も産業拠点として、工場施設や流通・業務施設等を集積
- ・ 森掛川IC周辺に位置付けたIC活用地域振興エリアでは、広域交通の新たな結節点という交通利便性をいかし、静岡県が進める“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組や、周辺の自然環境との調和や農業等との調整を図りつつ、新たな雇用や交流の創出など、町及び地域の活性化に寄与する土地利用や基盤整備等について検討
- ・ 用途地域外において工業系土地利用等を検討する場合は、適切な土地利用の誘導や自然環境と調和した景観形成などを図るため、必要に応じ、用途地域外における地区計画の活用を検討



▲善正庵池付近からの風景

○ 良好な住環境の維持・向上

- ・ (主) 袋井春野線沿線の住宅地は、定められた用途地域に応じ、中層の専用住宅地や、中小の商業・業務施設等も立地可能な住宅地などとして、土地利用の規制・誘導を図り、持続可能な住環境や、地域のにぎわい・活力を創出
- ・ 既存集落地は、周辺の豊かな自然環境と調和した現在の住環境を維持・向上

○ 優良農地の保全を図り、遊休農地の有効活用の可能性について検討

- ・ 優良な農地の保全を図るとともに、遊休農地の有効活用の可能性について検討
- ・ 遊休農地は、実態を把握したうえで、新たな農作物の導入など農地としての再利用を基本としつつ、地域の実情に即した有効活用の可能性について検討

③ 道路・交通の整備方針

○ 新東名高速道路に繋がる道路・交通ネットワークの形成

- ・ 高速道路の利用促進と利便性向上を図るため、地域間の交通や交流、産業を支え強化する（主）掛川天竜線や（主）袋井春野線、（主）焼津森線、（都）森町袋井インター通り線の整備を促進し、新東名高速道路に繋がる道路・交通ネットワーク形成を推進

○ 安全・安心な生活道路や通学路の整備を推進

- ・ 誰もが安全・安心に通行できる生活道路の整備を推進（幹線道路から集落地内への通過交通の流入抑制、自動車交通と歩行者・自転車交通の分離、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備等）

○ 既存公共交通機関の維持と利便性を向上するための検討

- ・ 既存の公共交通機関である天竜浜名湖線やバス路線は、利用促進を図るとともに、町民等のニーズを踏まえた公共交通ネットワークの整備や、町営バスの利便性の向上と効率的な運行方法について検討

④ 都市環境の整備方針

○ 太田川の自然環境の保全と活用

- ・ 太田川は、地域の重要な河川として保全。また、地域資源としての魅力をさらに引き出し、活用を進めるため、連続性の確保に配慮しつつ、沿川への自転車専用道路や遊歩道の整備を検討
- ・ 地域のコミュニティやボランティア等の活動の場として利用することで、清掃や除草等の河川美化活動を推進し、美しい水辺空間を形成

○ 地域の身近な自然環境の保全とまちづくりへの活用

- ・ 集落地の背後に広がる里山は、地域のコミュニティやボランティア等の憩いや交流の場として利用するなかで、適切な維持・管理を推進

○ 快適で衛生的な住環境の創出

- ・ 安全かつ安定的な飲料水の確保のため、水道施設の整備・更新と、適正な維持・管理を推進
- ・ 快適で衛生的な住環境の創出と河川・水路の水質改善を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進

⑤ 都市景観の整備方針

○ 地域の個性を表す良好な景観を保全・育成

- ・ 既存集落地と里山等の自然と調和したうるおいとやすらぎのある里山景観や、太田川の豊かな流れと周辺の自然が一体となった水辺景観を、今後とも保全
- ・ 太田川の右岸に広がる水田ののどかな田園景観は、地域の個性を表す良好な景観であるため、農業の担い手育成や農産物のブランド化支援等により、今後とも保全
- ・ 地域による花々の植栽や河川堤防等の草刈りなど、良好な景観形成に向けた取組を支援

○ 地域資源の保全とまちづくりへの活用

- ・ 山名神社など、地域の貴重な歴史・文化的資源を保全
- ・ 山名神社祇園祭や「蟪蛄の舞（かまきりの舞）」が特徴的な「天王祭舞楽」（国指定の重要無形民俗文化財）など、地域の伝統的な祭事・文化の保全や後世への継承を図るとともに、地域の個性を表す重要な要素として、地域内外へのPR活動を促進

⑥ 都市防災の整備方針

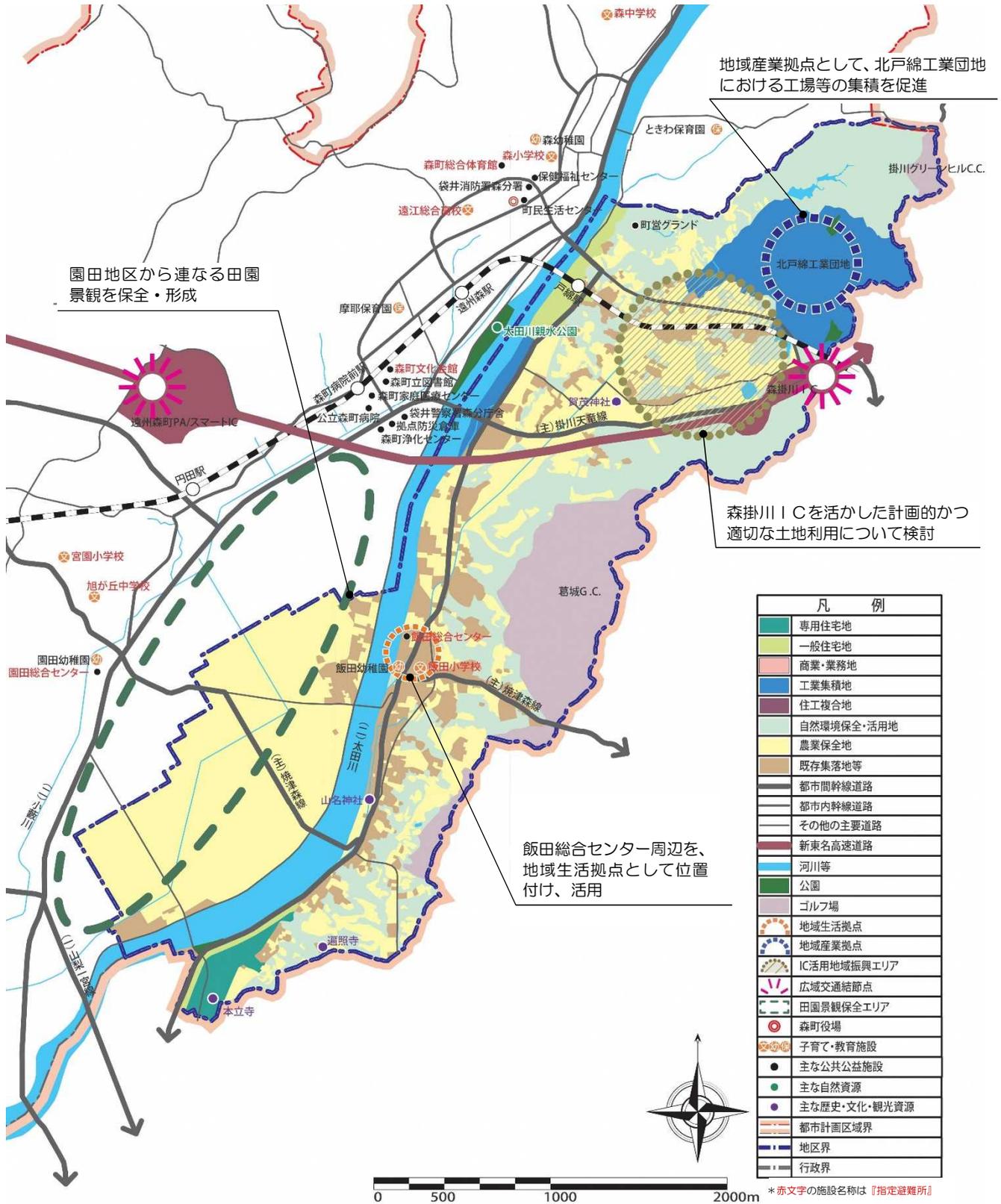
○ 災害リスクに応じた地域ごとの防災対策の強化

- ・ 太田川の浸水想定を踏まえ、河川改修や堤防整備をすすめるとともに、万が一洪水が発生した場合の避難方法を、地域とともに検討・周知
- ・ 保水機能を有する農地を保全することで、近年多発する集中豪雨等による浸水被害を抑制
- ・ 平時の地域のまちづくりの拠点であり、有事には指定避難所として機能する飯田小学校や飯田総合センター等の防災機能向上（防災資機材や食料品等の備蓄の充実等）
- ・ 戸綿地区などの生活道路や公園等の都市基盤が未整備で住宅が密集している地区は、安全・安心な住環境の創出に向け、地区計画制度の導入など、地域のニーズに応じた対策を検討



▲飯田総合センター

■ 飯田地区まちづくり構想図



2-5. 三倉地区

(1) 地域の現況

- 三倉地区は、面積 47.9 km² (町全域の 36%)、町の北に位置する地域です。
- 2015 年の人口は 801 人 (町の総人口の 4%)、世帯数は 229 件です。人口・世帯数ともに減少しており、町のなかで最も人口・世帯の減少率が高い地区となっています。
- 地域の土地利用の大半を占める森林や、三倉川、東海自然歩道など、自然資源に恵まれています。また、300年以上の歴史を持つ栄泉寺では毎月座談会が、蔵泉寺では年に2回大般若会が行われるなど、地域の寺社は歴史・文化資源としてだけでなく、コミュニティ形成の一助を担っています。
- 毎年春と秋には、三倉・天方地区において「ぶぶぶの日」(ぶらっときて、ぶらっと見て、ぶらっと立ち寄っての意)が開催されます。地域住民の自宅や工房を開放し、山里の魅力と暮らしぶりを紹介するイベントで、住民の方との語らいや農産物・工芸品の買物等を楽しむことができます。

■ 人口・世帯の推移 (出典：2015 国勢調査)



■ 主要な地域資源

【公共公益施設】

三倉総合センター、三倉警察官駐在所、三倉小学校 (*2021年4月森小学校に統合予定) 等

【歴史・文化資源】

栄泉寺、蔵泉寺、許禰神社、八幡神社、大日山金剛院、秋葉山常夜灯、戦国夢街道 等

【自然資源】

三倉川、東海自然歩道、大河内清流やまめの里 等

■ 地域で営まれるイベント等 (出典：「遠州の小京都まちづくり」基本計画)

春 (3月~5月)			夏 (6月~8月)			秋 (9月~11月)			冬 (12月~2月)		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
・ぶぶぶの日			・三倉川鮎釣り解禁 ・大般若経 (蔵泉寺) ・きゅうり祈祷 (金剛院)			・星まつり (金剛院) ・柴灯護摩祈祷 (金剛院) ・ぶぶぶの日			・大般若経 (蔵泉寺)		

花・紅葉関連
 無形文化財 (国又は県)
 定期開催 (月1回程度)
 定期開催 (4月・11月)

■ 地域資源やイベント



「ぶぶふの日」(オープンハウスイベント)



「蔵泉寺 大般若経」



「大日山金剛院 柴灯護摩祈祷」



「戦国夢街道」



「大河内清流 やまめの里」



「三倉総合センター」

(2) 地域のまちづくりのテーマと目標

《まちづくりのテーマ》

**美しい森林と豊かな茶園の緑を守り育み
共に営み続ける地域づくり**

《まちづくりの目標》

- 災害に強い安全な道路ネットワークの整備
- 美しい森林づくり
- 地域産業を支える茶園の保全

(3) 地域のまちづくりの方針

① 地域の拠点形成の方針

○ 「三倉総合センター」周辺を、地域のまちづくりの核として位置付け

- ・ 三倉総合センターや三倉小学校（*森小学校に統合予定）など公的施設が集積する地区周辺を、地域生活拠点に位置付け
- ・ 地域生活拠点の各施設は、地域の交流・活動の場として活用するほか、中心拠点と役割分担を図りつつ、地域が必要とするサービスの受皿施設（移動販売車による日用品の販売、定期的な訪問医療・福祉の場等）としての活用を検討

② 土地利用と集落整備の方針

○ 良好な住環境の維持・向上

- ・ 既存集落地は、周辺の豊かな自然環境と調和した現在の住環境の維持・向上を図るため、排水施設や集落地内の生活道路等の生活基盤の整備を行うなど、住環境の改善を推進

○ 空き家等の有効活用について検討

- ・ 集落地内の空き家等は、空家等対策計画に基づき、適正管理を推進
- ・ 移住定住や観光交流の促進のため、リノベーションなど有効活用の可能性について検討

○ 茶園などの優良農地の保全を図り、遊休農地の有効活用の可能性について検討

- ・ 優良な茶園の保全やお茶のブランド化、観光まちづくりとの連携等により、本地区の基幹産業である茶業の振興を促進
- ・ 遊休農地は、実態を把握したうえで、新たな農作物の導入など農地としての再利用を基本としつつ、有効活用の可能性を検討
- ・ 侵入防止柵の設置など、鳥獣害対策により、営農環境を維持・保全



▲茶園の景観

③ 道路・交通の整備方針

○ 地域内外の交通や交流を支える幹線道路等の整備・改良

- ・ 本地区の主要幹線道路であり、地域間の交通や交流を支える（主）袋井春野線、（主）藤枝天竜線、（一）大河内森線、（一）水窪森線は、安全性・快適性を高めるための整備・改良を促進
- ・ 地域住民の生活や産業活動、有事における代替性のある道路ネットワーク形成等のため、県道を補完する町道や林道の整備・改良を推進

○ 既存公共交通機関の維持と利便性を向上するための検討

- ・ 高齢化が進行する本地区において、地域住民の足となるバス路線については、既存路線の維持に努め、利用促進を図るとともに、町営バスの利便性の向上と効率的な運行方法について検討



▲町営バス

④ 都市環境の整備方針

○ 美しい森林づくりの推進

- ・ 地域の大部分を形成する森林は、町の自然環境の骨格を形成する重要な自然資源として、今後とも保全
- ・ 森林認証制度に基づく認証森林の拡大及び認証材の活用を推進
- ・ 森林の持つ多面的な機能や、森林整備の必要性などに関する理解を深めるため、森林組合等と連携し、体験学習の場や環境学習の場として活用



▲三倉地区の森林

○ 豊かな自然資源の保全とまちづくりへの活用

- ・ 三倉川は、地域の重要な河川として保全を図り、地域住民などの日常的な親水空間として活用
- ・ 「塩の道」や「秋葉街道」と呼ばれ、山林や原野に親しみながら散策ができる「戦国夢街道」は、適切に維持・管理を図るとともに、地域の歴史・文化にふれ観光交流を図る場として活用

○ 快適で衛生的な住環境の創出

- ・ 安全かつ安定的な飲料水の確保のため、水道施設等の整備更新と適正な維持・管理を推進
- ・ 快適で衛生的な住環境を創出するとともに、三倉川最上流部に位置する地域として、汚水流出を抑制するため、合併処理浄化槽の設置を促進

⑤ 都市景観の整備方針

○ 地域の個性を表す良好な景観を保全・育成

- ・ 本地区に広がる緑豊かな森林景観や、茶園などののどかな農地景観については、本地区の産業や生活の営みの中で形成された地域の個性を表す良好な景観であるため、農林業の担い手育成等により、今後とも保全・育成

○ 地域資源の保全とまちづくりへの活用

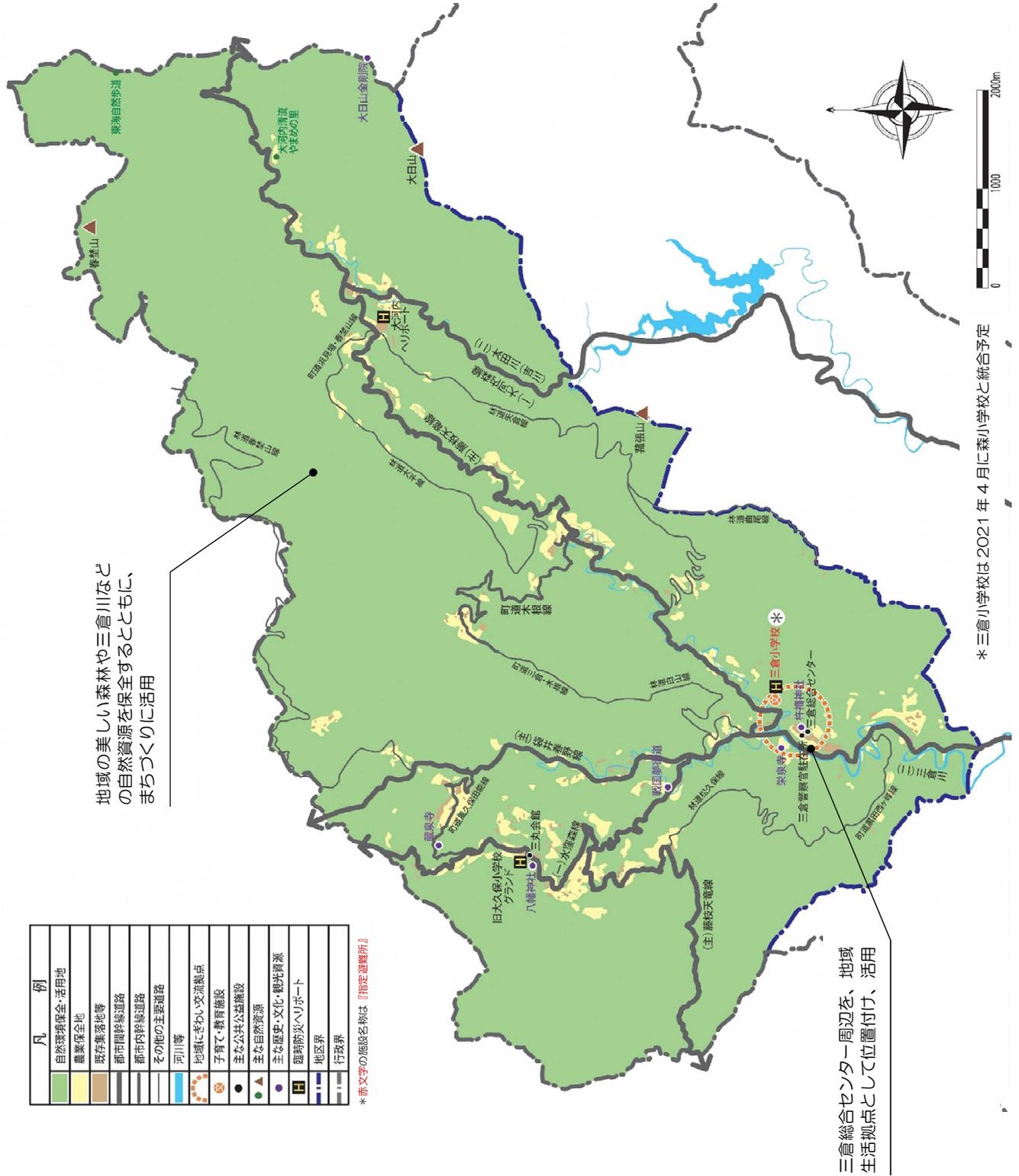
- ・ 大日山金剛院の山門「仁王門」や伝統的な祭事・文化など、地域の貴重な歴史・文化的資源の保全を図るとともに、地域の個性を表す重要な要素として、地域内外へのPR活動を促進
- ・ 「ぷぶふの日」などのイベントは、町内外の交流促進、地域住民のコミュニティ形成、地域資源やコミュニティ内の小さな活動の発掘・周知など、多面的に機能するまちづくりの貴重なエネルギーとして活用

⑥ 都市防災の整備方針

○ 災害リスクに応じた地域ごとの防災対策の強化

- ・ 保水機能を有する山林や中山間地の農地を保全することで、近年多発する集中豪雨等による地域や下流域で想定される浸水被害を抑制
- ・ 防災ヘリポートの周知と適切な維持・管理により、大規模災害時等における孤立化を防止
- ・ 平時の地域のまちづくりの拠点であり、有事には指定避難所として機能する三倉小学校（*森小学校に統合予定）等の防災機能向上（避難所としての容量確保、防災資機材や食料品等の備蓄の充実等）

■ 三倉地区まちづくり構想図

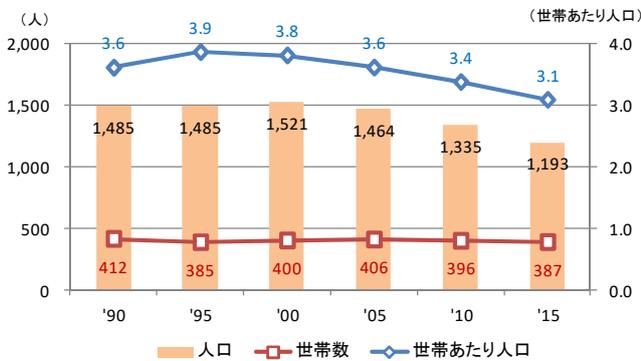


2-6. 天方地区

(1) 地域の現況

- 天方地区は、面積 42.2 km² (町全域の 32%)、町の北東に位置する地域です。
- 2015 年の人口は 1,193 人 (町の総人口の 6%)、世帯数は 387 件です。2000 年以降、人口減少が急激に進む一方、世帯は 400 件前後を推移しています。
- 地域の土地利用の大半を占める森林や、かわせみ湖、吉川 (太田川) など、自然資源に恵まれています。こうした環境のなか立地する複合型体験施設アクティ森には、年間約 10 万人が訪れ、地域の交流の拠点となっています。この他、重要文化財に指定されている友田家住宅や、県の景観賞優秀賞を受賞した半夏生の里なども、地域の重要な地域資源となっています。
- 毎年春と秋には、三倉・天方地区において「ぶらぶらの日」(ぶらっときて、ぶらっと見て、ぶらっと立ち寄っての意) が開催されます。地域住民の自宅や工房を開放し、山里の魅力と暮らしぶりを紹介するイベントで、住民の方との語らいや農産物・工芸品の買物等を楽しむことができます。

■ 人口・世帯の推移 (出典：2015 国勢調査)



■ 主要な地域資源

【公共公益施設】

天方生活改善センター、天方警察官駐在所、天方小学校 (*2021 年 4 月森小学校に統合予定)、泉陽中学校 (*2020 年 4 月森中学校に統合)、天方幼稚園 等

【歴史・文化資源】

大日堂、蔵雲院、自得院、八幡神社、日月神社、友田家住宅、秋葉山常夜灯 等

【自然資源】

吉川 (太田川)、かわせみ湖 (太田川ダム)、葛布の滝、吉川キャンプ場、半夏生の里 等

【その他】

森町体験の里アクティ森 等

■ 地域で営まれるイベント等 (出典：「遠州の小京都まちづくり」基本計画)

春 (3月~5月)			夏 (6月~8月)			秋 (9月~11月)			冬 (12月~2月)		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
・ぶらぶらの日			・吉川鮎釣り解禁			・森町クラフトフェア (アクティ森)					
						・ぶらぶらの日					

花・紅葉関連 無形文化財 (国又は県) 定期開催 (月 1 回程度) 定期開催 (4月・11月)

■ 地域資源やイベントの写真



「森町クラフトフェア」
（森町体験の里アクティ森）



「タイラ沢の大滝」



「友田家住宅」



「太田川ダム（かわせみ湖）」



「片吹大日堂」



「半夏生の里」

（2）地域のまちづくりのテーマと目標

《まちづくりのテーマ》

**カワセミが舞う清流吉川との関わりのなかで
安全・安心な暮らしや交流の活力を育む地域づくり**

《まちづくりの目標》

- 定住や観光交流の促進に向けた遊休農地と空き家等の有効活用
- 吉川（太田川）やかわせみ湖などの水辺空間の活用
- 体験の里アクティ森を拠点とした地域づくり
- 災害に備えた地域の防災力の向上

(3) 地域のまちづくりの方針

① 地域の拠点形成の方針

○ 「(現) 天方小学校」周辺を、地域のまちづくりの核として位置付け

- ・ 天方小学校（*森小学校に統合予定）や天方幼稚園、天方生活改善センター（丸山会館）など公的施設が集積する地区周辺を、地域生活拠点に位置付け
- ・ 地域生活拠点の各施設は、地域の交流・活動の場として活用

○ 「森町体験の里アクティ森」を、地域内外の観光交流の拠点として活用

- ・ 本町の代表的な観光施設である「森町体験の里アクティ森」は、周辺の豊かな自然とふれあいながら、伝統工芸の体験などを通じて地域の文化にふれあうことができる観光・文化の交流拠点として、また地域の特産品等をPRする情報発信の拠点として、今後とも活用



▲森町体験の里アクティ森

○ 「太田川ダム（かわせみ湖）」を、水辺の観光交流の拠点として活用

- ・ 太田川ダム（かわせみ湖）周辺は、豊かな自然環境と一体的に保全するとともに、親水公園や遊歩道などの整備により、自然とのふれあいや健康づくりができる観光交流の拠点として活用

② 土地利用と集落整備の方針

○ 良好な住環境の維持・向上

- ・ 既存集落地は、周辺の豊かな自然環境と調和した現在の住環境の維持・向上を図るため、排水施設や集落地内の生活道路等の生活基盤の整備を行うなど、住環境の改善を推進

○ 空き家等の有効活用について検討

- ・ 集落地内の空き家等は、空家等対策計画に基づき、適正管理を推進
- ・ 移住定住や観光交流の促進のため、リノベーションなど有効活用の可能性について検討

○ 優良農地の保全を図り、遊休農地の有効活用の可能性について検討

- ・ 茶園などの優良な農地の保全や農産物のブランド化等により、本地区の基幹産業である農業振興を促進
- ・ 遊休農地は、実態を把握したうえで、新たな農作物の導入や観光農園など、農地としての再利用を基本としつつ、地域の実情に即した有効活用の可能性を検討
- ・ 侵入防止柵の設置、駆除したイノシシ等を食肉として活用するなど、鳥獣害対策により、営農環境を維持・保全

③ 道路・交通の整備方針

○ 地域内外の交通や交流を支える幹線道路等の整備・改良

- ・ 本地区の主要幹線道路であり、地域間の交通や交流を支える（主）袋井春野線、（一）大河内森線は、安全性・快適性を高めるための整備・改良を促進
- ・ 地域住民の生活や産業活動、有事における代替性のある道路ネットワーク形成等のため、県道を補完する町道や林道の整備・改良を推進

○ 既存公共交通機関の維持と利便性を向上するための検討

- ・ 高齢化が進行する本地区において、地域住民の足となるバス路線については、既存路線の維持に努め、利用促進を図るとともに、利便性の向上と効率的な運行方法について検討

④ 都市環境の整備方針

○ 水辺空間の保全とまちづくりへの活用

- ・ 太田川（吉川）や三倉川などの主要河川は、保全を図るとともに、親水空間を創出し、地域のみならず、多くの町民や観光客が訪れる観光交流の拠点として活用
- ・ 葛布の滝は、貴重な自然資源として保全
- ・ 水辺空間の整備・活用等にあつては、動植物の生息空間の確保を図るなど、自然環境への影響に配慮



▲太田川ダム（かわせみ湖）

○ 豊かな森林などの自然資源の保全

- ・ 地域に広がる森林は、町の自然環境の骨格を形成する重要な自然資源として、今後とも保全

○ 快適で衛生的な住環境の創出

- ・ 安全かつ安定的な飲料水の確保のため、水道施設等の整備更新と適正な維持・管理を推進
- ・ 快適で衛生的な住環境を創出するとともに、太田川最上流部に位置する地域として、汚水流出を抑制するため、合併処理浄化槽の設置を促進

⑤ 都市景観の整備方針

○ 地域の個性を表す良好な景観を保全・育成

- ・ 周辺の豊かな緑地景観と一体となった太田川（吉川）や三倉川の水辺景観は、地域の個性を表す良好な景観として今後とも保全するとともに、児童の遊びの場、鮎釣りの場等として活用することで、活動と一体となった景観を育成
- ・ 太田川ダムとかわせみ湖の周辺は、周辺の豊かな緑地景観と一体となった雄大な地域のランドマークとなる景観として保全

○ 地域資源の保全とまちづくりへの活用

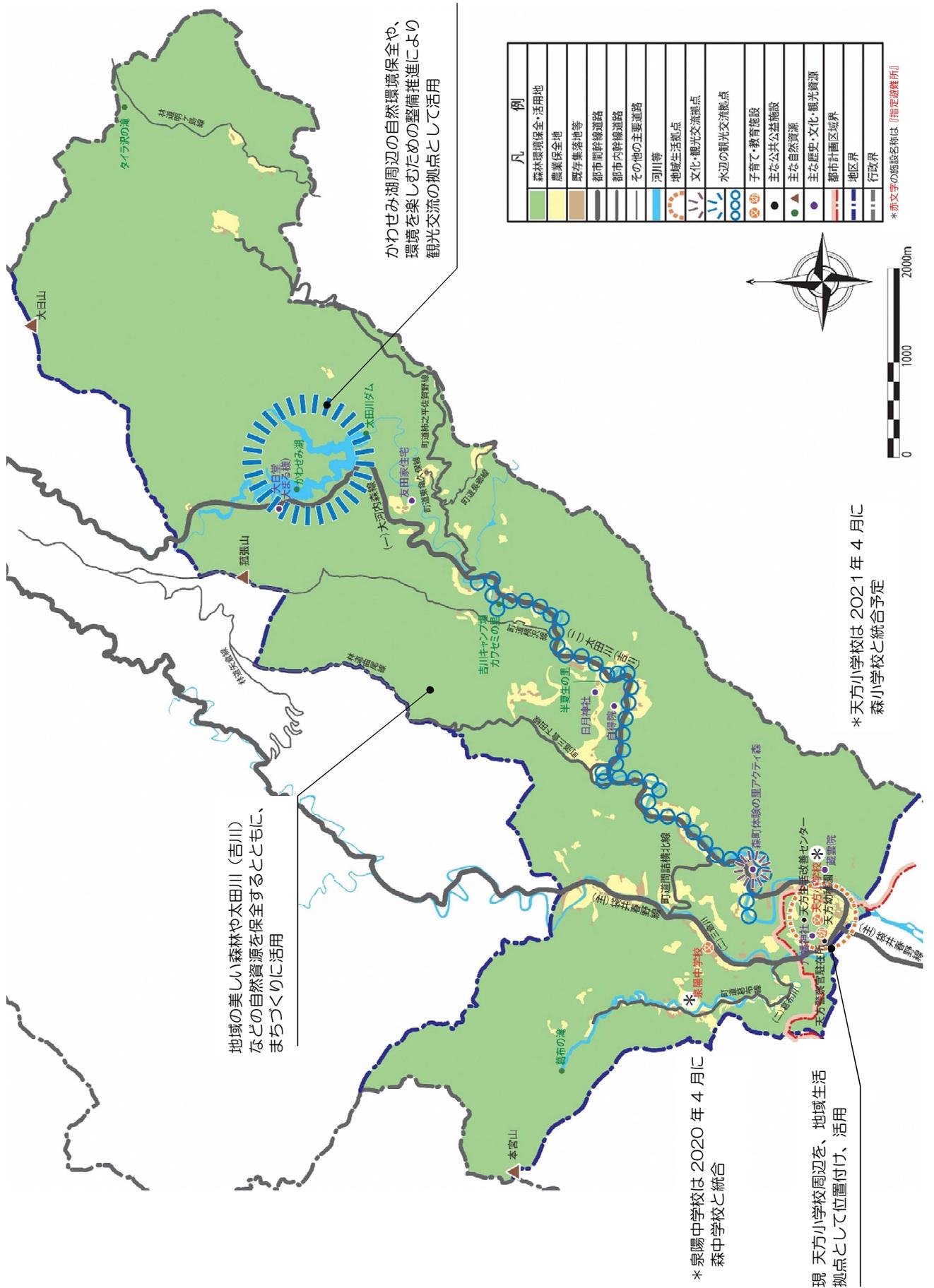
- ・ 友田家住宅（国指定重要文化財）や、蔵雲院、大まる様などの地域の貴重な歴史・文化的資源の保全を図るとともに、地域内外へのPR活動を促進
- ・ 「森町体験の里アクティ森」を中心としたハイキングやサイクリングのコース整備により、太田川（吉川）やかわせみ湖などの自然資源や、友田家住宅などの歴史・文化的資源とをネットワークで繋ぎ、地域内外の人々のふれあいや交流を促進
- ・ 「ぷぶふの日」などのイベントは、町内外の交流促進、地域住民のコミュニティ形成、地域資源やコミュニティ内の小さな活動の発掘・周知など、多面的に機能するまちづくりの貴重なエネルギーとして活用

⑥ 都市防災の整備方針

○ 災害リスクに応じた地域ごとの防災対策の強化

- ・ 保水機能を有する山林や中山間地の農地を保全することで、近年多発する集中豪雨等による地域や下流域で想定される浸水被害を抑制
- ・ 平時の地域のまちづくりの拠点であり、有事には指定避難所として機能する天方小学校（*森小学校に統合予定）等の防災機能向上（避難所としての容量確保、防災資機材や食料品等の備蓄の充実等）

■ 天方地区まちづくり構想図



第4章 計画の実現に向けて

1. 「協働のまちづくり」の推進

(1) 基本的な考え方

① 多様な主体の連携による「協働のまちづくり」

人口減少・少子高齢化の本格化、新東名高速道路の開通、南海トラフ巨大地震等の大規模災害への懸念など、町を取り巻く状況が大きく変化するなか、まちづくりの課題は複雑になってきており、町民、企業、専門家、行政などが、単独で解決することが年々難しくなっています。

こうしたなか、森町の「豊かな暮らし」をこれからも維持していくためには、多様な主体が適切な役割分担のもと、互いに認め合いながら協力・連携してまちづくりに取り組む「協働のまちづくり」を、これまで以上に積極的に進めていくことが重要です。

このことから、都市計画マスタープランの推進においても、多様な主体の連携による「協働のまちづくり」を基本として取り組みます。

② コミュニティごとのエリアマネジメントの推進

本計画では、コミュニティごと異なる課題や特性に応じたまちづくりを推進していくこととしています。その実現のために、エリアマネジメントの考え方を取り入れ、地域の課題に対し、多様な主体が参画し、積極的にまちづくりに取り組むことを促します。

また、将来的には、個々の地域のエリアマネジメントが機能するとともに、各地域が連携した都市全体のまちづくりの推進体制を築くことを目指します。

■ 森町における「協働のまちづくり」



都市計画マスタープラン等策定に係る有識者会議



第9次森町総合計画策定のためのまちづくり検討会

(2) まちづくりの主体と役割

① 町民の役割

町民は、まちづくりの担い手として、まちづくりに関心を持ち、まちづくりの理解を深めるとともに、自分たちでまちを良くするためにできることを考え、実践することが期待されます。

② 企業の役割

地域の産業や経済発展に貢献することが期待されます。

また、森町の一員として、地域の特性やまちづくりのルール等に対する理解を深め、自らの企業活動や経済活動を通じて、まちづくりに貢献することが期待されます。

③ 専門家等の役割

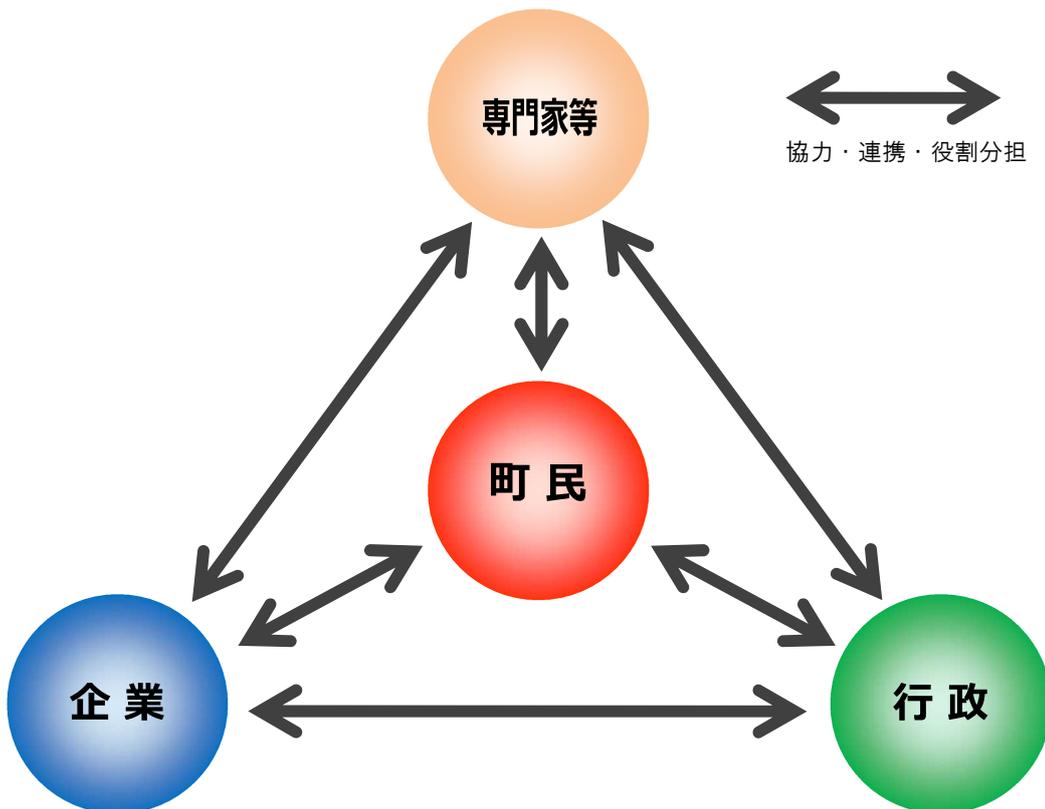
町民や企業のまちづくり活動に際し、その専門性を活かしアドバイスするなど、まちづくり活動への積極的な参加・協力が期待されます。

④ 行政の役割

行政は、都市計画マスタープランに基づき、まちづくり事業を進める主体としての役割に加え、町民、企業等との協働のもと、総合的かつ計画的なまちづくりを実施していく役割を担います。

また、町民や企業等のまちづくりへの積極的な参画を促すため、まちづくりに関する情報提供や町民主体のまちづくり活動の支援等を推進します。

■ 協働のまちづくりのイメージ



(3)「協働のまちづくり」の進め方

まちづくりの「発意」から「構想・計画づくり」、「計画決定」、「実施・管理」、「評価」というあらゆる段階で、「協働によるまちづくり」に取り組みます。

■ 協働によるまちづくりの進め方イメージ

Step 1 まちづくりの発意

- ・ まちづくりの発意は、行政だけでなく、町民、企業、専門家等から、広く積極的に行います。
- ・ 多様な主体からまちづくりの発意を引き出すため、行政は、都市計画マスタープラン等に基づくまちづくりの方向性や重要性の周知に努めるとともに、町民等のまちづくり活動を支援します。
- ・ 町民や企業等は、まちづくりの主体として、日頃から「自分の町、自分の地域」を知り、まちづくりに対する関心を高めるようなイベント、学習に取り組むことが期待されます。

Step 2 構想・計画づくり

- ・ 行政発意のまちづくりの場合には、構想・計画づくりの初期の段階から、町民、企業、専門家等が加わり、一緒に検討を進めます。
町民、企業等の発意によるまちづくりの場合には、行政は構想・提案づくりに際し、専門家を派遣するなど、積極的に支援します。
- ・ 町民や企業等が検討したまちづくりの構想・計画を実現できるよう、都市計画提案制度の活用を検討します。

Step 3 計画決定

- ・ 町民、企業、行政等が連携して、十分な検討・議論を重ね、合意形成を図ったうえで、実現手法を含め、まちづくりの計画を定めます。
- ・ 実現手法は、既往の都市計画に基づく規制・誘導手法や基盤整備事業を活用するとともに、必要に応じ、先進事例等を参考に、町独自の手法による実現も検討します。
- ・ 事業手法の選定にあっては、まちづくりを行う地域や地区の自然的・社会的条件、周辺の環境に十分に配慮するとともに、関係者の意見を十分に踏まえたうえで、最適な手法を選択します。

Step 4 実施・管理

- ・ 町民や企業等は、定めたルールを守るとともに、計画に沿って、主体的にまちづくりに取り組みます。
- ・ 行政は、町民や企業等のまちづくりを支援し、あるいは規制・誘導するとともに、都市計画等に基づく公共事業を推進します。

Step 5 評価

- ・ 構想・計画づくりの段階における検討組織が中心となり、まちづくりを管理・点検し、定期的に進捗状況の評価します。
- ・ 評価に基づき、まちづくりの実施に伴う効果や課題などを明らかにし、次のまちづくりに活かすとともに、必要に応じてまちづくりの計画を見直します。

2. 実現に向けた取組

(1) 社会情勢の変化等に対応する新たな取組の推進

① 立地適正化計画制度等の活用

立地適正化計画は、人口減少社会を見据え、2014年に都市再生特別措置法に基づき、新たに作成することが可能になった計画です。当計画では、暮らしを支える都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」や、都市機能が持続できるように一定の人口密度の維持を図る「居住誘導区域」を定め、人口減少・高齢化が進むなかでも豊かに暮らし続けられる「コンパクト + ネットワーク」のまちづくりを目指す計画です。

森町では、都市計画マスタープランの改定と併せ、立地適正化計画を策定することから、立地適正化計画等に基づく取組を推進していきます。

② まちづくりに関連する多様な分野との連携

まちづくりに関連する医療・福祉、教育、観光など、多様な分野の計画や各種事業との調整・整合を図りながら進めます。また、こうした行政内の連携強化に加え、公民連携を促進し「新しい公共」によるまちづくりを推進します。

③ 都市の社会資本の適切な整備・維持管理

町民の安全・快適な生活や都市活動を支えていくため、森町公共施設等総合管理計画の考え方にもとづき、町の成り立ちや都市構造、将来の人口規模等に応じた公共施設の再編や都市基盤の適切な整備・維持管理を推進します。

また、民間の空き家などのストックについても、所有者や地域の意向を確認しつつ、定住促進や地域の生活を支える都市機能の受皿等として活用することを推進します。

④ 広域連携・交流の推進

医療・福祉、観光、防災等の分野で連携している周辺市町との連携を強化し、役割分担と協力関係の構築に努めます。

「豊かな暮らし」の維持に向け、公共施設の相互利用や公共サービスの共通化などをさらに発展、充実させ、効率的で効果的な広域行政を推進します。

(2) 既往の取組の推進

① 都市計画の考え方に基づく、土地利用の規制・誘導や都市施設整備の推進

「森町都市計画マスタープラン」で定めた基本方針に基づき、地域地区等の規制・誘導制度を活用し、適切な土地利用を図ります。

また、道路や公園等の都市施設整備事業の推進を図るため、必要な都市計画の決定を行います。

なお、既に都市計画決定されたものについては、経済・社会情勢等の変化や土地利用・建築物立地状況の変化等を踏まえて、必要に応じて決定内容の見直しを行います。

② 地域・地区の特性に応じた自主的なまちづくりのルールを活用

地区計画のように法に基づく制度のほかにも、住民が自分たちのまちづくりのためにつくる「まちづくり協定」「建築協定」など、自主的なまちづくりのルールを定めることができます。

これらのルールづくりの促進に向けて、「森町建築協定条例」の制定検討や、その他必要な情報の提供・アドバイス等の支援を積極的に行っていきます。

③ 開発許可制度等の適切な運用

開発許可制度は、無秩序な市街化の防止を図るとともに、開発行為の適正な水準を確保するために設けられている制度であり、開発面積や予定建築物の用途などに応じて、道路・公園・排水施設などが一定の技術基準に適合している場合にのみ許可となります。

都市計画法に基づき、都市計画区域内の 3,000 m²以上の開発行為を、また都市計画区域外では 10,000 m²以上の開発行為について、制度の適切な指導を行っていきます。

また同時に、森町「土地利用事業に関する指導要綱」に基づき、1,000 m²以上の土地利用事業について、適切な指導を行っていきます。

④ 都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度は、都市計画区域において、土地所有者やまちづくり NPO などが、都市計画の決定または変更を提案できる制度です。

協働によるまちづくりを推進する一つの有効な手段として、町民への周知を図るとともに、制度適用の際の庁内の受け入れ体制・支援体制の構築を進めます。

⑤ 民間活力の活用

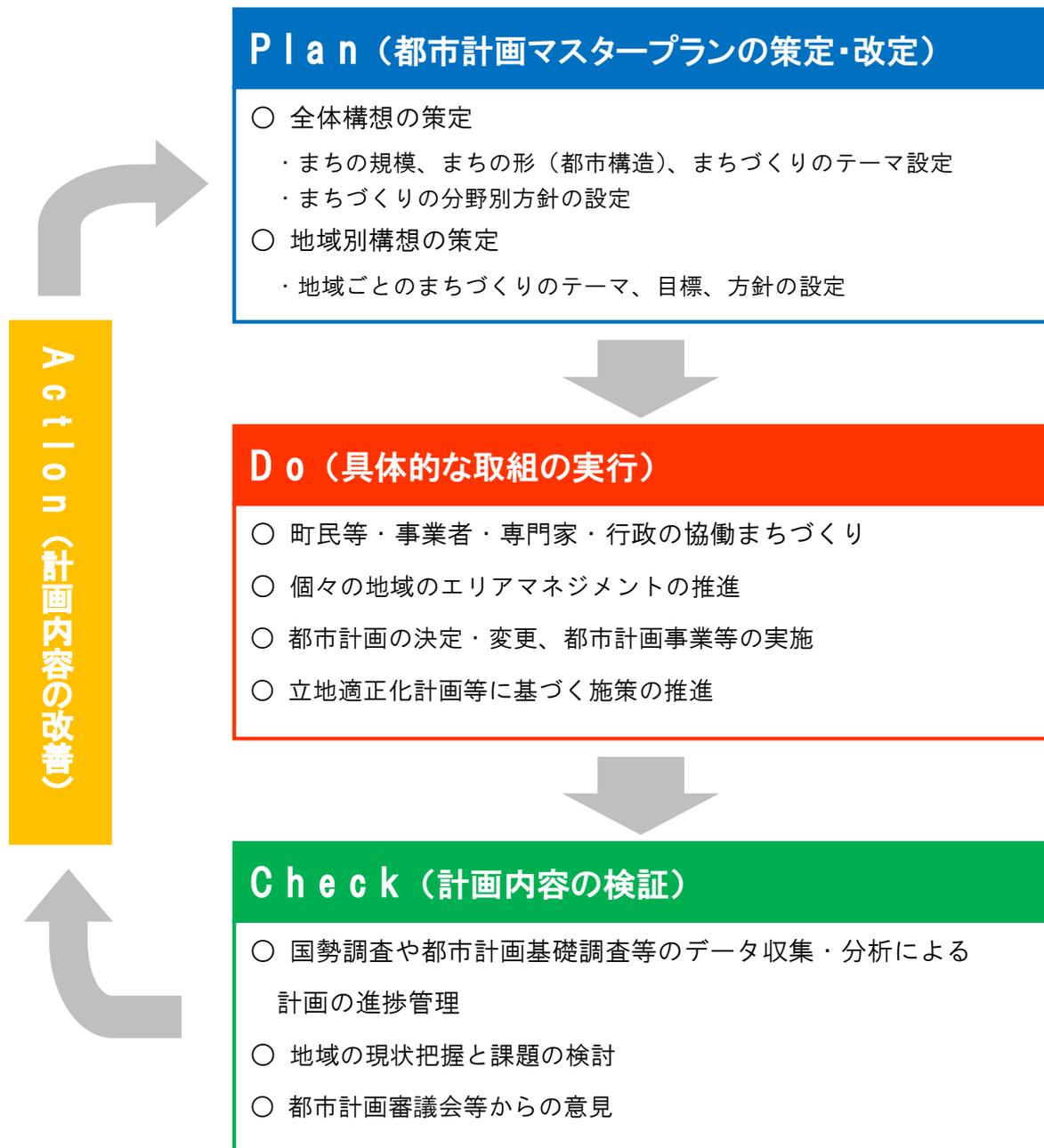
多様化する市民ニーズへの対応や効率的な財政運用を実現するため、民間が有するノウハウなどが期待できる分野を中心に、積極的に民間活力の活用を努めます。

3. 計画の進捗管理

「森町都市計画マスタープラン」は、2040年を目標年次としており、計画期間が概ね20年間と長期に渡ります。このことから、P（計画）・D（実行）・C（検証）・A（改善）サイクルにより、まちづくりの実施状況について評価し、計画の適切な進捗管理に努めます。

なお、社会経済情勢の変化、まちづくりの各種制度の大幅な変更、総合計画など上位計画に示される政策の変化などがあった場合には、必要に応じて本計画の見直しを行います。

■ PDCAサイクルによる計画の進捗管理のイメージ



巻末

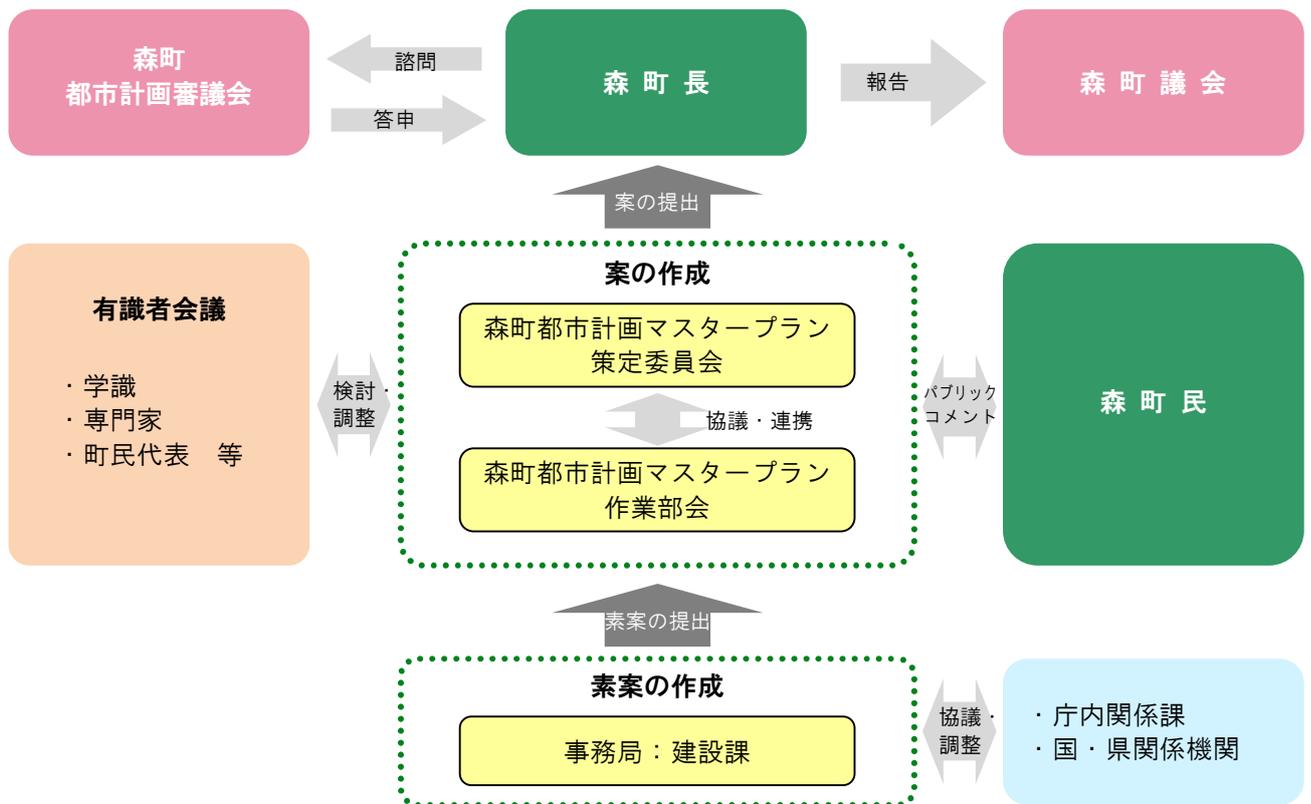
1. 策定の体制及び経緯

森町都市計画マスタープラン及び森町立地適正化計画の策定にあたっては、庁内組織として「策定委員会」及び「作業部会」を設置し、庁内調整を図るとともに、第三者組織として「有識者会議」を設置し、計画案についての検討、調整及び意見交換等を進めてきました。

計画（素案）についての周知と住民意向の反映のため2週間のパブリックコメント（意見募集）を実施しております。

その後、作業部会、策定委員会において計画（案）として取りまとめ、森町長に提出し、「森町都市計画審議会」における諮問・答申を経て策定しております。

■ 策定体制



■ 都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定組織（敬称略）

【策定委員会】

	役職	平成 30 年度	令和元年度
委員長	副町長	村松 弘	村松 弘
委員	総務課長	村松 利郎	村松 成弘
	防災課長	富田 正治	小島 行雄
	企画財政課長	佐藤 嘉彦	佐藤 嘉彦
	税務課長	小島 行雄	山下 浩子
	住民生活課長	幸田 秀一	富田 正治
	保健福祉課長	村松 成弘	平田 章浩
	産業課長	長野 了	長野 了
	定住推進課長	村松 達雄	村松 達雄
	上下水道課長	高木 純一	岡本 教夫
	学校教育課長	西谷 ひろみ	塩澤 由記弥
	社会教育課長	鈴木 富士男	松浦 博
	病院事務局長	高田 志郎	高木 純一

【作業部会】

	所属	平成 30 年度	令和元年度
委員	総務課	高山 佳穂里	高山 佳穂里
	防災課	内山 敬浩	井口 寧了
	企画財政課	鈴木 勇登	鈴木 勇登
	保健福祉課	栗田 雅美	花島 園子
	産業課	井口 寧了	大場 秀一
		福島 光英	福島 光英
	定住推進課	川合 一樹	川合 一樹
	上下水道課	磯谷 博俊	磯谷 博俊
	学校教育課	岩井 秀司	石黒 智己
森町病院	中村 貢	中村 貢	

【有識者会議】

	分野	所属	役職	氏名
座長	学識者	横浜国立大学	准教授	野原 卓
委員	行政	静岡県袋井土木事務所	都市計画課長	吉川 浩史
	公共交通	天竜浜名湖鉄道(株)	常務取締役	平野 隆広
	公共交通	秋葉バスサービス(株)	社長	大多和 直彦（平成 30 年度）
				佐野 弘幸（令和元年度）
	商業	森町商工会	会長	鈴木 康之
	観光	森町観光協会	会長	秋山 成光
	農業	森町農業委員会	会長	増田 多喜男
	医療	公立森町病院	院長	中村 昌樹
	学校教育	森町教育委員会	教育委員	村松 加代子
	福祉	元社会福祉協議会職員	元職員	柴田 かね
	建築	建築士会・森町都市計画審議会委員	委員	花嶋 久治
一般代表	J A 女性部・森営農センター	職員	鈴木 美紀	

■ 策定経緯

年度	内容	日付	会議等の内容
平成 29 年度	<p>◆立地適正化計画策定基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の現況・課題の整理 ・上位関連計画等の整理 等 		
平成 30 年度	<p>◆都市計画マスタープラン策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの方針検討 ・将来都市構造の検討 等 <p>◆立地適正化計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の検討 ・都市機能誘導区域の検討 等 	<p>1 月 16 日</p> <p>2 月 20 日</p> <p>3 月 27 日</p>	<p>第 1 回策定委員会・作業部会合同会議</p> <p>第 1 回有識者会議</p> <p>都市計画審議会</p>
令和元年度	<p>◆都市計画マスタープラン策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別方針の作成 ・地域別構想の作成 等 <p>◆立地適正化計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域の検討 ・誘導施策の検討 等 	<p>6 月 26 日</p> <p>8 月 5 日</p> <p>8 月 9 日</p> <p>10 月 11 日</p> <p>10 月 25 日</p> <p>11 月 22 日</p> <p>12 月 3 日</p> <p>3 月 2 日</p> <p>～3 月 16 日</p> <p>3 月 18 日</p> <p>3 月 25 日</p>	<p>第 2 回有識者会議</p> <p>第 2 回作業部会</p> <p>第 2 回策定委員会</p> <p>第 3 回作業部会</p> <p>第 3 回策定委員会</p> <p>第 3 回有識者会議</p> <p>森町議会全員協議会</p> <p>パブリックコメント実施</p> <p>第 4 回策定委員会</p> <p>都市計画審議会</p>

■ 有識者会議の様子



【参考】 有識者会議設置要綱

森町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定に係る有識者会議設置要綱

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（以下これらを「都市計画マスタープラン等」という。）の策定について、広く意見を求め、暮らしやすいまちづくりの推進を図るため、森町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 有識者会議は、都市計画マスタープラン等の策定に係る事項について、意見交換及び協議する。

（組織）

第3条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって組織する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）商工関係団体を代表する者
- （3）農業関係団体を代表する者
- （4）関係行政機関を代表する者
- （5）前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

（座長）

第4条 有識者会議に座長を置き、学識経験を有する者をもって充てる。

- 2 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープラン等の策定の日までとする。

（会議）

第6条 有識者会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとする。ただし、あらかじめ座長に代理の者の氏名等を報告し、座長の承認を得ることとする。

（庶務）

第7条 有識者会議の庶務は、建設課において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他有識者会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年12月3日から施行する。

2. 用語の解説

【あ行】

アイドリングストップ

自動車等の車両において、燃料の節約と二酸化炭素を排出する排気ガスを減らすため、一時停止時などにエンジンを切ること。

アセットマネジメント

計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い、寿命を延ばしたり公共施設の利活用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図り、都市経営上の健全性を維持するもの。

IC（インターチェンジ）

高速道路等の出入り口のこと。

インフラ

社会基盤のこと。交通、通信、電力、水道、公共施設など、社会や産業の基盤として整備される施設。

液状化

地表付近の地下水を含んだゆるい砂層が、地震動により強度を失い、液体状になること。

NPO（エヌピーオー）

営利を目的としない自主的なまちづくり、高齢者支援、自然環境保全、ごみのリサイクルなどの活動を行う市民団体のこと。

応急仮設住宅

大規模な自然災害発生時に、被災者の一時的な住まいとして設置される仮設住宅のこと。

屋外広告物

はり紙、看板、立看板、広告塔、ネオンサインなど、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示されるもの。

お達者度

静岡県が介護認定等の情報をもとに65歳から元気で自立して暮らせる期間として独自に算出した数値。

【か行】

街区公園

日常生活に身近な住区基幹公園の種類の一つ。主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的に、敷地面積の標準を0.25haとする都市公園のこと。

開発許可制度

都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。開発行為をしようとするものは、開発面積に応じて、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要となる。

開発行為

建築物の建築などの目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。

急傾斜地崩壊危険区域

大雨や地震等の要因により斜面が崩壊する可能性のある土地（急傾斜地）のうち、崩壊により居住者等に危害が及ぶ可能性があり、一定の基準を満たす区域のこと。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて、都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう、人口密度を維持するために居住を誘導すべき区域。

緊急輸送路

大規模な自然災害などの緊急事態に、避難活動や救急救助活動、また物資の供給を行う輸送路としてあらかじめ指定されたもの。

グリーンツーリズム

都市と農村との交流を通して地域の活性化に役立てようとする取り組みのこと。

景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。計画で定められた景観計画区域内では、建築される建築物等に対して、その形態や色彩、意匠などを規制することができる。

健康寿命

WHO が提唱した指標で平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

建築協定

建築基準法では満たすことが出来ない地域の個別的な要求を満足させるため、住宅地としての環境、商店街としての利便を高度に維持・増進する等建築物の利用を増進し、かつ土地の環境の改善を目的とする協定。

協定の内容は、建築物の敷地位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準を土地所有者等の合意によって、協定することができる。

建築ストック

過去に建築され、現在も存在している建築資産のこと。

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のこと。

耕作放棄地

農林水産省の調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のこと。

公的不動産（PRE）

地方公共団体が所有する不動産のこと。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

国土利用計画

国土利用計画法に基づき、国、都道府県、市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。

コミュニティ

地域共同体、地域共同社会のこと。

コンパクト+ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心してらせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

【さ行】

里山

人里近くにあって人々の生活と結びついた山・森林。

市街地開発事業

都市計画法に規定されている事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の総称。一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物などの整備を一体的に行い、健全な市街地を形成することを目的とする。

地すべり防止区域

地すべりを起こしている区域、または地すべりを起こす恐れが極めて大きい区域とこれに隣接する区域のうち、地すべりを助長・誘発する恐れのある大きい土地の区域のこと。

住宅土地統計調査

我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査。

修景

建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲のまちなみに調和させることや、都市計画的な景観整備を行うこと。

準用河川

一級河川・二級河川以外の河川で、市町村長が指定したもの。

人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づく計画で、想定される人口減少を軽減し一定の人口を確保するため、目指すべきまちの姿やその実現のための具体施策等を位置付けた計画のこと。

水源かん養

森林の土壌が、雨水など流水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和することにより、河川の流量を安定させる機能のこと。また、森林の土壌を通過することにより、水質が浄化される。

スケールメリット

企業経営や生産、販売などの規模を大きくすることで、生産性や効率性が向上すること。

スマートIC

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアなどから乗り降りができるように設置されるインターチェンジで、ETC (Electronic Toll Collection System: 電子料金収受システム) を搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

3R (スリーアール)

3Rは、以下の3つのRで始まる英語の頭文字を表しており、3つの「R」に取り組むことで、ごみを減量化し、資源の有効活用を推進する考え方のこと。

Reduce (リデュース): 廃棄物の発生を抑制する

Reuse (リユース): ごみとして廃棄しないで再利用する

Recycle (リサイクル): 再資源化する

セットバック

建築時、敷地前面の道路が4メートル未満の二項道路の場合、道路の中心線から2メートルの線までの道路の境界線を後退させること。

総合計画

市町村が、その地域全体について、総合的かつ効率的な行政・財政の運営を目的として策定する最も基本的な計画で、市町村の将来の姿や実現に向けた政策等について示したもの。

総生産額

生産額は、機械等の減価償却部分と新たに作られた付加価値部分からなっており、機械等の減価償却部分を含む生産額のこと。

【た行】

単独処理浄化槽

し尿の処理のみを行う浄化槽のこと。生活雑排水については、未処理のままであるため、水環境に悪影響を与える。現在は、新規設置は認められていない。

地域地区

用途地域や特別用途地区、また高度地区、高度利用地区などといった、その地域・地区の種類に応じて必要な規制を定めることができる地区の総称。

地域包括ケア

2025年(令和7年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、推進する地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

地区計画

建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための地区単位の計画のこと。

一般的な地区計画では、その地区にふさわしい建築物の用途の種類、建ぺい率や容積のほか壁面の位置や高さ、形態、意匠（デザイン）等の制限、垣または柵の構造等を定めることができる。

中遠広域都市計画区域

2以上の市町に設定されている都市計画区域を広域都市計画区域という。中遠広域都市計画区域とは、森町及び袋井市に設定された都市計画区域のこと。

低公害車

窒素酸化物（NO_x）など大気汚染物質の排出が少なく、燃費性能が優れている環境負荷が少ない自動車のこと。電気自動車、圧縮天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などがある。

低未利用地

その土地にふさわしい利用がされるべき土地において、そのような利用がされていない土地を示す。長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域と利用状況に比べ利用の程度が低い「低利用地」の総称。

「未利用地」の具体例としては、空き地や空き家、工場跡地、遊休農地など、「低利用地」としては、一時的に利用されている資材置き場や青空駐車場などが挙げられる。

都市計画区域

都市計画法等の適用を受け、総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都道府県が都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針のこと。

都市計画公園

都市計画決定された公園のこと。

都市計画提案制度

平成14年の都市計画法改正により創設された新しいまちづくりの仕組みの一つであり、都市計画区域（または準都市計画区域）において、土地所有者やまちづくりNPOなどが一定の条件下で都市計画の決定や変更について提案できる制度のこと。

都市計画道路

都市計画決定された道路のこと。

都市計画道路整備プログラム

都市計画道路の整備状況を踏まえ、将来的な整備時期や整備の優先度等を明確にした計画のこと。なお、本町では平成22年3月に策定されている。

都市下水道

主として市街地（公共下水道の排水区域外）において、専ら雨水排除を目的とし、終末処理場を有しないもの。

都市施設

道路、公園など都市の骨格を形成し、都市活動の確保や都市環境の維持を目的として定められる施設のこと。

土地区画整理事業

都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つであり、昭和29年に成立した土地区画整理法に基づく事業である。事業の仕組みは、土地の所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図ることである。

トレッキング

山の中を歩くこと。

【な行】

二級河川

一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるもののうち、都道府県知事が指定したもの。

【は行】

PA

高速道路などに、概ね 15km おきに設けられる比較的小規模な休憩施設のこと。

バイオマス

もともと生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には、エネルギー源として再生可能な生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く) の総称。

パブリック・コメント

行政機関が政策等の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組

沿岸・都市部の防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化やゆとりある住空間の整備を促進するとともに、新東名高速道路等、高規格幹線道路 IC 等の周辺地域においては、地域資源を活用した新しい産業の創出・集積や、自然と調和したゆとりある暮らし空間の整備を促進する。さらに、沿岸と内陸、隣接県や海外に至る様々なレベルで活発な「対流」が発生する活力ある都市圏の形成を目指すとともに、誰もが望むライフスタイルを選択できる環境を創出することにより、安全・安心で魅力ある県土の実現を図る取組。

ブランディング

「ブランド」を形づくるために行うマーケティングなどの活動のこと。

ポケットパーク

歩行者が休憩し、また近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた緑のある小さな広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、チョッキのポケットほどの公園という意味。

保水機能

山林などの緑地が降った雨を一時的に貯留したり、地中に浸透させたりする機能。

ボトルネック

流れやプロセスを滞らせる箇所のこと。「森町都市計画マスタープラン」では、道路の構造的な問題などから、交通渋滞の発生箇所を表す用語として用いている。

【ま行】

緑の基本計画

都市緑地法に規定される、都市計画区域内の緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画のこと。都市公園の整備や緑地の確保、緑化推進の方針等について市町村が定める。

未利用地

※「低未利用地」を参照。

森町地域公共交通計画

森町の地域公共交通の利用者が減少している等の実情を踏まえた持続可能な公共交通のあり方を明らかにするとともに、今後の公共交通に関する取組等の方針を示すもの。

【や行】

遊休農地

現在耕作されておらず、また引き続き耕作される見込みがない農地のこと。

ユニバーサルデザイン

道路や空間をデザインする際、障害者等のための特別なデザインではなく、健常者も含めた全ての人にとって使いやすいデザインのこと、またその考え方。

用途地域

都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の純化を目的として定められる、以下の12種類の地域のこと。

- ・ 第1種低層住居専用地域：低層住宅の良好な環境を保護するための地域。
- ・ 第2種低層住居専用地域（該当なし）：主として、低層住宅の良好な環境を保護するための地域。
- ・ 第1種中高層住居専用地域：中高層住宅の良好な環境を保護するための地域。
- ・ 第2種中高層住居専用地域：主として、中高層住宅の良好な環境を保護するための地域
- ・ 第1種住居地域：低層住宅の良好な環境を保護するための地域
- ・ 第2種住居地域：主として、低層住宅の良好な環境を保護するための地域
- ・ 準住居地域（該当なし）：道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域。
- ・ 近隣商業地域：近隣の住民に対する日用品の供給を行う商業その他の業務の利便の増進を図る地域。
- ・ 商業地域（該当なし）：主として、商業その他の業務の利便の増進を図る地域。
- ・ 準工業地域（該当なし）：主として、軽工業の工場等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域。
- ・ 工業地域：主として工業の業務の利便を図る地域。
- ・ 工業専用地域：専ら工業の業務の利便を図る地域。

用途地域外における地区計画適用方針

用途地域外において地域の活力とコミュニティの維持・向上や、安全・安心でより快適に暮らしやすい環境づくり、さらには、農の風景・自然環境や歴史文化資源との調和など、地域特性に応じたまちづくりに「協働」で取り組む有効なツールとして地区レベルのまちづくりを可能とする「地区計画」制度を活用したまちづくりを進めるための方針。

【ら行】

ランドマーク

地域の目印となる建築物や、象徴的な景観要素のこと。

立地適正化計画

居住機能や医療・福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村マスタープランの高度化版。居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進める。

流入超過

流入人口から流出人口を差し引いた人口。

6 次産業化施設

1次産業としての農林漁業、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業と総合的かつ一体的な推進を図り、農林漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す施設。

森町都市計画マスタープラン

2020年3月策定

編集・発行： 森町 建設課

〒437-0293 静岡県周智郡森町森 2101-1

TEL：0538-85-6322

FAX：0538-85-4419

E-mail：kensetsu@town.shizuoka-mori.lg.jp

URL：https://www.town.morimachi.shizuoka.jp/

